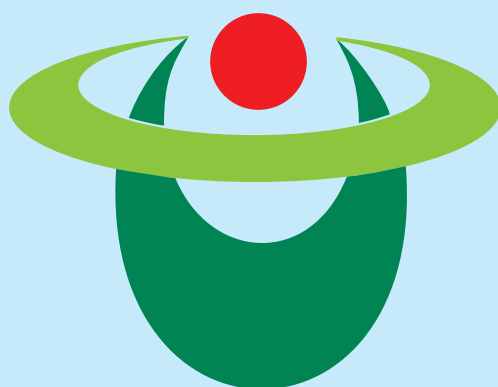


青森県平川市

**「第9期介護保険事業計画・  
高齢者保健福祉計画」**



令和6年3月  
青森県平川市

# 目 次

---

---

<b>第1章 計画の策定にあたって</b>	
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の性格・位置づけ	2
第3節 計画期間の設定	2
第4節 日常生活圏域の設定	3
第5節 計画の策定体制	3
第6節 SDGsとの関連	4
<b>第2章 高齢者の現状と将来推計</b>	
第1節 平川市の概況	5
第2節 市の高齢化等の現状と将来推計	6
1 人口構造と高齢化の推移	6
（1）総人口と高齢化率の推移	6
（2）人口動態の推移	7
2 人口の将来推計	9
3 高齢者のいる世帯の状況	11
4 介護保険被保険者の状況	12
（1）被保険者数の推移	12
（2）所得段階別第1号被保険者数の推移	13
5 要介護者（要支援）認定者の状況	14
6 高齢者世帯の居住の状況	15
7 高齢者の就業状況	16
<b>第3章 各種調査から見る高齢者を取り巻く現状</b>	
第1節 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	17
1 調査の概要	17
2 調査結果	18
3 要介護リスクの判定	24
4 調査結果から見た傾向・課題	25
第2節 在宅介護実態調査	27
1 調査の概要	27
2 調査結果	28
3 調査結果から見た傾向・課題	34
<b>第4章 計画の基本的な考え方</b>	
第1節 基本理念	35
第2節 基本目標・施策の体系	36
1 いたわりを感じる福祉の充実	36
2 健康長寿を目指した健康づくりの推進	36
3 安心してくらせる社会保障制度の充実	36

## 第5章 施策の展開

第1節	生きがいづくり・社会参画の推進	39
第2節	在宅生活を支援するサービスの充実	42
第3節	高齢者福祉施設等の充実	45
第4節	高齢者にふさわしい住環境の整備	47
第5節	災害・感染症対策の推進	48
第6節	高齢者を地域で支えるための体制整備	50
第7節	認知症施策の推進	60
第8節	地域包括支援センターの機能強化	65
第9節	成年後見制度の利用促進（第二期成年後見制度利用促進基本計画）	67
第10節	高齢者虐待防止対策の推進	72
第11節	介護予防の充実	74
第12節	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取組	79
第13節	特定健康診査、保健指導事業、健康増進事業の充実	81
第14節	介護サービスの充実	89
第15節	給付費の適正化の推進	93
第16節	広報・相談体制の充実	95
第17節	介護人材の確保及び介護現場の生産性向上の促進	96
第18節	業務の効率化	98

## 第6章 介護給付費等の見込みと保険料額

第1節	介護給付費等の推計と保険料設定の流れ	99
第2節	被保険者数、要介護（要支援）認定者の推計	100
第3節	介護給付費等の推計	102
1	介護（予防）サービス給付費の推計	102
2	その他の補足給付等の推計	110
3	地域支援事業費の推計	111
4	介護給付費等の推計結果	113
第4節	介護保険料の推計	114
1	介護保険の財源構成	114
2	第1号被保険者保険料の考え方	114
3	保険料基準額（月額）	115

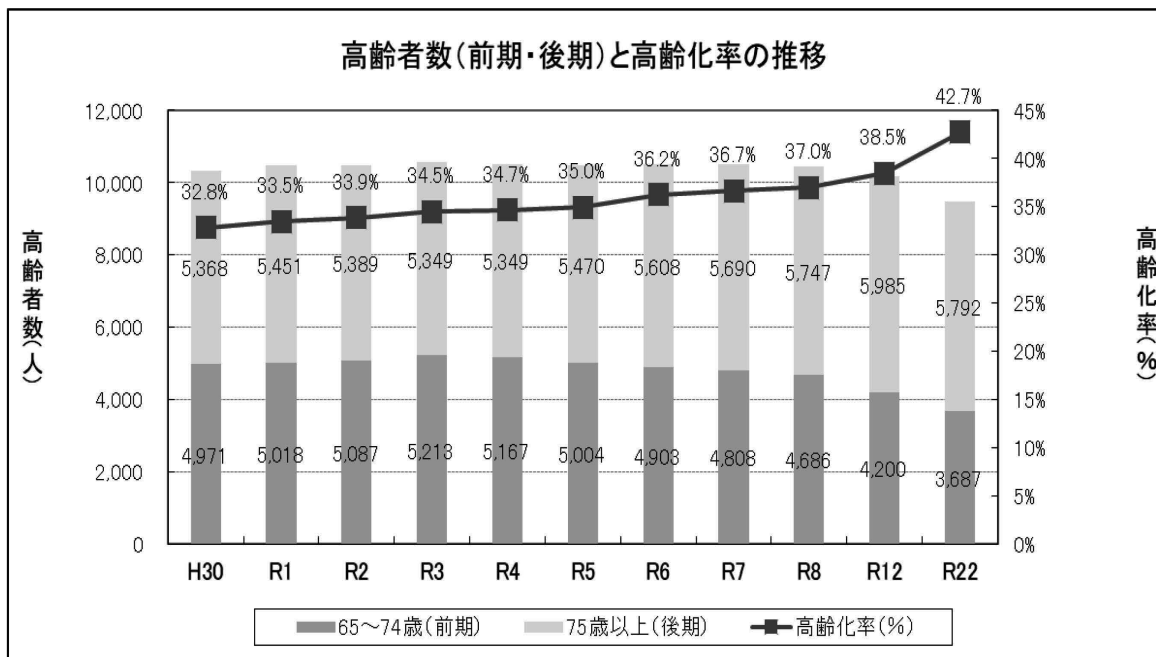
資料編	117
-----	-----

# 第1章 計画の策定にあたって

## 第1節 計画策定の趣旨

わが国では、総人口の減少が続く一方、高齢者の人口は大幅な増加が続いており、少子化も相まって、今後も高齢化はさらに進行していくと予測されています。

本市では、令和5年の高齢化率が35%で、全国平均を5.9ポイントほど上回っている状況であり、ほぼ3人に1人が65歳以上の高齢者となっています。



資料:令和5年までは各年3月31日現在の住民基本台帳人口。令和6年以降は国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」をもとにした推計

このような状況を念頭に置きながら、団塊の世代が75歳以上となる令和7年(2025年)、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年(2040年)を見据え、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、保健、医療、介護、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、自分らしく安心して暮らせるまちづくりを推進していく必要があります。

このようなことから本市では、高齢者に関する保健、健康施策、福祉施策と介護保険施策を密接な連携のもと、総合的、体系的に実施していくため、「平川市第9期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」を策定します。

## 第2節 計画の性格・位置づけ

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づき、本市のすべての高齢者を対象とした高齢福祉に関する全般的な施策を定めるものです。

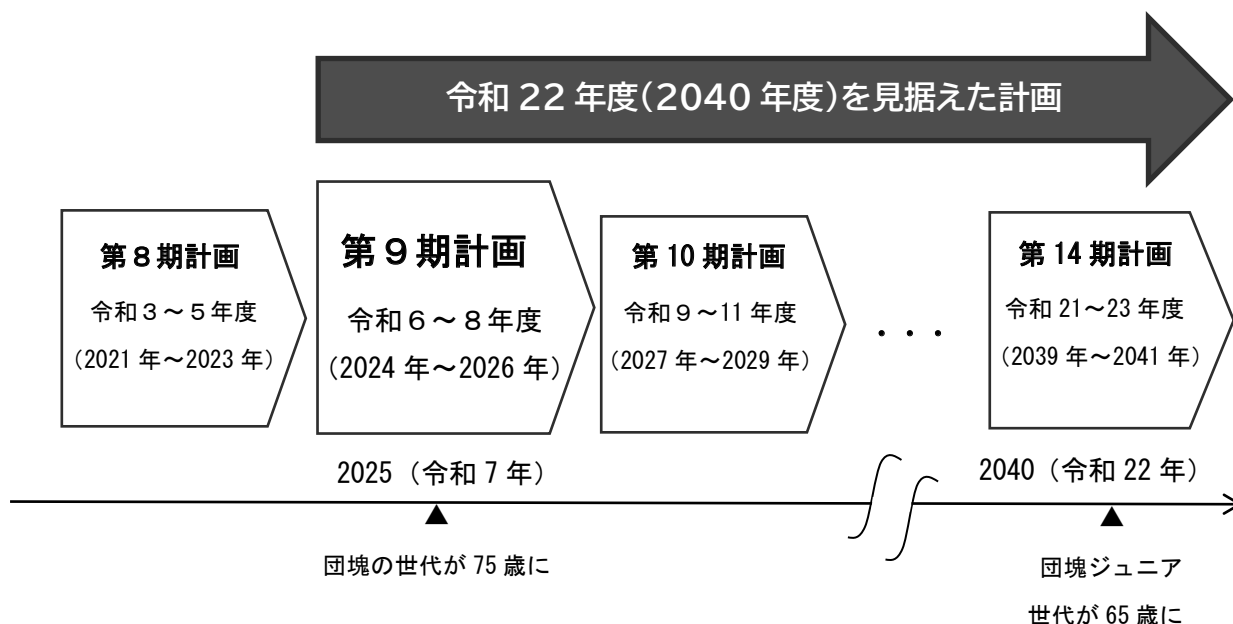
また、介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づき、介護等が必要な高齢者を対象とした介護保険サービス等の必要量とその供給体制等について定めるものです。

本計画は、高齢者に関する福祉政策と介護保険事業を円滑に実施するため、高齢者福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定します。

## 第3節 計画期間の設定

本計画の計画期間は、3年ごとに見直しを行うこととし、令和6年度から令和8年度までの3年を第9期計画期間として令和5年度に策定します。

団塊の世代全員が75歳以上となる令和7年(2025年)や、団塊ジュニア世代全員が65歳以上となる令和22年(2040年)を見据え、高齢者の自立支援と介護予防・重度化防止に向けた取組をさらに推進していきます。



## 第4節 日常生活圏域の設定

住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して設定することとされている日常生活圏域について、第6期計画までは、平賀西部地域、平賀東部地域、尾上地域及び碓ヶ関地域の4圏域としていました。

しかしながら、市内の介護サービス量の充足状況について、社会的条件などに大きな差がないことから、地域ごとに過不足を判定していないこと、また、今後必要とされる介護サービス量を見込むにあたり、市全域のサービス必要量として推計していること、さらには、1つの地域包括支援センターが市内全域の高齢者に対する施策に取り組んでいることから、第7期計画以降は、市全域を1つの日常生活圏域としています。

## 第5節 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、要介護・要支援認定者を含む高齢者に対して実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」を分析し、計画内容に反映させています。

介護・保健・福祉等、各サービスの現状やこれらに対するニーズを把握するとともに、国、県等の関連計画との調和を図り、市の関連する計画等との整合性に留意しつつ、検討を重ねてまいりました。

さらに、パブリックコメント※<sub>1</sub>を実施して市民の意見を伺い、市内各団体や関係機関の代表等と事業計画の内容を審議し、計画の方向性などについて意見交換を行いました。

※<sub>1</sub> 市民意見公募のことで、行政機関が意思決定を行う際に、多様な意見を反映させるために行う手続。

## 第6節 SDGsとの関連

2015年の国連サミットで採択された「SDGs:Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」は、誰一人取り残さない社会の実現に向けて、経済、社会、環境の側面から総合的に取り組むための世界共通言語となっており、持続可能な社会を構築するための2030年までの国際目標で、17のゴールと169のターゲットが掲げられています。

本計画においても、SDGsの達成に向け、本市の高齢者福祉を推進していきます。

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



本計画と特に関連があるゴール	
<b>目標3 すべての人に健康と福祉を</b> あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する	<b>目標4 質の高い教育をみんなに</b> すべての人々に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
<b>目標8 働きがいも経済成長も</b> 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する	<b>目標10 人や国の不平等をなくそう</b> 各国内及び各国間の不平等を是正する
<b>目標11 住み続けられるまちづくりを</b> 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する	



## 第2章 高齢者の現状と将来推計

## 第1節 平川市の概況

本市は、青森県南部、津軽平野の南東部に位置する面積 346.01 km<sup>2</sup>の市で、県内では7番目の規模、県域の約 3.6%を占める広さです。

隣接する市町村は、東は十和田市、西は弘前市、大鰐町、北は青森市、黒石市、田舎館村、南は秋田県大館市と接しています。

地勢は、津軽平野の一部をなす肥沃な平坦地と丘陵地、南八甲田連峰や奥羽山脈からつながる山間地からなり、平坦地では水稻栽培、丘陵地ではりんごの栽培、標高 500m位の地域では、夏季冷涼な気候を利用した高冷地野菜の栽培がさかんに行われています。

気候は、日本海側に特徴的な日本海側気候に属し、四季の変化がはっきりしていますが、地形の影響により地域によって気象に大きな差が見られます。



平川市の位置

## 第2節 市の高齢化等の現状と将来推計

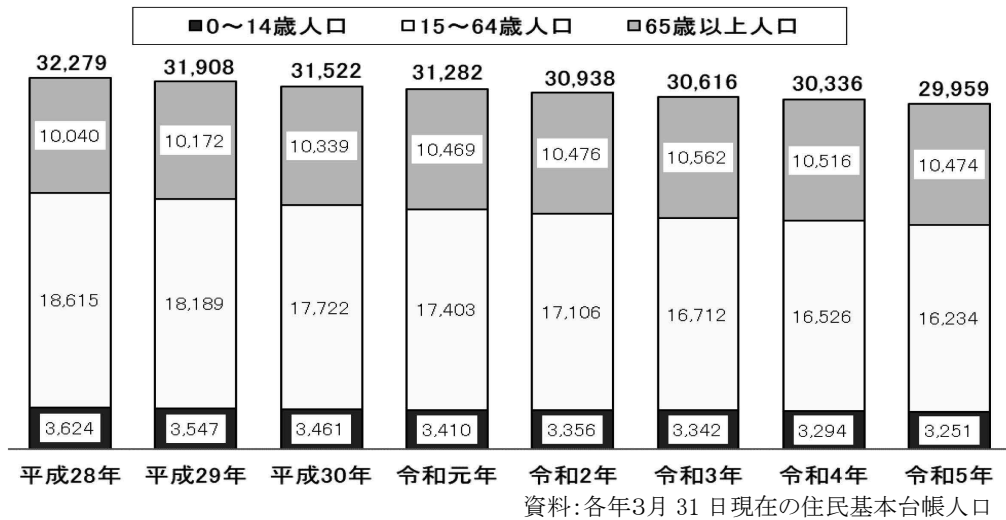
### 1 人口構造と高齢化の推移

#### (1) 総人口と高齢化率の推移

国勢調査および住民基本台帳より人口の推移をみると、65歳以上の高齢者人口は、令和4年以降減少しておりますが、0～14歳の年少人口や15～64歳の生産年齢人口も減少していることから、高齢化率の増加が見込まれます。

高齢者人口の推移を前期高齢者(65～74歳)、後期高齢者(75歳以上)の別にみると、前期高齢者は令和4年以降減少していますが、後期高齢者は令和3年に減少したものの、その後は増加が続いています。

#### 年齢3区分人口の推移



#### 40歳以上の人口の推移

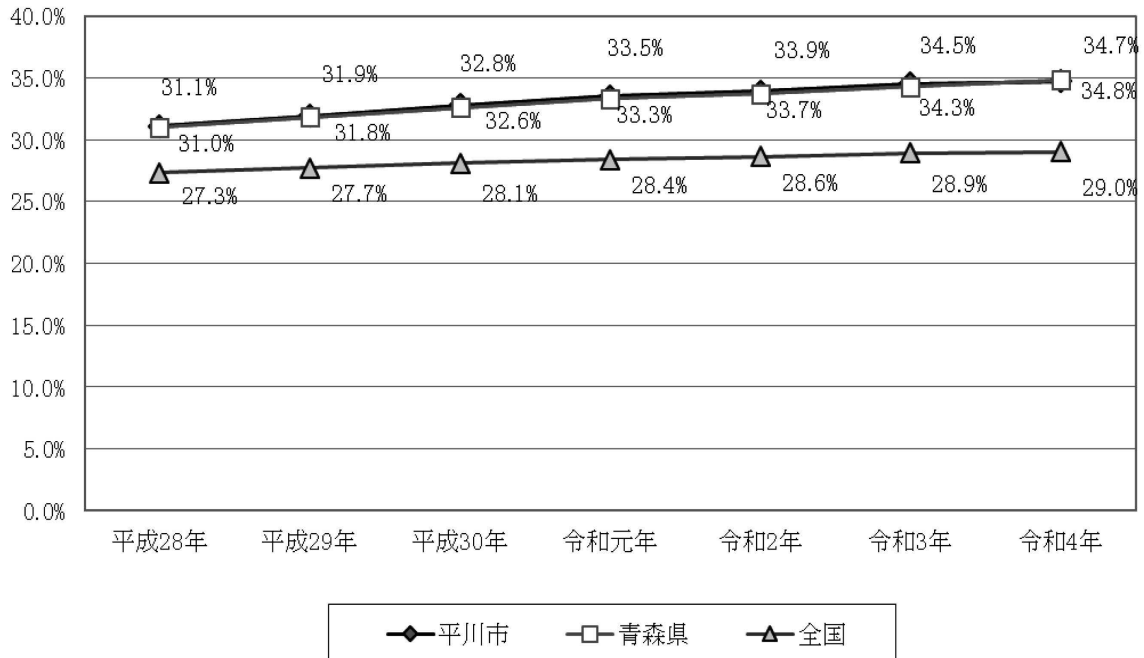
(単位:人、%)

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
平川市計								
総人口	32,279	31,908	31,522	31,282	30,938	30,616	30,336	29,959
40～64歳人口	11,021	10,822	10,628	10,439	10,345	10,186	10,138	10,050
構成比	34.1%	33.9%	33.7%	33.4%	33.4%	33.3%	33.4%	33.5%
65～69歳人口	2,797	2,908	2,871	2,865	2,653	2,566	2,419	2,303
70～74歳人口	1,936	1,910	2,100	2,153	2,434	2,647	2,748	2,701
前期高齢者人口	4,733	4,818	4,971	5,018	5,087	5,213	5,167	5,004
構成比	14.7%	15.1%	15.8%	16.0%	16.4%	17.0%	17.0%	16.7%
75～79歳人口	1,958	1,939	1,819	1,876	1,853	1,744	1,722	1,897
80～84歳人口	1,718	1,744	1,789	1,735	1,641	1,625	1,616	1,513
85歳以上人口	1,631	1,671	1,760	1,840	1,895	1,980	2,011	2,060
後期高齢者人口	5,307	5,354	5,368	5,451	5,389	5,349	5,349	5,470
構成比	16.4%	16.8%	17.0%	17.4%	17.4%	17.5%	17.6%	18.3%
高齢者人口	10,040	10,172	10,339	10,469	10,476	10,562	10,516	10,474
高齢化率	31.1%	31.9%	32.8%	33.5%	33.9%	34.5%	34.7%	35.0%
青森県	31.0%	31.8%	32.6%	33.3%	33.7%	34.3%	34.8%	-
全国	27.3%	27.7%	28.1%	28.4%	28.6%	28.9%	29.0%	29.1%

資料:各年3月31日現在の住民基本台帳人口による。青森県と全国の高齢化率は総務省「推計人口」(各年10月1日現在、令和5年は概算値)による。

高齢化率の推移について、全国及び県と比較すると、本市の高齢化率は全国及び県の高齢化率を上回る状態が続いています。

高齢化率の県・国との比較



資料：各年3月31日現在の住民基本台帳人口による。青森県と全国の高齢化率は総務省「推計人口」（各年10月1日現在、令和5年は概算値）による。

## (2) 人口動態の推移

人口動態統計から本市の人口動態をみると、自然減及び社会減がともに人口減少に影響している状態がみられます。

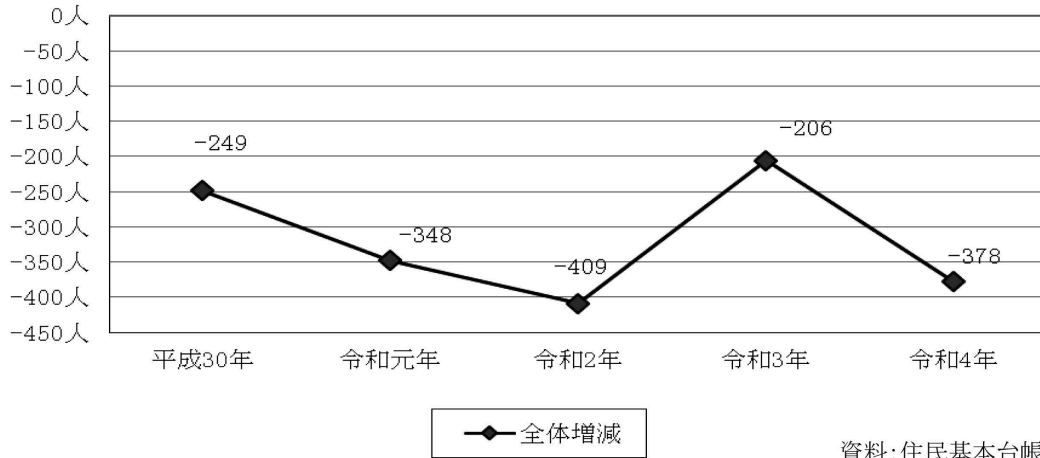
人口動態の推移

(単位：人)

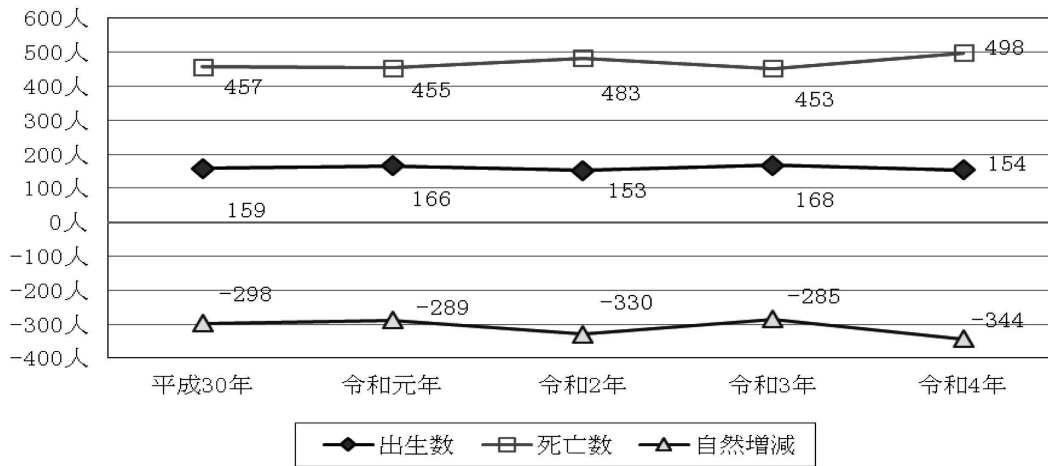
区分		年次				
		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
自然動態	出生数	159	166	153	168	154
	死亡数	457	455	483	453	498
	自然増減	△ 298	△ 289	△ 330	△ 285	△ 344
社会動態	転入	717	693	615	724	662
	転出	668	752	694	645	696
	社会増減	49	△ 59	△ 79	79	△ 34
全体増減		△ 249	△ 348	△ 409	△ 206	△ 378

資料：住民基本台帳

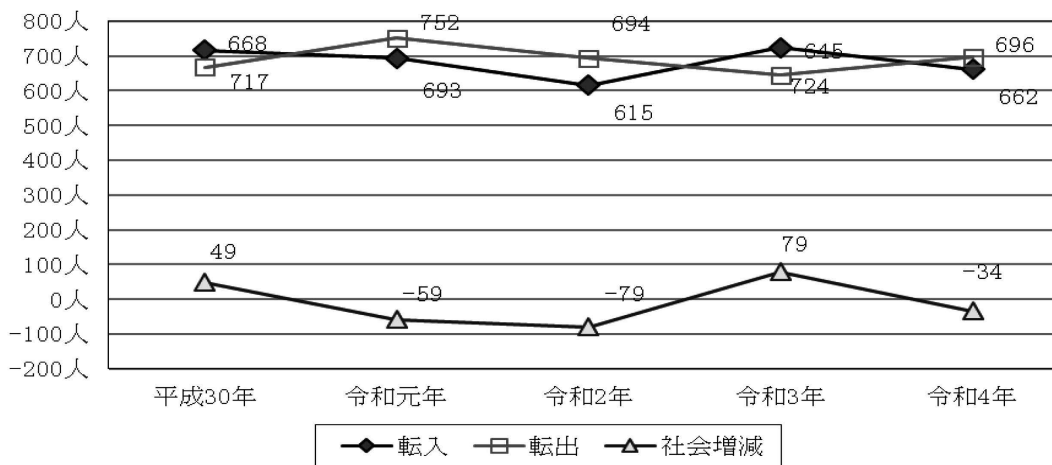
### 全体増減の推移



### 自然増減の推移



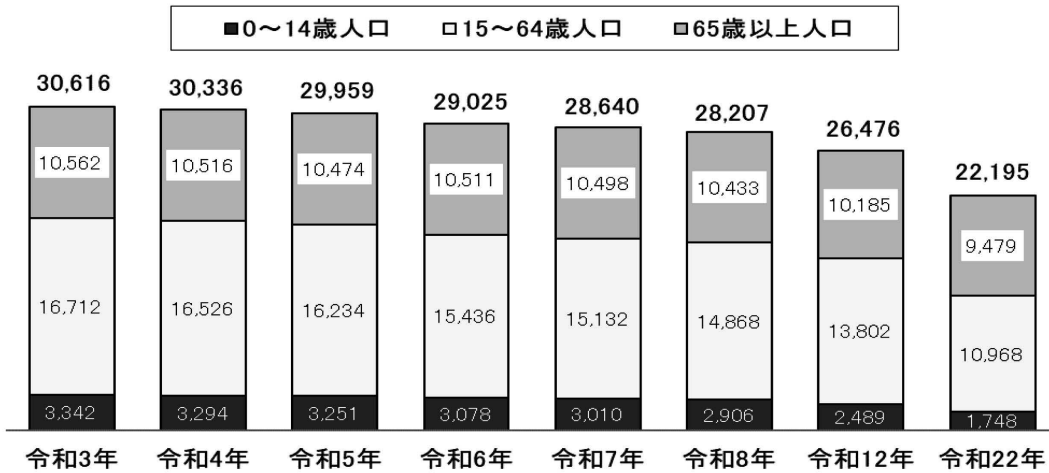
### 社会増減の推移



## 2 人口の将来推計

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」をもとにした人口の推計をみると、本市の総人口は今後も減少し、0～14歳の年少人口や15～64歳の生産年齢人口の減少とともに、65歳以上の高齢者人口も減少していくものと見込まれます。

人口の将来推計



資料: 令和5年までは各年3月31日現在の住民基本台帳人口。令和6年以降は国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」をもとにした推計

人口推計結果についてさらに細かくみると、65～74歳の前期高齢者人口は緩やかに減少していくと推測されていますが、75歳以上の後期高齢者人口は、令和12年まで増加が続くと推測されています。

総人口の減少に伴い高齢者の割合が増加し続けることによって、令和22年には、本市の高齢化率は40%を超えるものと見込まれます。

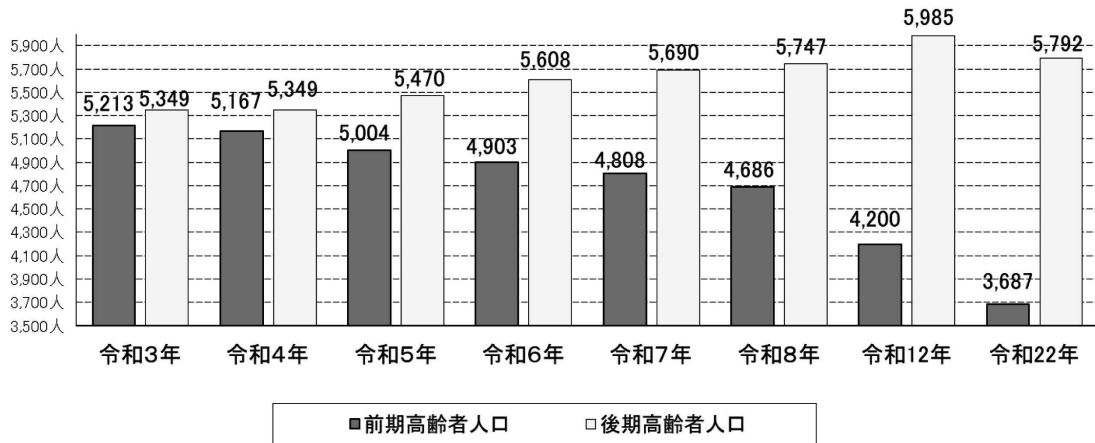
40歳以上の人口の推計

単位: 人、%

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和12年	令和22年
総人口	30,616	30,336	29,959	29,025	28,640	28,207	26,476	22,195
40～64歳人口	10,186	10,138	10,050	9,696	9,593	9,428	8,772	7,026
構成比	33.3%	33.4%	33.5%	33.4%	33.5%	33.4%	33.1%	31.7%
65～69歳人口	2,566	2,419	2,303	2,248	2,168	2,130	1,978	1,845
70～74歳人口	2,647	2,748	2,701	2,655	2,640	2,556	2,222	1,842
前期高齢者人口	5,213	5,167	5,004	4,903	4,808	4,686	4,200	3,687
構成比	17.0%	17.0%	16.7%	16.9%	16.8%	16.6%	15.9%	16.6%
75～79歳人口	1,744	1,722	1,897	1,872	1,958	1,947	1,907	1,496
80～84歳人口	1,625	1,616	1,513	1,598	1,564	1,654	2,013	1,696
85歳以上人口	1,980	2,011	2,060	2,138	2,168	2,146	2,065	2,600
後期高齢者人口	5,349	5,349	5,470	5,608	5,690	5,747	5,985	5,792
構成比	17.5%	17.6%	18.3%	19.3%	19.9%	20.4%	22.6%	26.1%
高齢者人口	10,562	10,516	10,474	10,511	10,498	10,433	10,185	9,479
高齢化率	34.5%	34.7%	35.0%	36.2%	36.7%	37.0%	38.5%	42.7%

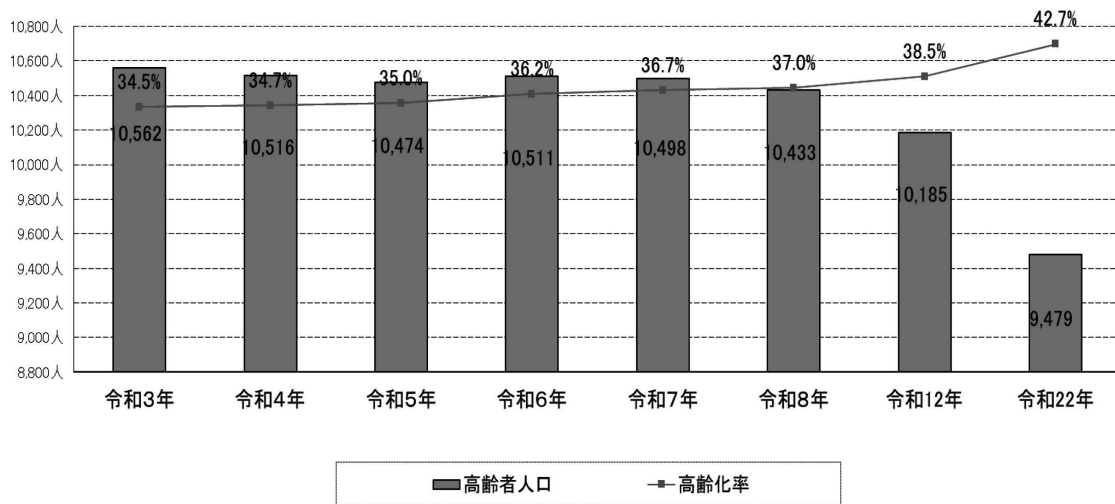
資料: 令和5年までは各年3月31日現在の住民基本台帳人口。令和6年以降は国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」をもとにした推計

### 前期高齢者と後期高齢者の推計



資料: 令和5年までは各年3月31日現在の住民基本台帳人口。令和6年以降は国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」をもとにした推計

### 高齢者人口と高齢化率の推計



資料: 令和5年までは各年3月31日現在の住民基本台帳人口。令和6年以降は国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」をもとにした推計

### 3 高齢者のいる世帯の状況

国勢調査の結果によると、高齢者のいる世帯は、全国、県の割合を大きく上回っており、総世帯数の6割以上となっています。

また、高齢者単独世帯や高齢者夫婦のみの世帯数も増加はしていますが、こちらの比率は、全国、県よりも割合が低くなっています。

#### 高齢者のいる世帯の状況

(単位：世帯、%)

	平成22年	平成27年	令和2年
総世帯数	10,039	10,090	10,049
高齢者のいる世帯数	6,158	6,415	6,615
構成比	61.3%	63.6%	65.8%
(青森県)	45.8%	49.7%	51.5%
(全国)	37.3%	40.7%	40.7%
高齢者単独世帯数	822	1,009	1,191
構成比	8.2%	10.0%	11.9%
(青森県)	9.9%	12.1%	14.1%
(全国)	9.2%	11.1%	12.0%
高齢者夫婦世帯数	834	958	1,018
構成比	8.3%	9.5%	10.1%
(青森県)	9.8%	11.1%	12.6%
(全国)	8.4%	11.4%	12.3%

資料：平成22年、平成27年、令和2年国勢調査

※高齢者単独世帯：65歳以上のひとり暮らし世帯

※高齢者夫婦世帯：夫65歳以上かつ妻60歳以上の夫婦のみの世帯



#### 4 介護保険被保険者の状況

##### (1) 被保険者数の推移

被保険者数の推移をみると、人口の推移と同様に第1号被保険者数、第2号被保険者数ともに減少しています。

#### 被保険者数等の推移

(単位:世帯、人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
第1号被保険者のいる世帯	7,362	7,360	7,365	7,359	7,348
第1号被保険者数	10,461	10,467	10,555	10,525	10,488
65歳～74歳(前期高齢者)	5,003	5,071	5,198	5,154	4,989
75歳以上(後期高齢者)	5,458	5,396	5,357	5,371	5,499
(再掲)外国人被保険者	2	3	3	3	2
(再掲)住所地特例被保険者	44	42	46	57	62
第2号被保険者数(40歳～64歳)	10,628	10,439	10,345	10,186	10,138
合計 (第1号被保険者数+第2号被保険者数)	21,089	20,906	20,900	20,711	20,626

資料:介護保険事業報告(年報)・住民基本台帳年齢別人口表

※各年度末現在の状況

※介護保険適用除外施設等への入所者等がいるため、人口とは一致しない。

## (2) 所得段階別第1号被保険者数の推移

所得段階別の第1号被保険者数をみると、第1段階が最も多くなっており、次いで基準額の第5段階、第6段階、第4段階となっています。

なお、低所得者の保険料負担を軽減するため、第1段階から第3段階については、公費負担による軽減が行われます。

### 所得段階別第1号被保険者数の推移（平成30年度～令和4年度）

(単位:人、%)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
第1段階	2,115	2,219	2,056	1,990	2,027
構成比	20.2%	20.3%	19.5%	18.9%	19.3%
第2段階	934	1,015	1,018	1,050	1,141
構成比	8.9%	9.3%	9.6%	10.0%	10.9%
第3段階	655	677	661	721	757
構成比	6.3%	6.2%	6.3%	6.9%	7.2%
第4段階	2,052	2,023	1,876	1,722	1,616
構成比	19.6%	18.6%	17.8%	16.4%	15.5%
<b>第5段階(基準額)</b>	1,799	1,851	1,792	1,817	1,803
構成比	17.2%	17.0%	17.0%	17.3%	17.2%
第6段階	1,541	1,614	1,700	1,640	1,650
構成比	14.7%	14.8%	16.1%	15.6%	15.7%
第7段階	860	895	896	951	942
構成比	8.2%	8.2%	8.5%	9.0%	9.0%
第8段階	249	307	270	334	293
構成比	2.4%	2.8%	2.6%	3.2%	2.8%
第9段階	256	309	286	300	259
構成比	2.5%	2.8%	2.7%	3.0%	2.5%
合計	10,461	10,910	10,555	10,525	10,488

※各年度末現在

資料:介護保険事業報告(年報)

《各段階の定義は以下のとおり》

所得段階	負担割合	対象者
第1段階	0.50 (軽減後:0.30)	生活保護受給者、世帯全員が住民税非課税で高齢福祉年金受給者、世帯全員が住民税非課税で本人年金収入等の額が80万円以下
第2段階	0.75 (軽減後:0.50)	世帯全員が住民税非課税で本人年金収入等の額が80万円超120万円以下
第3段階	0.75 (軽減後:0.70)	世帯全員が住民税非課税で本人年金収入等の額が120万円超
第4段階	0.90	本人は住民税非課税だが、世帯内に住民税が課税されている方がおり、本人年金収入等の額が80万円以下
第5段階	1.00 (基準額)	本人は住民税非課税だが、世帯内に住民税が課税されている方がおり、本人年金収入等の額が80万円超
第6段階	1.20	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満
第7段階	1.30	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満
第8段階	1.50	本人が住民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満
第9段階	1.70	本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円以上

※第1段階から第3段階については公費負担による軽減が行われます。

## 5 要介護者（要支援）認定者の状況

要介護（要支援）認定者数の推移をみると、第1号被保険者については増加し、第2号被保険者については横ばいとなっています。

介護度別にみると、年度ごとに変動はみられるものの要介護1及び要介護2に認定されている人の割合が高くなっており、近年は要介護4の割合が高くなっていきます。

要介護（要支援）認定者数の状況

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	
第1号被保険者	要支援 1	130	6.7%	123	6.5%	136	7.1%	134	7.0%	146	7.5%
	要支援 2	234	12.1%	222	11.8%	230	12.0%	234	12.1%	226	11.7%
	要介護 1	441	22.8%	438	23.2%	421	22.0%	437	22.7%	434	22.4%
	要介護 2	398	20.6%	385	20.4%	408	21.3%	391	20.3%	388	20.0%
	要介護 3	276	14.2%	252	13.4%	257	13.4%	255	13.2%	267	13.8%
	要介護 4	265	13.7%	283	15.0%	265	13.9%	267	13.9%	293	15.1%
	要介護 5	192	9.9%	184	9.7%	197	10.3%	208	10.8%	183	9.5%
	合計	1,936	100.0%	1,887	100.0%	1,914	100.0%	1,926	100.0%	1,937	100.0%
認定率(A)	(10,461)	18.5%	(10,467)	18.0%	(10,555)	18.1%	(10,525)	18.3%	(10,488)	18.5%	
第2号被保険者	要支援 1	2	5.1%	4	8.5%	6	12.8%	1	2.8%	3	6.4%
	要支援 2	4	10.3%	4	8.5%	6	12.8%	6	16.7%	5	10.6%
	要介護 1	9	23.1%	11	23.4%	10	21.2%	8	22.2%	12	25.5%
	要介護 2	10	25.6%	11	23.4%	9	19.1%	8	22.2%	6	12.8%
	要介護 3	4	10.3%	6	12.8%	6	12.8%	3	8.3%	5	10.6%
	要介護 4	7	17.9%	7	14.9%	6	12.8%	6	16.7%	11	23.4%
	要介護 5	3	7.7%	4	8.5%	4	8.5%	4	11.1%	5	10.7%
	合計	39	100.0%	47	100.0%	47	100.0%	36	100.0%	47	100.0%
認定率(B)	(10,628)	0.4%	(10,439)	0.5%	(10,345)	0.5%	(10,186)	0.4%	(10,138)	0.5%	
被保険者合計	要支援 1	132	6.7%	127	6.6%	142	7.2%	135	6.9%	149	7.5%
	要支援 2	238	12.0%	226	11.7%	236	12.0%	240	12.2%	231	11.6%
	要介護 1	450	22.8%	449	23.2%	431	22.0%	445	22.7%	446	22.5%
	要介護 2	408	20.6%	396	20.5%	417	21.3%	399	20.3%	394	19.9%
	要介護 3	280	14.2%	258	13.3%	263	13.4%	258	13.2%	272	13.7%
	要介護 4	272	13.8%	290	15.0%	271	13.8%	273	13.9%	304	15.3%
	要介護 5	195	9.9%	188	9.7%	201	10.3%	212	10.8%	188	9.5%
	合計	1,975	100.0%	1,934	100.0%	1,961	100.0%	1,962	100.0%	1,984	100.0%

資料：介護保険事業報告（年報）

※各年度末現在の状況

※認定率(A)は、第1号被保険者の要介護（要支援）認定者数÷第1号被保険者数（表中（ ）内数字）

※認定率(B)は、第2号被保険者の要介護（要支援）認定者数÷第2号被保険者数（表中（ ）内数字）

## 6 高齢者世帯の居住の状況

令和2年の国勢調査より世帯の住居の種類や住宅の所有関係をみると、総世帯の89.5%が持ち家に住んでおり、高齢者のいる世帯に限るとその割合は95.8%とさらに高くなっています。

### 高齢者のいる世帯の居住の状況

(単位:世帯、%)

		持ち家	公営※	民間の借家	給与住宅	間借り	その他	計
平川市計	総世帯	8,963	75	802	35	83	57	10,015
	構成比	89.5%	0.8%	8.0%	0.3%	0.8%	0.6%	100.0%
	高齢者のいる世帯	6,341	21	224	4	20	5	6,615
	構成比	95.8%	0.3%	3.4%	0.1%	0.3%	0.1%	100.0%

※公営＝公営・公団・公社の借家

資料:令和2年国勢調査

## 7 高齢者の就業状況

令和2年の国勢調査による高齢者の就労状況をみると、全労働人口に占める高齢者労働人口の割合は21.19%となっています。

高齢者労働人口の中では農業に従事している人の割合が58.98%と高くなっており、農業に従事している全労働人口のうち54.25%を高齢者が占めています。

### 高齢者の就業状況

(単位:人、%)

産業分類別		全労働人口		65歳以上労働人口			
		人数	割合	人数	全労働人口に占める割合	65歳以上労働人口に占める割合	業種別総数に占める割合
総数		15,866	100.00%	3,362	21.19%	100.00%	—
第1次	農業	3,655	23.03%	1,983	12.50%	58.98%	54.25%
	林業	35	0.22%	10	0.06%	0.30%	28.57%
	漁業	0	0.00%	0	0.00%	0.00%	0.00%
第2次	鉱業	5	0.03%	1	0.01%	0.03%	20.00%
	建設業	1,321	8.33%	278	1.75%	8.27%	21.04%
	製造業	2,208	13.92%	115	0.72%	3.42%	5.21%
第3次	電気・ガス・水道業	48	0.30%	4	0.03%	0.12%	8.33%
	情報通信業	80	0.50%	1	0.01%	0.03%	1.25%
	運輸業、郵便業	615	3.88%	76	0.48%	2.26%	12.36%
	卸売業、小売業	2,307	14.54%	287	1.81%	8.53%	12.44%
	金融業、保険業	206	1.30%	9	0.06%	0.27%	4.37%
	不動産業	100	0.63%	26	0.16%	0.77%	26.00%
	技術サービス業	208	1.31%	34	0.21%	1.01%	16.35%
	飲食サービス業	531	3.35%	94	0.59%	2.80%	17.70%
	生活関連サービス業	528	3.33%	112	0.71%	3.33%	21.21%
	教育、学習支援業	516	3.25%	28	0.18%	0.83%	5.43%
	医療、福祉	2,045	12.89%	139	0.88%	4.13%	6.80%
	複合サービス事業	281	1.77%	14	0.09%	0.42%	4.98%
	その他サービス業	681	4.29%	133	0.84%	3.96%	19.53%
公務	487	3.07%	17	0.11%	0.51%	3.49%	
その他	9	0.06%	1	0.01%	0.03%	11.11%	

資料:令和2年国勢調査

### 第3章 各種調査から見る高齢者を 取り巻く現状

## 第1節 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

本市では、第9期介護保険事業計画策定にあたり、今後の高齢者福祉サービスや健康づくりの方策を検討するために、日頃の生活や介護の状況、サービスの利用意向などの実態を把握することを目的として「平川市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を実施しました。

### 1 調査の概要

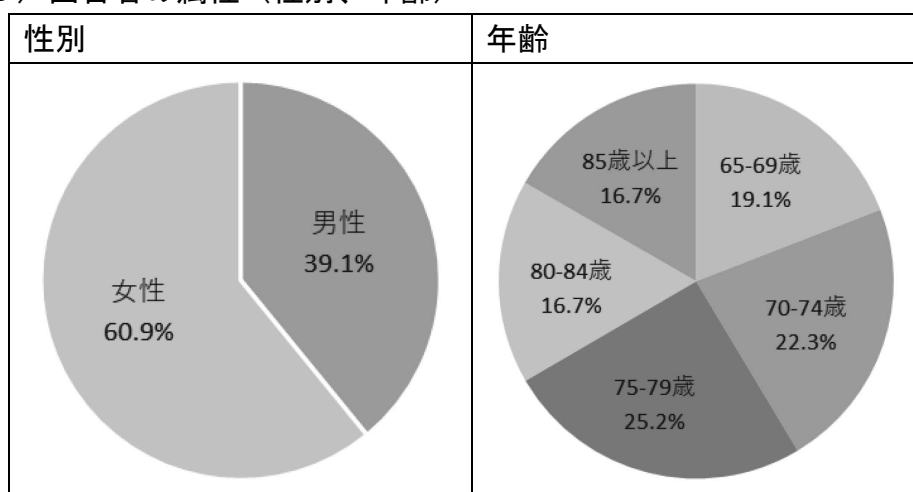
#### (1) 調査対象者、実施期間及び実施方法

対象者	令和4年12月31日現在、平川市にお住まいの65歳以上の方(要介護1～5の方を除く)から無作為抽出した1,500人
実施期間	令和5年1月30日(月)～令和5年2月10日(金)
実施方法	郵送配布、郵送回収

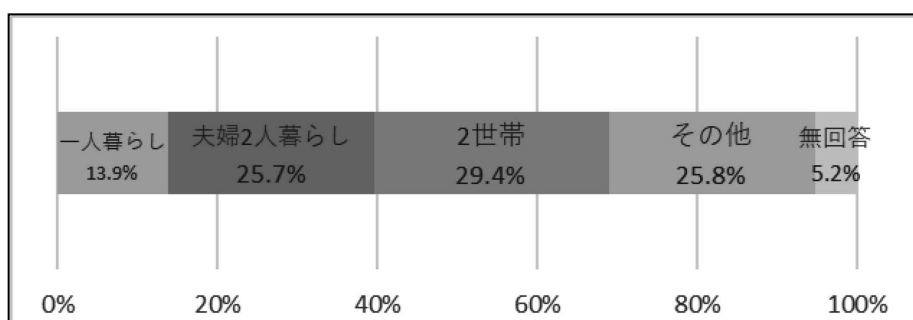
#### (2) 有効回答件数及び回答率

配布数	回収数	有効回答数	有効回答率
1,500件	962件	962件	64.1%

#### (3) 回答者の属性(性別、年齢)



#### 家族構成



## 2 調査結果

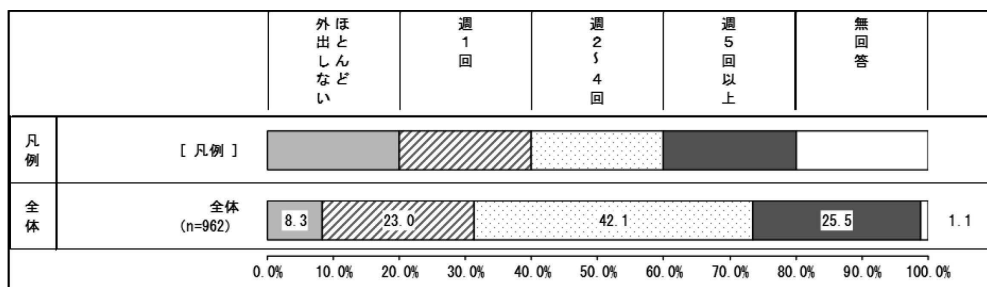
### (1) 外出の頻度について

外出の頻度は「週2～4回」という回答が42.1%で最も多く、「週5回以上」が続いています。また、後期高齢者は前期高齢者と比較し、外出を控えている傾向が見られます。

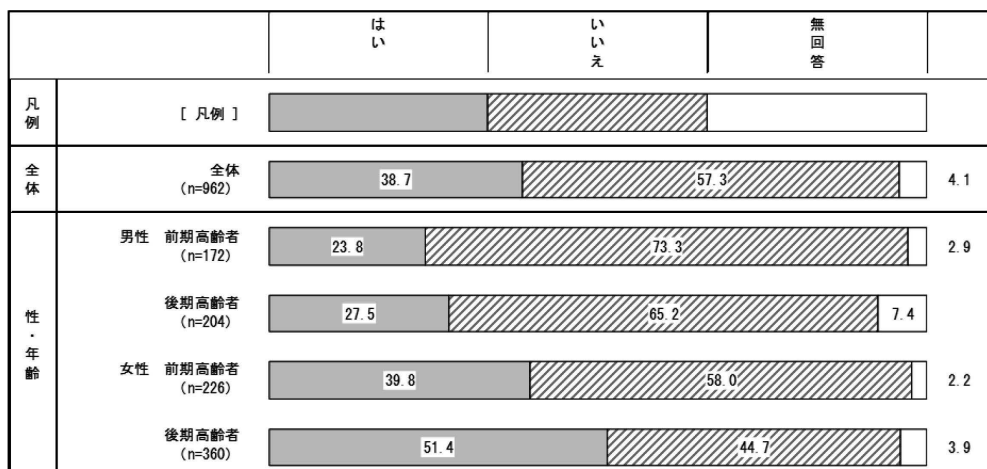
転倒への不安では、「とても不安である」が18.0%、「やや不安である」が38.5%と、転倒への不安を感じている方が半数以上となっています。

また、過去1年間に転んだ経験がある方は「何度もある」が12.6%、「1度ある」が24.0%と全体の3割以上となっています。

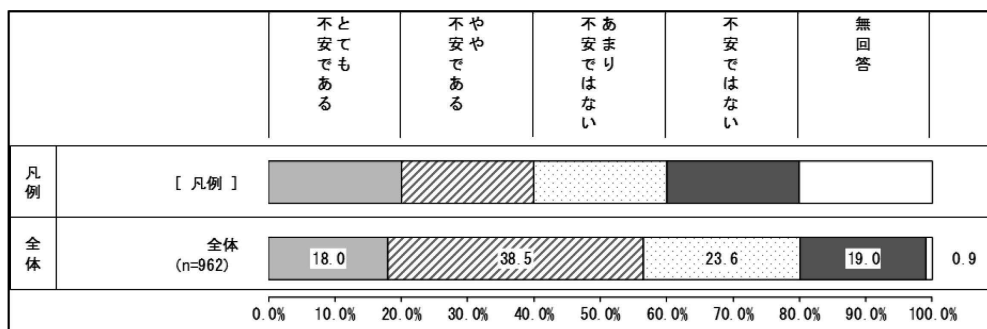
#### ○外出の頻度



#### ○外出を控えているか

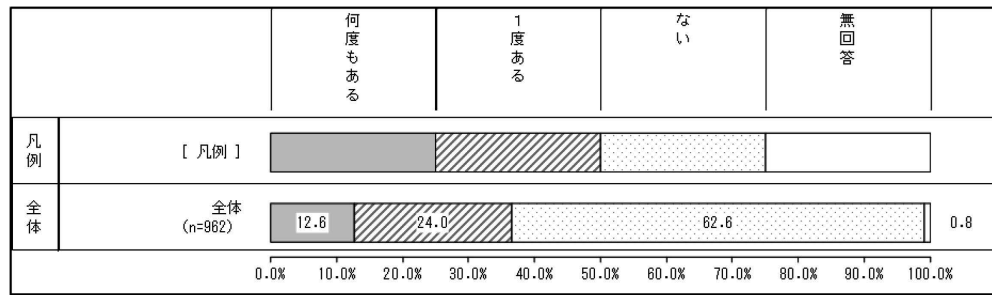


#### ○転倒への不安





○過去1年間に転んだ経験



## (2) 地域での活動について

### ○地域活動への参加の状況

週1回以上参加している会・グループについては、「収入のある仕事」という回答が最も多く 15.0%、次いで「介護予防のための通いの場」が 5.6%、「趣味関係のグループ」が 4.5%となっています。

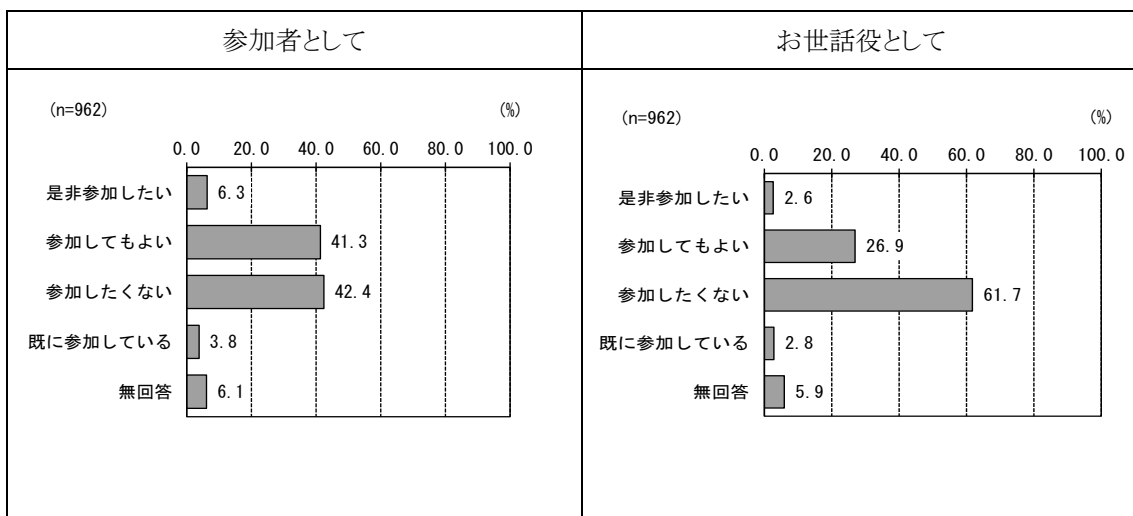
	母数 (n)	会・グループ等への参加頻度 (全体)							参加週1回以上 している人 %
		週4回以上	週2~3回	週1回	月1~3回	年に数回	参加していない	無回答	
ボランティアのグループ	962	0.1	0.5	0.3	1.8	5.5	64.0	27.8	0.9
スポーツ関係のグループやクラブ	962	1.6	0.8	1.1	1.4	2.1	64.9	28.2	3.5
趣味関係のグループ	962	0.4	2.4	1.7	3.8	6.3	60.0	25.4	4.5
学習・教養サークル	962	-	0.2	0.2	1.2	2.7	67.3	28.4	0.4
介護予防のための通いの場	962	0.1	3.1	2.4	2.0	1.4	65.2	25.9	5.6
老人クラブ	962	0.7	0.3	1.0	1.7	6.3	64.6	25.4	2.0
町内会・自治会	962	0.2	0.4	0.5	3.2	19.9	51.8	24.0	1.1
収入のある仕事	962	10.5	3.7	0.8	2.0	5.9	51.7	25.4	15.0

単位：%

### ○地域活動づくりへの参加意向

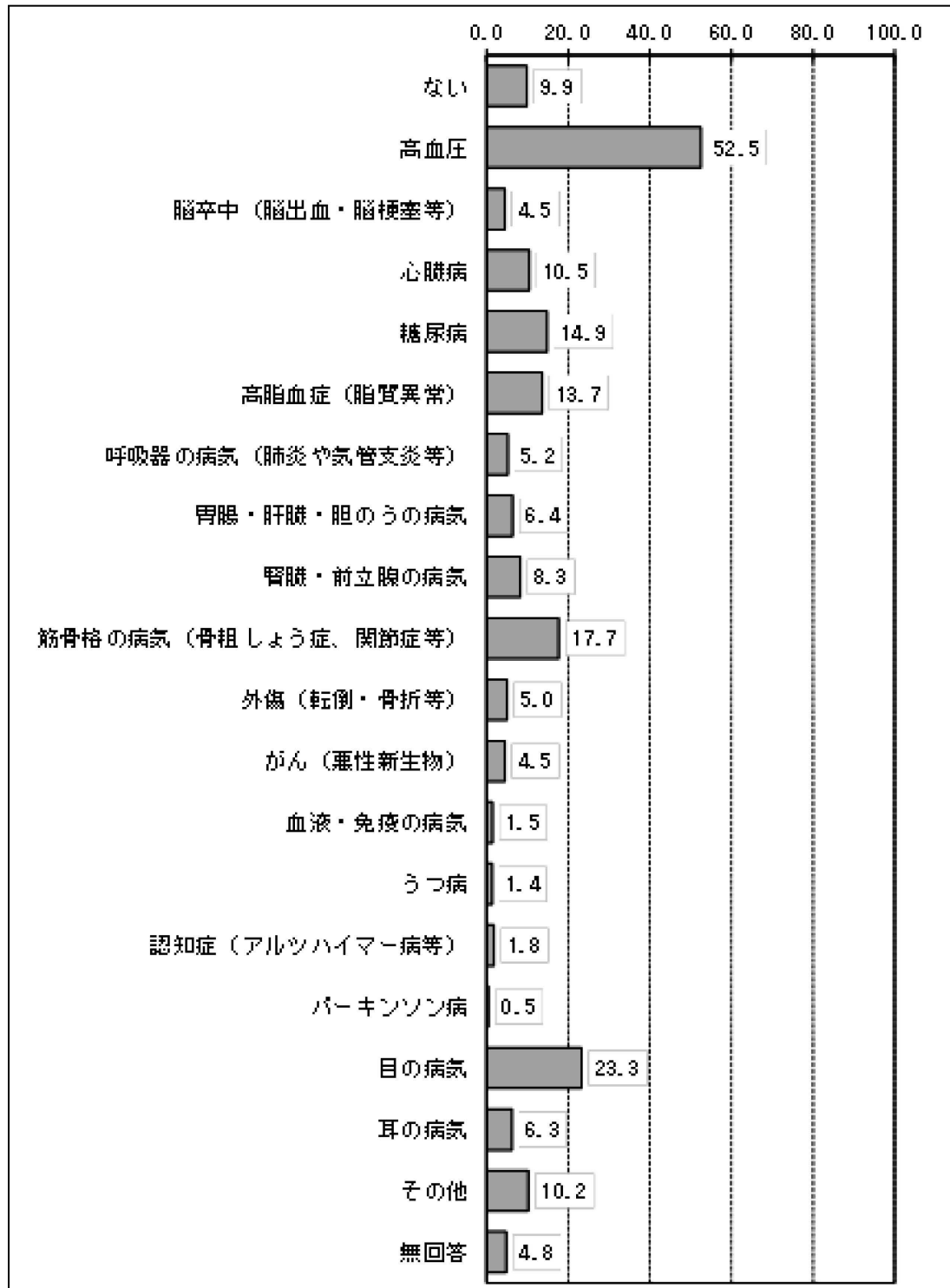
参加者としては、「参加してもよい」という回答が 41.3%となる一方、「参加したくない」は 42.4%と「参加してもよい」を上回っています。

また、お世話役として「参加してもよい」は 26.9%にとどまってお、「参加したくない」が 61.7%と過半数を超えています。



### (3) 病気の状況について

現在治療中、または後遺症のある病気については、「高血圧」が 52.5%と過半数を超えており、次いで「目の病気」が 23.3%、「骨粗しょう症」や関節症等の筋骨格の病気が 17.7%となっています。

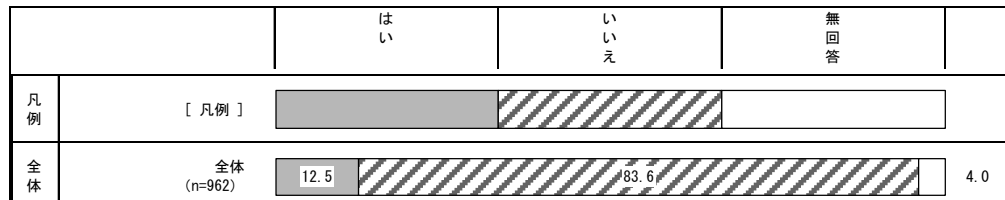


(4) 認知症にかかる相談窓口の把握について

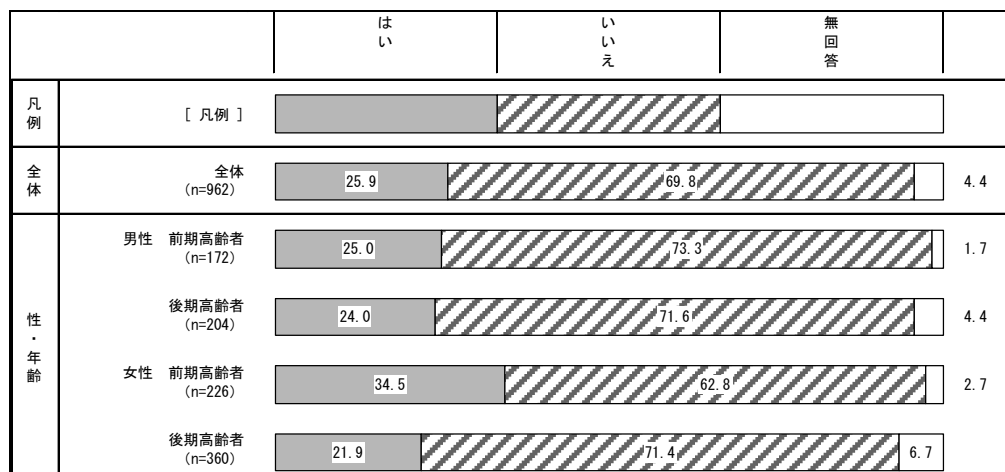
自身や家族に認知症状があるとした方は12.5%となっています。

また、認知症の相談窓口の周知状況は、女性の前期高齢者が34.5%と最も高く、その他については、4分の1程度にとどまっています。

○自身や家族に認知症の症状のある人がいるか

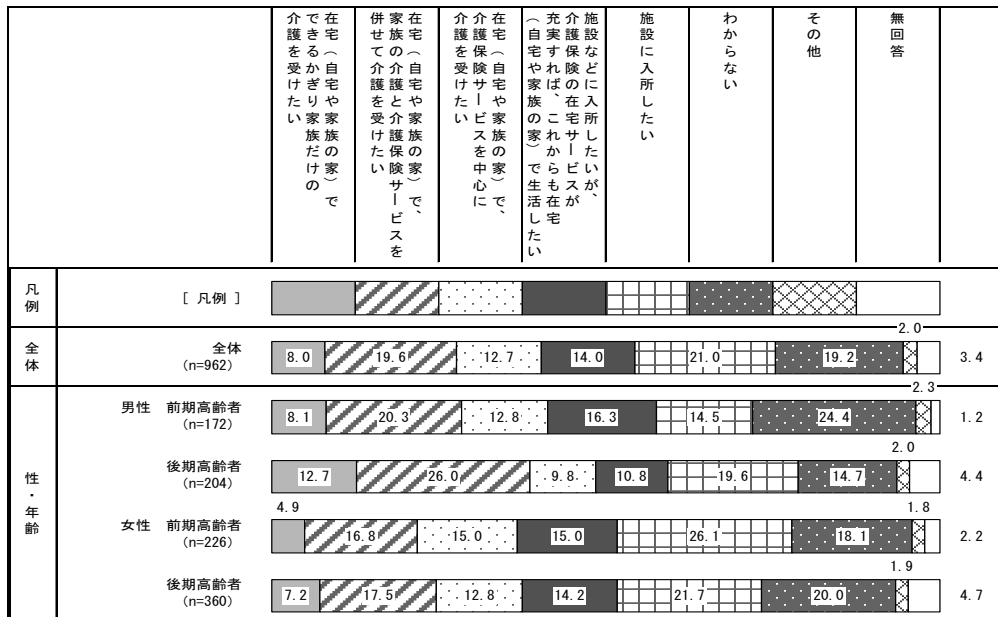


○認知症に関する相談窓口を知っているか



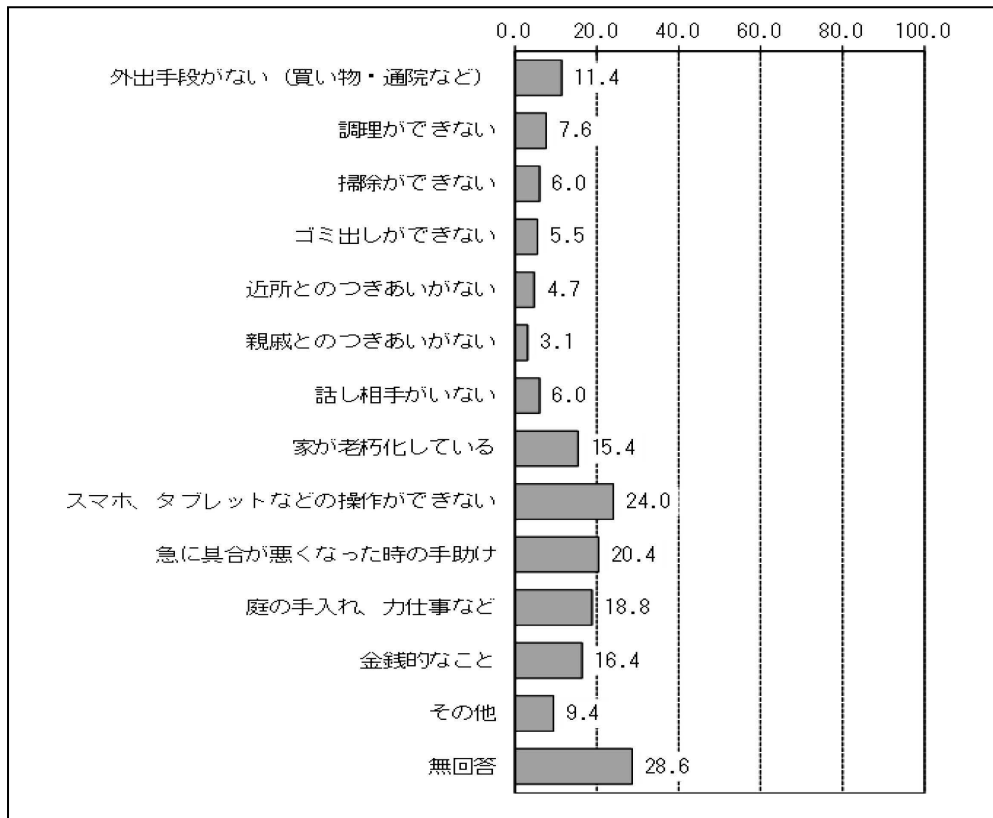
(5) 介護が必要になったとき、どのようにしたいと考えているか

単独項目では「施設に入所したい」が、21.0%と最も多くなっているのに対し、在宅生活の継続を望む4項目の合計が全体の過半数を占めています。



(6) 在宅生活の困りごと

「スマホ、タブレットなどの操作ができない」が 24.0%と最も高く、次いで、「急に具合が悪くなった時の手助け」が 20.4%、「庭の手入れ、力仕事など」が 18.8%となっています。



### 3 要介護リスクの判定

以下の8項目について、単独集計、クロス集計により要介護リスクを判定し、その割合を算出しています。

#### (1) 運動器の低下リスク 該当あり 20.9%

以下の設問・選択肢に対して5問中3問以上該当する場合

設問	選択肢
階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	できない
椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	できない
15分位続けて歩いていますか	できない
過去1年間に転んだ経験がありますか	何度もある／1度ある
転倒に対する不安は大きいですか	とても不安／やや不安

#### (2) 転倒リスク 該当あり 36.6%

以下の設問・選択肢に対して該当する場合

設問	選択肢
過去1年間に転んだ経験がありますか	何度もある／1度ある

#### (3) 閉じこもりのリスク 該当あり 31.3%

以下の設問・選択肢に対して該当する場合

設問	選択肢
週に1回以上は外出していますか	ほとんど外出しない／週1回

#### (4) 口腔機能の低下 該当あり 27.1%

以下の設問・選択肢に対して3問中2問以上該当する場合

設問	選択肢
半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	はい
お茶や汁物等でむせることがありますか	はい
口の渇きが気になりますか	はい

#### (5) 栄養改善のリスク 該当あり 6.8%

以下の設問・選択肢に対して該当する場合

設問	選択肢
身長・体重から算出されるBMI(体重(kg)÷身長(m) <sup>2</sup> )	18.5以下

(6) 低栄養のリスク 該当あり 0.8%

以下の設問・選択肢に対して2問中2問該当する場合

設問	選択肢
身長・体重から算出されるBMI(体重(kg)÷身長(m) <sup>2</sup> )	18.5以下
6か月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	はい

(7) 認知機能の低下リスク 該当あり 46.8%

以下の設問・選択肢に対して該当する場合

設問	選択肢
物忘れが多いと感じますか	はい

(8) うつのリスク 該当あり 38.6%

以下の設問・選択肢に対して2問中いずれか1つでも該当する場合

設問	選択肢
この1か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがありましたか	はい
この1か月間、どうしても物事に対して興味がわかない、あるいは心から楽しめない感じがよくありましたか	はい

#### 4 調査結果から見た傾向・課題

- (1) 高齢になるに従い、転倒の不安により外出を控える傾向があるため、転倒不安を解消するための介護予防教室の充実、参加者の増加を図る必要があります。
- (2) 「地域活動への参加の状況」と「地域活動づくりへの参加意向」が低い傾向にあるため、通いの場や老人クラブ等の活動について、積極的に周知活動を行うとともに、活発に行われるよう支援していく必要があります。また、支援していくにあたっては、「お世話役として参加したくない」と回答した方が6割を超えていることから、お世話役の物理的、心理的な負担の軽減を図っていく必要があります。
- (3) 「病気の状況について」は、高血圧が過半数を超えています。高血圧は、認知症発症のリスクに影響することから、健康推進担当部門との連携により、血压管理や減塩対策等について、ポピュレーションアプローチ※を積極的に行っていく必要があります。

※集団全体を対象として働きかけを行い、全体としてリスクを下げる取組方法で、一次予防の役割になる。

- (4) 認知症の総合相談窓口の認知度が、調査対象者の25%程度にとどまっていることから、市の広報誌、認知症ケアパス、各種パンフレットの作成・配布、各種団体への出前講座等での紹介など、様々な機会を捉え周知を図っていく必要があります。

- (5) 介護が必要になったときの要望については、施設入所を希望する方が2割を超えているものの、在宅生活の継続を希望する方が過半数を超えています。このことから、在宅生活の継続に必要な社会資源やサービスの提供、地域で支え合う体制づくりをより進めていくとともに、できるだけ長く住み慣れた地域で暮らしていくことができるよう、市内全域で自立支援型のケアマネジメントを推進していく必要があります。
- (6) 「在宅生活の困りごと」については、「スマホ、タブレットの操作ができない」が最も多いことから、情報政策担当課との連携による操作講習会などの開催を通じ、ICTの活用を図っていく必要があります。また、「急に具合が悪くなった時の手助け」については、地域における見守りや支え合いの体制づくりについて検討していく必要があります。
- (7) 「要介護リスクの判定」については、転倒リスク、閉じこもりのリスク、認知機能の低下リスク、うつ病のリスク該当者が多く、これらを踏まえた介護予防事業の実施や、外出機会を確保するための通いの場の設置を進めていく必要があります。



## 第2節 在宅介護実態調査

本市では、第9期介護保険事業計画策定にあたり、「高齢者等の適切な在宅介護の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的とし、在宅介護実態調査を実施しました。

### 1 調査の概要

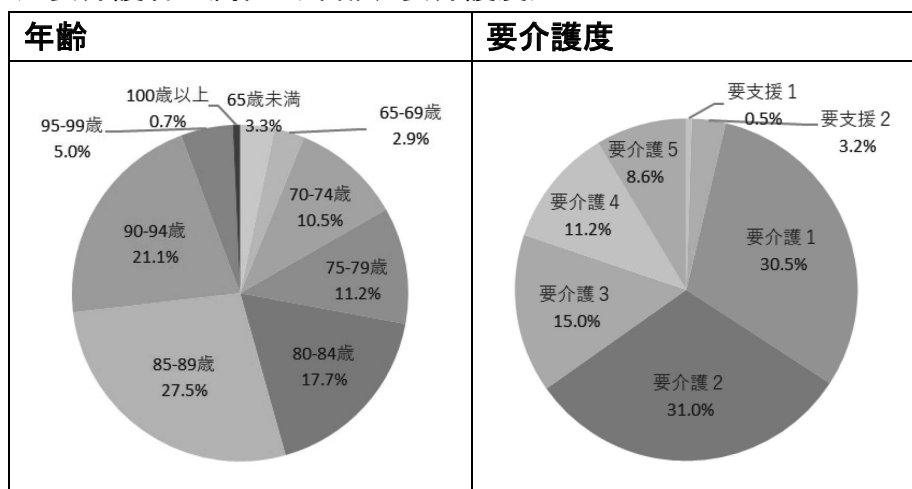
#### (1) 調査対象者、実施期間及び実施方法

対象者	令和4年10月1日現在、平川市にお住まいの65歳以上の方で、在宅（施設に入所している方や医療機関に入院している方以外）で要支援・要介護認定を受けている方から無作為抽出した1,000人
実施期間	令和4年10月28日(金)～令和5年1月13日(金)
実施方法	郵送配布、郵送回収

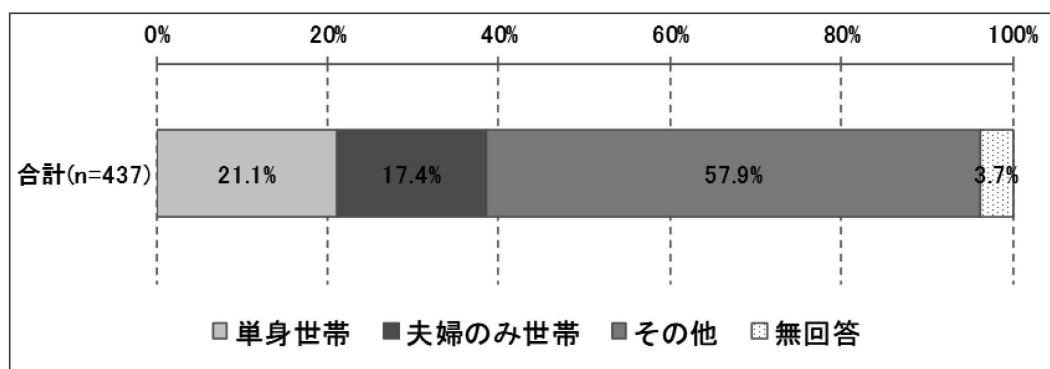
#### (2) 有効回答件数及び回答率

配布数	回収数	有効回答数	有効回答率
1,000件	437件	437件	43.7%

#### (3) 要介護者の属性（年齢、要介護度）



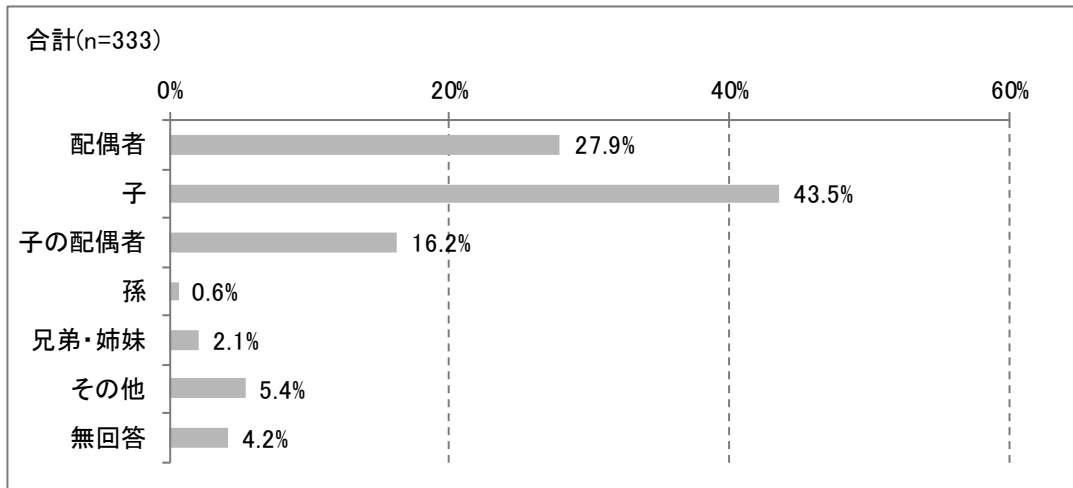
#### 家族構成



## 2 調査結果

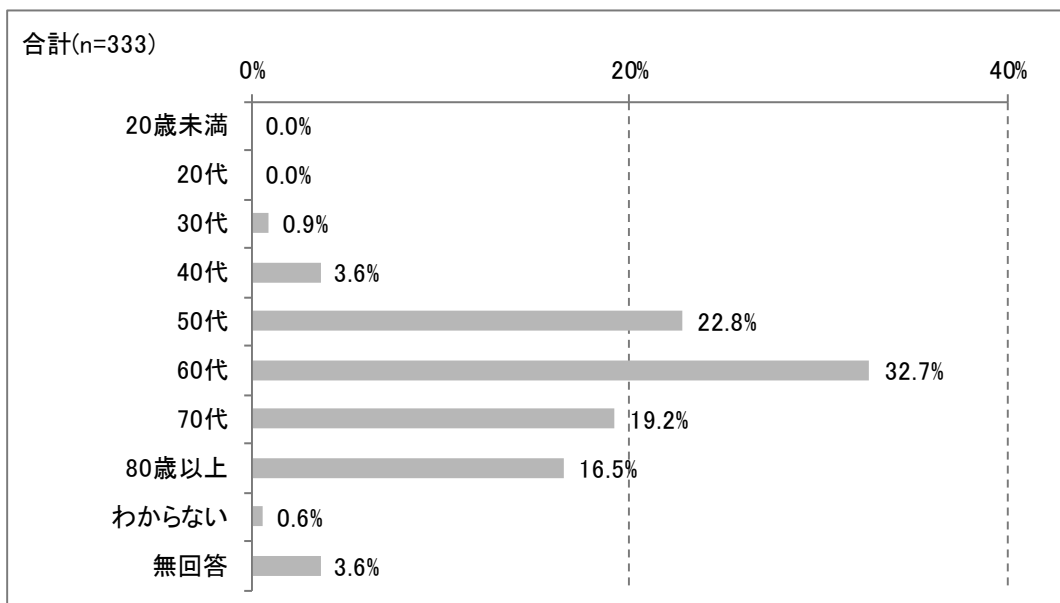
### (1) 主な介護者の本人との関係

「子」の割合が最も高く43.5%となっています。次いで、「配偶者(27.9%)」、「子の配偶者(16.2%)」となっています。



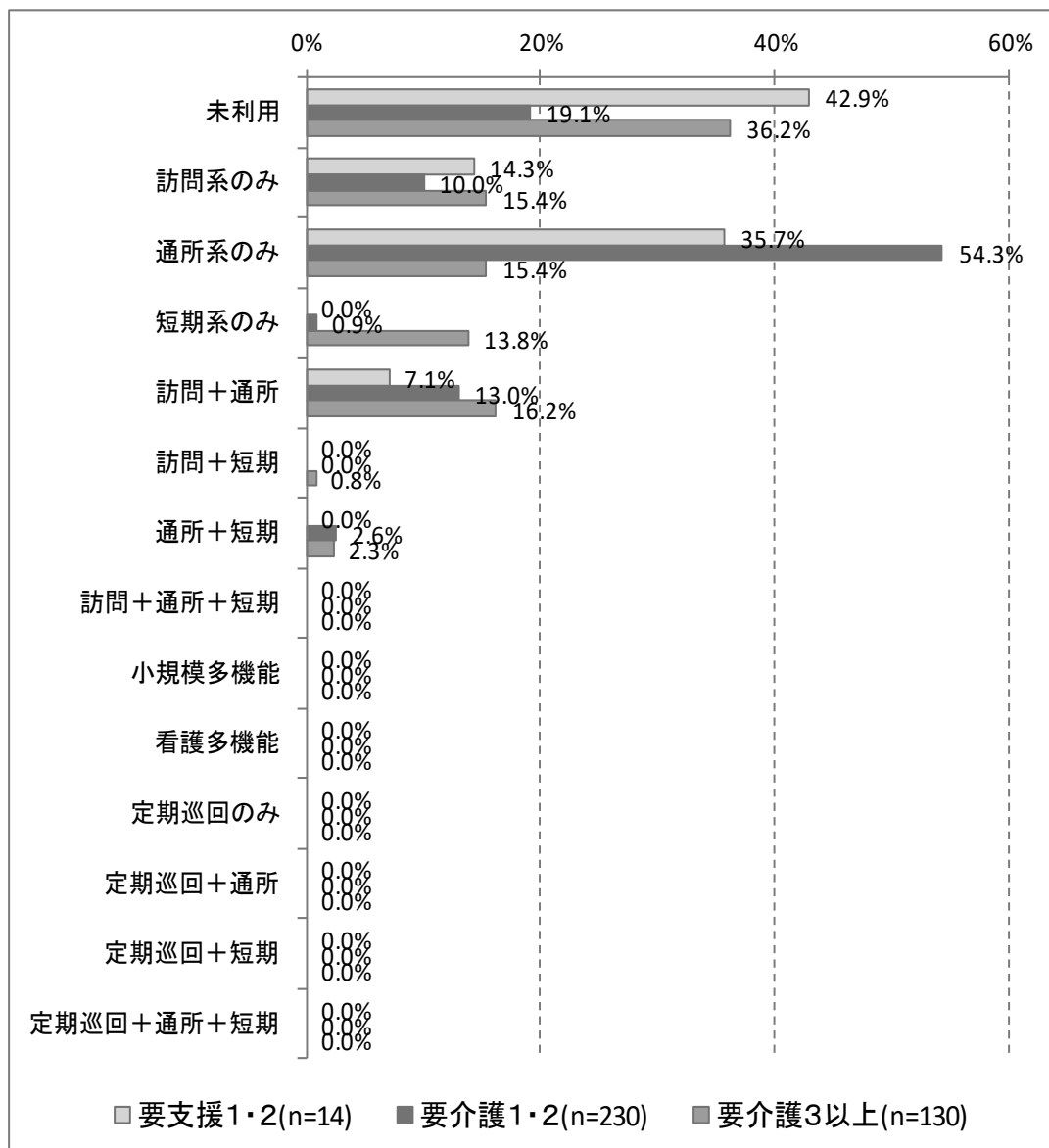
### (2) 介護者の年齢

「60代」の割合が最も高く32.7%となっています。次いで、「50代(22.8%)」、「70代(19.2%)」となっています。



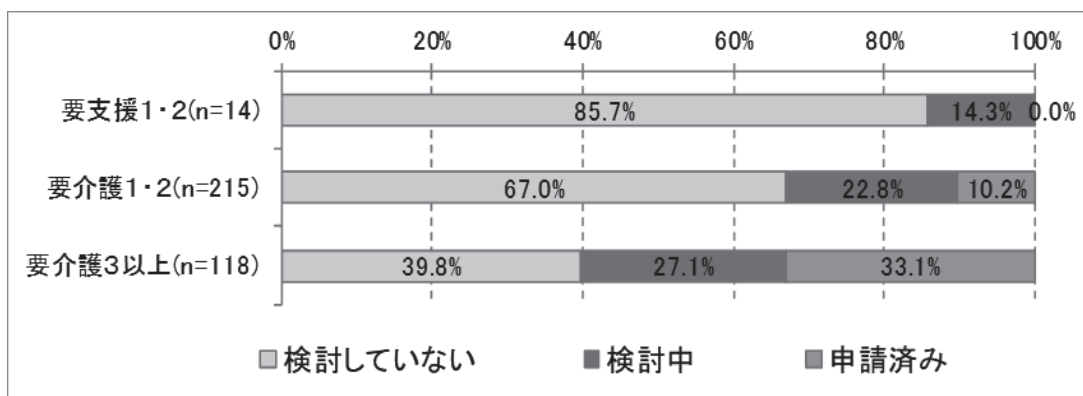
### (3) 要介護度別、サービス利用の組み合わせ状況

「要支援1・2」では「未利用」が 42.9%と最も割合が高く、次いで「通所系のみ」が 35.7%、「訪問系のみ」が 14.3%となっています。「要介護1・2」では「通所系のみ」が 54.3%と最も割合が高く、次いで「未利用」が 19.1%、「訪問＋通所」が 13.0%となっています。「要介護3以上」では「未利用」が 36.2%と最も割合が高く、次いで「訪問＋通所」が 16.2%、「訪問系のみ」、「通所系のみ」が 15.4%となっています。



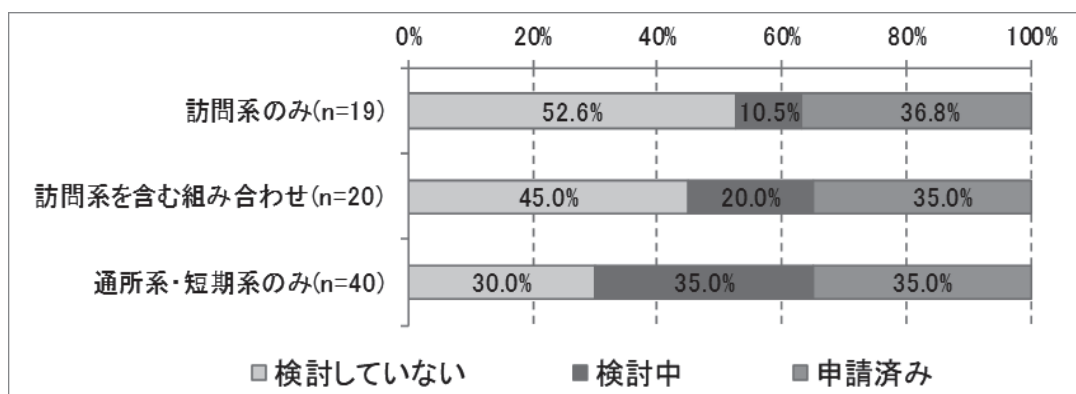
#### (4) 要介護度別、施設等検討の状況

「要支援1・2」では「検討していない」が 85.7%と最も割合が高く、次いで「検討中」が 14.3%、「申請済み」が 0.0%となっています。「要介護1・2」では「検討していない」が 67.0%と最も割合が高く、次いで「検討中」が 22.8%、「申請済み」が 10.2%となっています。「要介護3以上」では「検討していない」が 39.8%と最も割合が高く、次いで「申請済み」が 33.1%、「検討中」が 27.1%となっています。



#### (5) サービス利用の組み合わせと施設等検討の状況（要介護3以上）

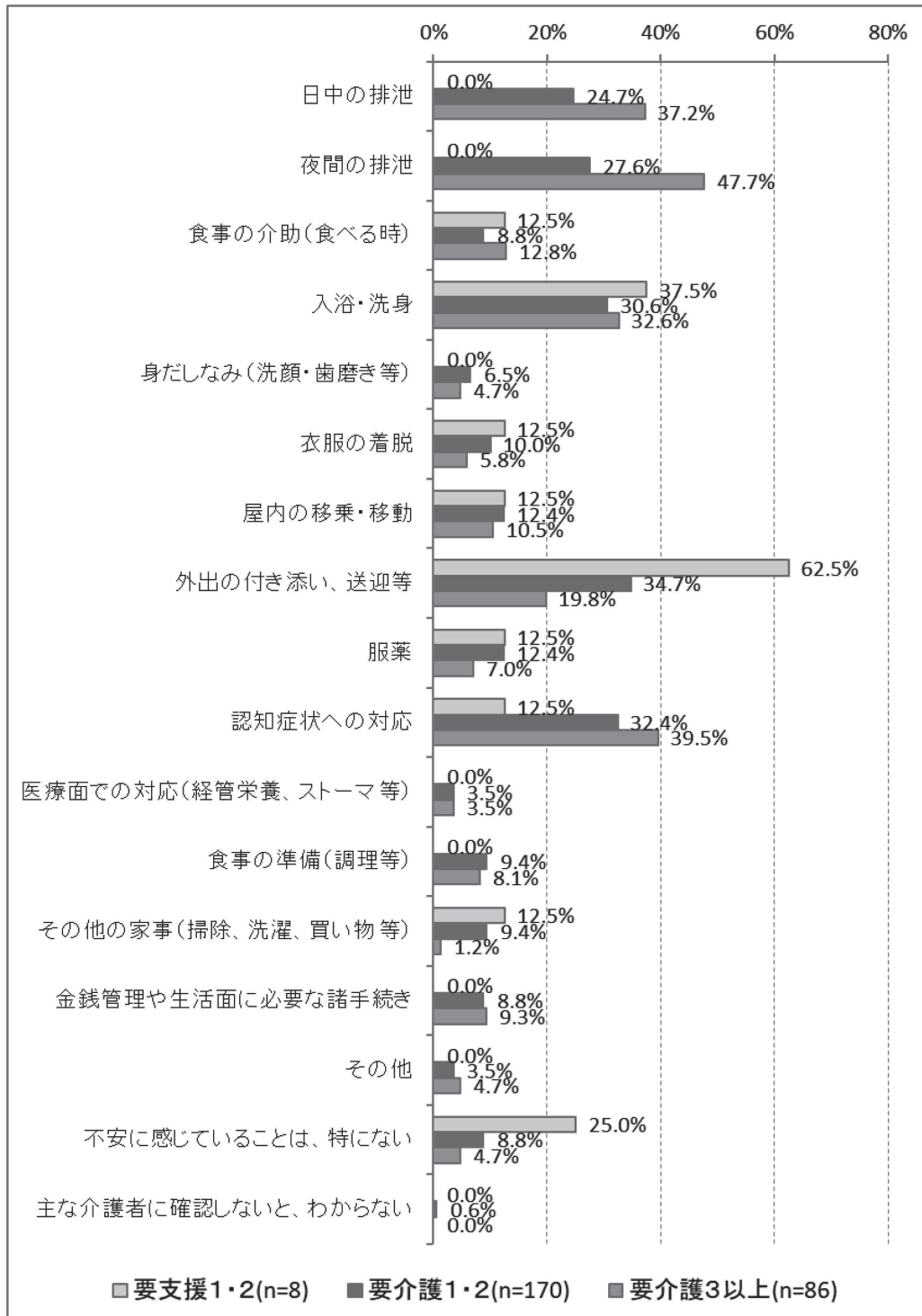
「訪問系のみ」では「検討していない」が 52.6%と最も割合が高く、次いで「申請済み」が 36.8%、「検討中」が 10.5%となっています。「訪問系を含む組み合わせ」では「検討していない」が 45.0%と最も割合が高く、次いで「申請済み」が 35.0%、「検討中」が 20.0%となっています。「通所系・短期系のみ」では「検討中」、「申請済み」が 35.0%と最も割合が高く、次いで「検討していない」が 30.0%となっています。



### (6) 要介護度別・介護者が不安に感じる介護

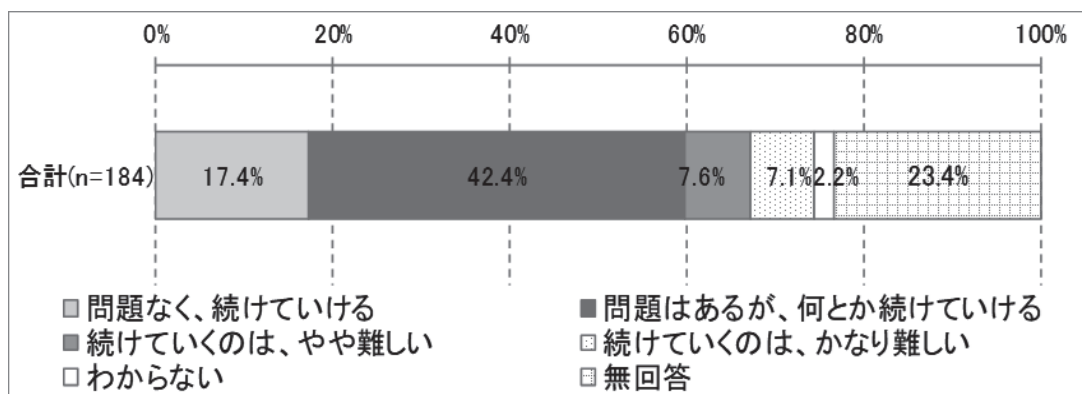
「要支援1・2」では「外出の付き添い、送迎等」が62.5%と最も割合が高く、次いで「入浴・洗身」が37.5%、「不安に感じていることは、特にない」が25.0%となっています。「要介護1・2」では「外出の付き添い、送迎等」が34.7%と最も割合が高く、次いで「認知症状への対応」が32.4%、「入浴・洗身」が30.6%となっています。

「要介護3以上」では「夜間の排泄」が47.7%と最も割合が高く、次いで「認知症状への対応」が39.5%、「日中の排泄」が37.2%となっています。



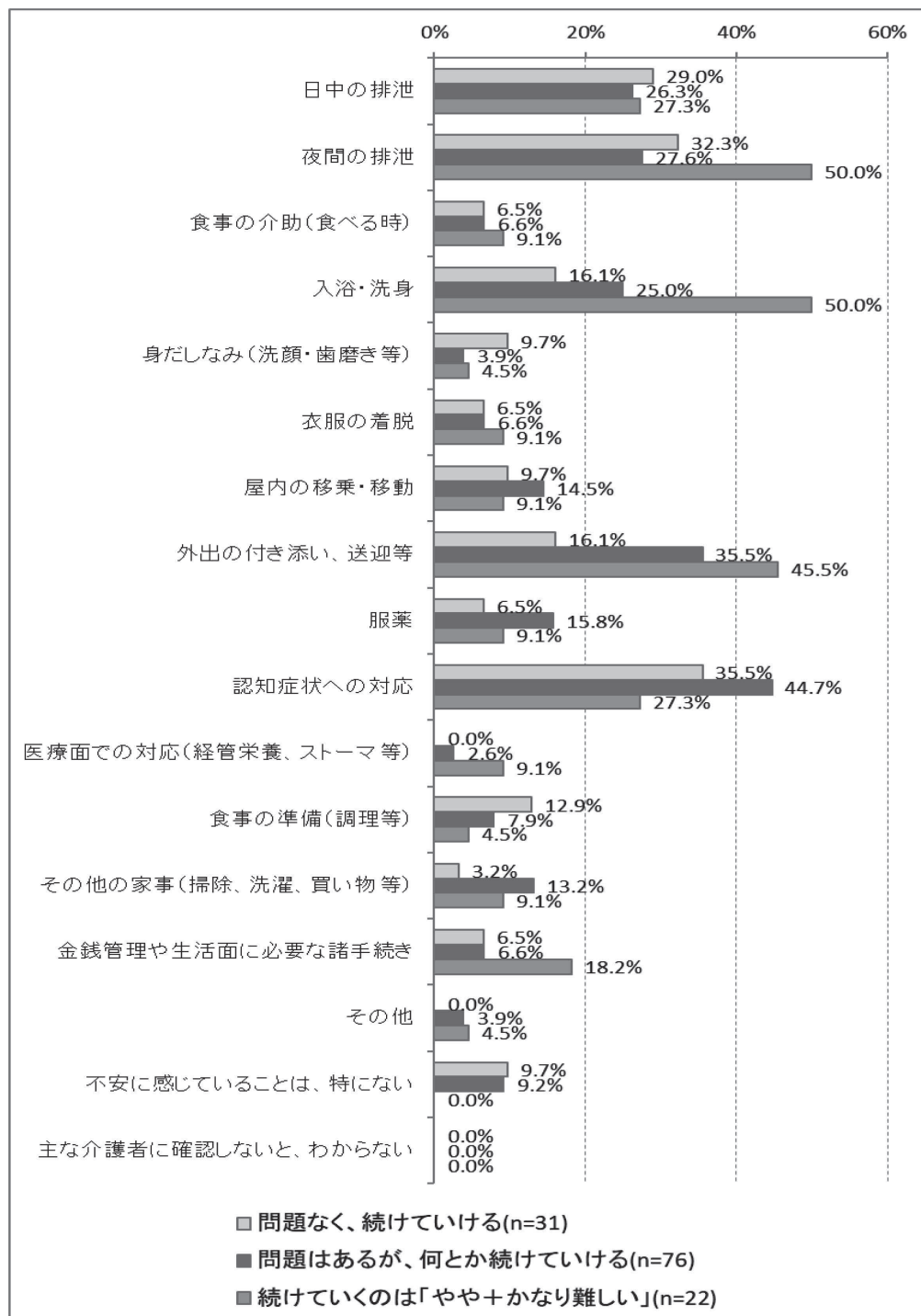
### (7) 主な介護者の就労継続

「問題はあるが、何とか続けていける」の割合が最も高く 42.4%となっています。次いで、「問題なく、続けていける(17.4%)」、「続けていくのは、やや難しい(7.6%)」となっています。



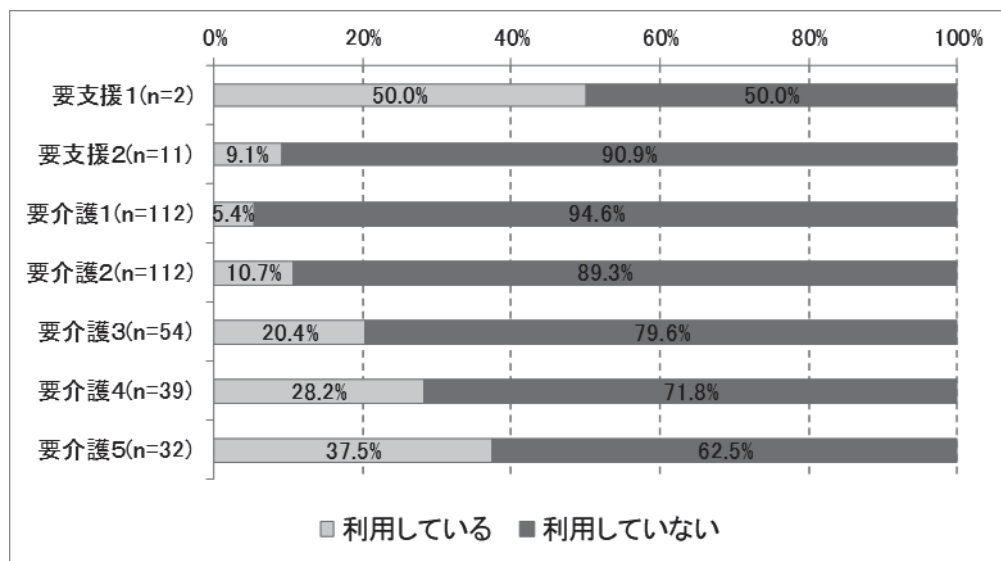
### (8) 就労継続見込み別・介護者が不安に感じる介護

「問題なく、続けていける」では「認知症状への対応」が 35.5%と最も割合が高く、次いで「夜間の排泄」が 32.3%、「日中の排泄」が 29.0%となっています。「問題はあるが、何とか続けていける」では「認知症状への対応」が 44.7%と最も割合が高く、次いで「外出の付き添い、送迎等」が 35.5%、「夜間の排泄」が 27.6%となっています。「続けていくのは「やや+かなり難しい」」では「夜間の排泄」、「入浴・洗身」が 50.0%と最も割合が高く、次いで「外出の付き添い、送迎等」が 45.5%、「日中の排泄」、「認知症状への対応」が 27.3%となっています。



### (9) 要介護度別・訪問診療の利用割合

「利用していない」がどの介護度も最も多くなっています。



### 3 調査結果から見た傾向・課題

- (1) 要支援認定者のうち、介護サービスの「未利用」は 42.9%となっています。これは通院介助サービス利用のため認定申請を行ったものの、利用可能となる要介護1とならなかったため未利用となった方が多いものと考えられます。このことから未利用の理由を把握し、介護予防事業等への参加勧奨など、ニーズに適した対策を考えていく必要があります。
- (2) 介護者の 16.5%を 80 歳以上が占めていますが、介護者の高齢化は今後も進むものと思われます。今後は訪問系サービスと組み合わせて、家族等介護者へのレスパイト(休息)ケア機能を持つ「通所系」や「短期入所系」の利用増加が考えられるため、家族介護者の心身の状態にも配慮した支援が必要です。
- (3) 「在宅生活の継続」と「仕事と介護の両立」のいずれにおいても「日中の排泄」、「夜間の排泄」、「認知症状への対応」が共通した不安となっており、サービスの整備や意思決定支援、家族介護への支援など、多角的な対策が必要であると考えられます。また、「外出の付き添い、送迎等」について、「要支援1・2」では 62.5%となっており、公共交通機関の充実や移動支援サービスの整備を推進していくことが必要と考えられます。
- (4) 要介護度が重度になるにつれて、訪問診療の利用割合が増加する傾向が見られます。今後は高齢化の更なる進行により、中重度の要介護者が増加が見込まれるため、「介護と医療の両方のニーズを持つ在宅療養者」への適切なサービス提供体制を整備する必要があります。



## 第4章 計画の基本的な考え方

## 第1節 基本理念

「平川市長期総合プラン」に定める本市の将来像である「あふれる笑顔 暮らし輝く平川市」を実現するため、本市が進めていくまちづくりの基本目標の1つである「住み続けたいまちづくり」に基づき、基本理念を次のとおり掲げて計画の推進を図ります。

### 【基本理念】

住み慣れた地域で  
お互いに支え合いながら  
自分らしく暮らせるまちづくり

高齢者1人ひとりが住み慣れた地域で、お互いに支え合い、自分らしく明るくいきいきと過ごすことができるよう、高齢者を含めた多様な主体が支え合う「健康・福祉」の包括的な支援体制(地域包括ケアシステム)が整ったまちを目指します。

また、医療や介護が必要となっても、すべての人の個性が尊重され、人としての尊厳を持って、いつまでも心豊かに住み慣れた地域で自立した生活を継続していくことができるよう、介護サービスの充実、地域支援体制の充実、権利擁護の推進を図ります。

## 第2節 基本目標・施策の体系

第9期計画では、第6期計画から段階的な構築を目指している「地域包括ケアシステム」のさらなる深化・推進に取り組むため、第8期計画における3つの基本目標を踏襲し、従来からの取組に加え、より実用性の高い施策の展開を目指します。

### 1 いたわりを感じる福祉の充実

高齢者人口の割合が増加し、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加している中で、高齢者が住み慣れた地域で生活を続けていけるように、住民主体の活動や支え合いの地域づくりの推進が求められています。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域包括支援センターが中心となり適切なサービスを提供するとともに、多様化する地域課題に対応できるよう地域包括ケアシステムのさらなる充実、認知症の人やその家族を地域で支える体制づくり、成年後見の利用促進などの権利擁護の取組を推進します。

### 2 健康長寿を目指した健康づくりの推進

死亡原因の多くを占める、がん、脳卒中、心疾患などの予防には、運動や食生活など、生活習慣の改善に努めることが必要です。

また、疾病の早期発見・早期治療には、健康診査や各種検診の受診が重要であることから、受診率の向上に向けた取組を推進するとともに、医療・介護・健康診査等のデータ分析を活用した、高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的な取組により、高齢者が自ら主体的に介護予防や疾病予防・重症化予防に取り組むことができる環境づくりを推進します。

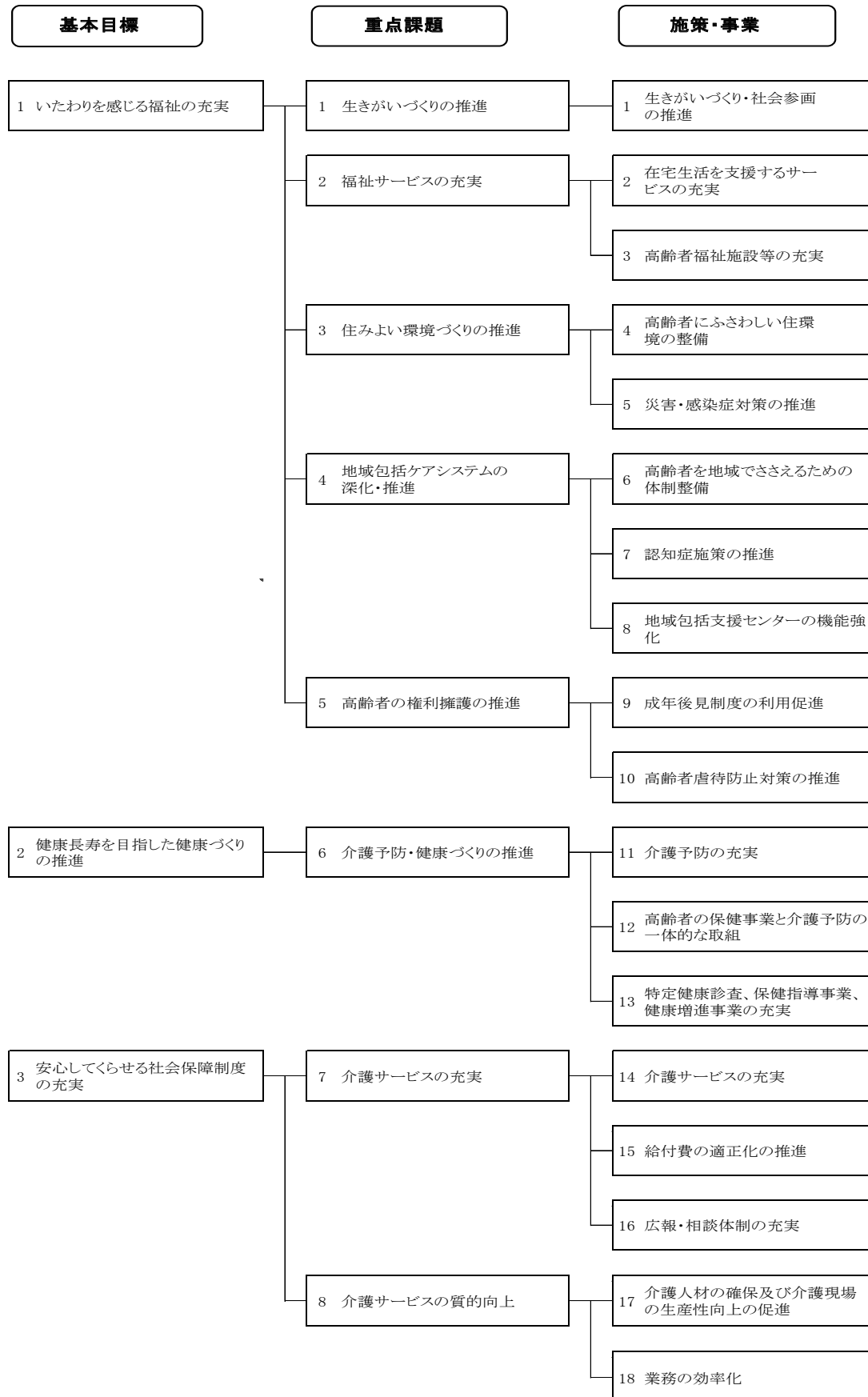
### 3 安心してらせる社会保障制度の充実

中長期的な人口動態や介護ニーズの見込量を適切に捉えて、介護サービスを必要とする人がいつでも必要なサービスを受けられるように、介護保険制度の適切かつ持続的な運営を図るとともに、介護サービスの充実と質的向上に取り組むことが必要です。

本計画期間である令和7年には、団塊の世代が全員後期高齢者となることから、要介護高齢者が増加することを見据えた適正なサービス利用量を見込み、必要なサービス量が確保されるよう努めます。

また、高齢者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活ができるよう、高齢者保健福祉の各種サービスの情報提供を行うとともに、苦情・相談に適切に対応できる相談体制の充実を図るほか、利用者本位の質の高いサービスを提供するため、介護給付適正化に向けた取組を推進します。

## 【施策体系図】





## 第5章 施策の展開

## 第1節 生きがいづくり・社会参画の推進

### 1 現状と課題

高齢化の進行にともない、長くなる高齢期をより充実したものとするため、高齢者をはじめ、全ての人が生涯にわたって元気に活躍し続けられる社会の実現が求められています。

このことから、高齢者が、地域の様々な社会活動に積極的に参加していくための仕組みづくりが重要となっています。

### 2 取組状況

#### (1) 通いの場設置・運営支援事業

元気な高齢者を増やし、高齢者が活躍できる地域づくりを目指し、通いの場に対する補助金の支給、運営に係る指導や書類作成支援など、設置や活動の支援をしています。

(単位:団体)

項目	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末見込
設置団体数	18	19	20

資料:平川市高齢介護課

#### (2) シルバー人材センターの充実・支援

高齢者が短期的・臨時的に就労することにより、健康維持や生きがいの保持、活力ある地域社会づくりに資するため、シルバー人材センター事業の運営費等について補助を行っています。また、地域支援事業として訪問型サービスの実施を委託し、福祉分野への就業支援も行っています。

(単位:人、件、円)

項目	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績見込
会員数	181	190	195
契約件数	1,230	1,227	1,300
年間就労延人数	17,722	18,306	18,500
受託契約金額	90,671,714	94,009,522	95,000,000
補助金額	7,802,000	8,007,000	7,783,000

資料:平川市高齢介護課

### (3) 老人クラブ補助事業

老人クラブ活動の育成と社会活動の振興のため、単位老人クラブ1団体あたり年額 46,560 円の補助金の支給と、老人クラブ連合会が実施する地域奉仕活動、生きがいつくり、健康づくり等の事業に対して補助金を交付しています。

(単位:人、団体、円)

項目	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績見込
会員数	1,470	1,184	1,054
単位老人クラブ数	48	44	42
単位老人クラブ補助金額	1,768,202	1,906,660	1,955,520
老人クラブ連合会補助金額	1,116,826	1,020,696	916,826

資料：平川市高齢介護課

### (4) 高齢者軽スポーツ大会

軽スポーツとレクリエーションを主体として、高齢者の健康維持と親睦を深めることを目的に、年1回軽スポーツ大会を実施しています。

(単位:人)

項目	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績
参加延べ人数	中止	中止	180

資料:平川市高齢介護課

### (5) 長寿福祉大会

卒寿(90歳)の方と金婚夫婦の方を対象に表彰して長寿のお祝いをします。また、関係団体の意見等をもとに、高齢者が活躍できる内容に変更するなど充実を図っています。

### (6) 世代間交流事業

世代間交流ふれあい広場を開催し、三世代の交流を推進しています。

(単位:回、人)

項目	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績見込
開催回数	中止	中止	1
参加延べ人数			20

資料:平川市高齢介護課

### (7) 生涯学習事業(市民講座等)

市民の学習や教養を得る場として開催し、高齢者へ積極的な参加を促しています。

### (8) 各クラブ・サークルの紹介

市民を対象とした様々なクラブやサークルについて、広報などで積極的に紹介し、高齢者の参加を促しています。



### 3 今後の方策

高齢者が豊かな経験、知識、技能を活かしながら、地域づくりやまちづくりに参加し、地域社会の支え手として活躍できるよう、高齢者の就業支援を行うとともに、地域活動等への参加機会を増加させる取組を推進します。

また、他者との交流機会や外出機会が確保されるよう、各種団体への積極的な支援や情報提供を行います。

### 4 具体的取組

#### (1) 通いの場設置・運営事業

設置箇所数の増加を図ります。

(単位:団体)

項目	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末見込
設置団体数	22	24	26

#### (2) 通いの場設置・運営事業

#### (3) シルバー人材センターの充実・支援

#### (4) 老人クラブ補助事業

#### (5) 高齢者スポーツ大会

#### (6) 長寿福祉大会

#### (7) 世代間交流事業

#### (8) 生涯学習事業(市民講座等)

#### (9) 各クラブ・サークルの紹介

#### (10) 老人クラブとの介護予防教室

## 第2節 在宅生活を支援するサービスの充実

### 1 現状と課題

高齢者の多くは、介護が必要な状態になり、今後の生活に不安を感じることもなっても、在宅生活の継続を希望する傾向があります。そのため、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、必要な福祉サービスの充実を図っていく必要があります。

### 2 取組状況

#### (1) 市の事業

##### ○緊急通報体制整備事業

ひとり暮らし高齢者等を対象に、緊急通報装置を無償で貸与するとともに、急病・災害時に迅速に対応するため、地域住民等による支援・協力体制の充実を図っています。

(単位:台、件、人)

項目	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績見込
設置台数	89	84	80
緊急通報数	10	30	12
緊急要請数	4	9	4
協力員数	335	297	281

資料:平川市高齢介護課

##### ○地域福祉センター運営事業

地域福祉の拠点施設として運営しており、高齢者の趣味などの生きがいをづくりや一般介護予防教室の実施など、コミュニティの場としても利用されています。

(単位:人)

項目	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績見込
利用人数	17,101	18,067	18,187
尾上地域福祉センター	11,315	12,005	11,679
碓ヶ関地域福祉センター	5,786	6,062	6,508

資料:平川市福祉課

○東部地区デイサービスセンター運営事業

東部地区デイサービスセンターを設置し、東部地区の総合事業対象者、要支援者、要介護者に対し、介護保険法による第1号通所事業、通所介護の居宅サービスを提供しています。

(単位：人)

項目	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績見込
利用延べ人数	2,211	1,848	1,848

資料：平川市高齢介護課

(2) 市社会福祉協議会の事業

○ひとり暮らし高齢者会食サービス事業

月1回の会食を通じ、参加者相互の交流を図るとともに生きがいの醸成と社会参加を促進します。

(単位：回、人)

項目	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績見込
実施回数	27	22	25
参加者延べ人数	466	430	448
奉仕者延べ人数	82	84	83
団体協力者数	59	37	48

資料：平川市社会福祉協議会

○日常生活自立支援事業(あっぷるハート)

認知症や障がいにより判断能力が衰えた方が、地域で安心して生活が送られるよう、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、日常的金銭管理を行います。

(単位：人)

項目	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績見込
対象者数	64	69	67

資料：平川市社会福祉協議会

○成年後見サポートセンター運営法人後見事業

認知症や障がいにより、判断能力が著しく低下した方が、地域での生活を継続できるように、後見申立ての支援や、法人として後見を受任し、財産の管理や重要な法律行為(遺産分割協議、不動産の処分など)を行います。

(単位：人)

項目	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績見込
対象者数	36	33	24

資料：平川市社会福祉協議会

### **3 今後の方策**

高齢者やその家族が抱える不安を把握し、住み慣れた地域で在宅生活を継続できるよう、適切な事業を提案することに努めるとともに、社会福祉協議会と連携しながら、様々な機会をとらえ、地域住民や居宅介護支援事業所等の支援者となりうる方に対し情報提供を行います。

### **4 具体的取組**

#### **(1) 市の事業**

- 緊急通報体制整備事業
- 地域福祉センター運営事業
- 東部地区デイサービスセンター運営事業

#### **(2) 市社会福祉協議会の事業**

- ひとり暮らし高齢者会食サービス事業
- 日常生活自立支援事業
- 成年後見サポートセンター運営法人後見事業

## 第3節 高齢者福祉施設等の充実

### 1 現状と課題

身体の状態や家庭の状況等により、在宅での生活を継続していくことが困難となった場合、以下の高齢者福祉施設等への入所により、見守りを受けながら生活を継続することとなります。

近年、施設入所を希望する高齢者は増加傾向にありますが、下記の施設は常に満員状態であり、有料老人ホームの増加が見られるものの、この傾向は続くものとみられます。

### 2 取組状況

以下の施設のうち、生活支援ハウス、高齢者世話付住宅は、市が社会福祉法人三笠苑に運営を委託しており、ケアハウス、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホームについては、民間の事業者により運営されています。

また、このうち、高齢者世話付住宅には居住する高齢者の安否確認や生活相談・指導、緊急時の対応や一時的な家事援助等を行う生活援助員を配置しています。

なお、養護老人ホームは市内に設置されていないため、近隣市町村の施設を必要に応じ活用しています。

(単位:施設、人)

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活支援ハウス	施設数	1	1	1
	定員	10	10	10
高齢者世話付住宅	施設数	1	1	1
	定員	12	12	12
ケアハウス	施設数	1	1	1
	定員	20	20	20
サービス付き高齢者向け住宅	施設数	3	3	3
	定員	59	59	59
有料老人ホーム	施設数	2	4	4
	定員	57	115	115
養護老人ホーム	施設数	0	0	0
	入所者数	1	1	0

※入所者数は各年4月1日現在

資料:平川市高齢介護課

### **3 今後の方策**

これらの高齢者福祉施設と介護保険施設のこれまでの利用実績や入所待機者の状況、介護保険料への影響等を考慮しながら、民間活力による施設整備の可否について総合的に検討を行います。

### **4 具体的取組**

- (1) 平川市生活支援ハウス運営事業
- (2) 高齢者世話付住宅管理事業
- (3) 高齢者住宅生活援助員派遣事業
- (4) 老人保護措置

## 第4節 高齢者にふさわしい住環境の整備

### 1 現状と課題

高齢者の急増に伴い、日常生活や社会生活を営む上で様々な制限を受ける高齢者も増加していることから、住まいやまちづくりにおいて安全・安心な生活環境を確保することが必要となっています。

### 2 取組状況

新たに建設された市役所本庁舎については、高齢者にとどまらず誰もが利用しやすい公共施設を目指し、バリアフリー化するとともに、ユニバーサルデザインを採用しています。

また、既存施設で高齢者の利用が多い地域福祉センターに手すりを設置、夏季の熱中症対策のため、エアコンの設置を行いました。

### 3 今後の方策

高齢者が住み慣れた地域で安全にかつ安心して質の高い生活を送るための生活環境づくりに向け、多様な住宅環境整備への支援や公共施設等のバリアフリー化を進めつつ、ユニバーサルデザインの考え方を基本とした、高齢者に配慮したまちづくりを目指します。

また、高齢者の自立生活への支援を積極的に進め、介護予防に向けた環境整備等を促進するとともに、社会福祉協議会や民生委員・ボランティア等の地域相互連携を促進し、住民が地域の安全を自ら守り、住みよいまちづくりを推進できるよう支援します。

### 4 具体的取組

- (1) 公共施設や道路、公園、交通機関利用環境等のバリアフリー化を促し、高齢者が外出しやすい環境の整備を進めます。また、案内板や表示板の大きさや表現方法について高齢者に配慮して設置します。
- (2) 高齢者の交通安全に対する意識向上を図り、交通事故等の防止に向けた交通安全教育を行います。
- (3) ひとり暮らしの高齢者等に対する防火防災指導を通じて、こうした方々の住居からの出火防止及び焼死者防止対策を推進します。また、特に75歳以上のひとり暮らしの高齢者世帯に対し防火訪問を実施します。

## 第5節 災害・感染症対策の推進

### 1 現状と課題

近年、大規模災害や、新型コロナウイルス感染症拡大等の危険事象により、高齢者が犠牲となる事例が多発しています。

高齢者は、迅速・的確な避難等の行動が取りにくく、被災しやすいことから、発災時における自助・共助による取組が重要です。

また、感染症罹患時に高齢者は重症化する危険性が高いことから、これまでの災害や新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえた危険事象への対策が不可欠です。

介護事業所等においては、災害及び感染症対策に係る計画の策定や訓練の実施等、必要な物資の備蓄、設備等の整備など、平時から備えておかなければなりません。また、介護サービスは、利用者やその家族の生活のために欠かせないものであり、災害や感染症の発生時においてもサービス提供の継続が求められます。そのため、日頃から関係機関や介護事業所等と連携し、災害や感染症への対策の充実に努める必要があります。

### 2 取組状況

区分	内容
災害への対応	<ul style="list-style-type: none"><li>○施設における訓練や近辺の災害危険箇所を把握しています。</li><li>○災害発生時に必要な物資の備蓄状況を確認しています。</li><li>○避難行動要支援者（災害時に自力で避難することが困難な在宅の高齢者や障がい者等）に関する情報を掲載した「避難行動要支援者名簿」を作成し、関係者へ情報を事前に提供することにより、いざというときに備えてもらう取組を進めているほか、この名簿と併せて、特に支援を必要としている要介護度の高い高齢者等については、避難を支援する地域支援者を定めた個別避難計画の作成を進めています。</li><li>○民生委員・児童委員、社会福祉協議会、保健福祉サービス事業者等と連携し、在宅で避難生活を送る要配慮者に対して、健康状態の確認や福祉ニーズを把握する体制の整備を図っています。</li></ul>
感染症への対応	<ul style="list-style-type: none"><li>○高齢者等へ手洗いや消毒等の日常生活で行うことのできる感染症対策の啓発や情報発信を行っています。</li><li>○関係機関との連携・協力体制を確保しています。</li><li>○介護事業者の事業継続・運営維持について支援しています。</li></ul>



### 3 今後の方策

本市の「地域防災計画」・「新型インフルエンザ等対策行動計画」や、介護事業所等が作成する「非常災害対策計画」・「業務継続計画」等に基づき、災害時における自力避難が困難な高齢者の安全確保を図るとともに、災害発生時には、本市の指定避難所での避難生活が困難で、特別な配慮が必要な高齢者等を対象に、福祉避難所として受入先となる施設を確保し、福祉避難所への誘導を行います。

また、介護事業所等における避難確保計画に係る実効性を高めるための運用支援を行うとともに、訓練等の実施や、必要な物資の備蓄状況を定期的に確認するなど、関係機関等とも連携した取組を進めます。

### 4 具体的取組

- (1) 介護事業所等との災害時における連携体制の強化及び感染症対策に必要な体制の支援
- (2) 避難行動要支援者名簿作成及び個別避難計画作成
- (3) 自主防災組織活動支援補助事業

## 第6節 高齢者を地域で支えるための体制整備

### 高齢者の相談支援

#### 1 現状と課題

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けていくための支援として、地域包括支援センターの他、市内5か所の在宅介護支援センターに委託し、ネットワーク構築、実態把握、総合相談の業務を行っています。

また、様々な問題を抱える高齢者一人ひとりに対し、どのような支援が必要かを幅広く把握し、相談等を受けながら介護保険サービスにとどまらず適切なサービス機関または制度の利用につなげていく等の伴走型の支援を行っています。

高齢者人口の増加にともない利用者が増加し、また、高齢者が抱える問題も多様化・複雑化しており、高齢者本人とその家族等への継続的な関わりが求められています。

#### 2 取組状況

##### (1) 総合相談支援事業

###### ○地域におけるネットワーク構築

支援を必要とする高齢者を総合相談へとつなげるとともに、適切な支援・継続的な見守り等を行うことにより、さらなる問題の発生を防止するため、地域住民への啓発活動などを行うとともに、関係者のネットワーク構築を図ります。

###### ○高齢者実態把握

高齢者のみの世帯、認知症、寝たきり者等の要援護高齢者の心身の状況や家庭環境等についての実態把握を行います。

(単位:人)

項目	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績見込
実人数	616	605	640

資料:平川市高齢介護課

###### ○総合相談

介護サービス利用に際しての問題、認知症、虐待等の様々な問題を抱える高齢者の相談に対し、在宅介護支援センターや関係者と連携しながら、適切な機関や制度、サービス等につなぎ、伴走型支援を行っています。

(単位:人)

項目	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績見込
実人数	597	486	550
延べ人数	1,271	1,365	1,400

資料:平川市高齢介護課

### 3 今後の方策

これまでの総合相談支援事業を継続するとともに、地域住民や関係機関と連携しながら伴走型支援を行うことができるよう、地域におけるネットワーク構築に重点的に取り組み、高齢者が、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう努めます。

### 4 具体的取組

- (1) 総合相談支援事業
- (2) 在宅医療・介護連携推進事業
- (3) 生活支援体制整備事業
- (4) 地域ケア会議推進事業
- (5) 認知症総合支援事業

## **包括的・継続的ケアマネジメント支援**

### 1 現状と課題

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けていくためには、主治医との連携、在宅と施設の連携など、様々な職種が連携し、個々の高齢者の状況やその変化に応じて継続的にフォローアップしていく必要があります。地域包括支援センターでは、包括的・継続的なケアマネジメントの体制構築、介護支援専門員に対する個別支援の2つの業務を行っています。

今後は、市の各種介護予防事業を活用し、自立支援に資するケアマネジメントを推進していく必要があります。

### 2 取組状況

#### (1) 包括的・継続的なケアマネジメントの体制構築

地域の介護支援専門員が、他職種・他機関と連携を図りながら高齢者を支える活動ができるよう、地域包括支援センターが関係機関との連携体制づくり、ネットワーク構築、実践力向上を支援しています。

#### (2) 介護支援専門員に対する個別支援

地域包括支援センターに相談担当の主任介護支援専門員を配置し、日常的に情報支援、支援困難事例を抱える介護支援専門員への対応、カンファレンス開催支援を行うとともに、資質向上のための研修会や集団指導を実施しています。

(単位:回)

項目	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績見込
ケアマネジメント研修会	1	1	1
集団指導	1	1	1

資料:平川市高齢介護課

### (3) 介護予防ケアマネジメント

生活上の様々な課題を抱える高齢者に対し、早い段階から高齢者ができる限り自立した生活を送ることができるよう地域包括支援センターにより、介護予防ケアマネジメントを行っています。

また、予防給付及び総合事業に関するケアマネジメントは介護予防支援従事者研修を修了(予定含む)した市内及び市外指定居宅介護支援事業所に委託し、全ての要支援認定者等が適切な介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントが受けられるようにしています。

(単位:人、件)

項目	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績見込
実人数	156	124	124
作成件数	5,129	4,732	4,732

資料:平川市高齢介護課

## 3 今後の方策

ケアマネジメント研修会や集団指導の実施を通じ、現行相当サービス偏重から、各種介護予防事業や様々な地域資源を生かした自立支援型の介護予防マネジメントを推進します。

## 4 具体的取組

- (1) 包括的・継続的ケアマネジメント事業
- (2) 集団指導
- (3) 介護予防事業窓口対応マニュアルの整備

## 在宅医療・介護連携推進

### 1 現状と課題

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられるよう、南黒地区市町村による広域実施協定の枠組みにより、連携に関するアンケートや、医療・介護関係者を対象とした研修会等、連携を促進する取組を行っています。

第3章で述べた介護予防・日常生活圏域ニーズ調査における、「介護が必要になったとき、どのようにしたいと考えているか」という項目に対する回答では、「在宅(自

分や家族の家)で、家族の介護と介護保険サービスを併せて介護を受けたい」が約20%となっていることから、地域課題にあった取組が求められています。

## 2 取組状況

### (1) 南黒地区市町村による広域実施

年度	主な実施項目
令和3年度実績	・「在宅医療・介護連携に関するアンケート～認知症の方への対応について」を受けた分析、研修内容の検討
令和4年度実績	・「在宅医療・介護連携推進事業のデータ把握のための一覧表」を作成、分析 ・南黒地区の居宅介護支援事業所を対象に「入退院調整に関するアンケート調査」を実施、集計、分析 ・医療・介護関係者に対する研修会の実施
令和5年度実績見込	・弘前保健所と「入退院調整に関するアンケート調査」に関する情報交換 ・弘前地区消防事務組合との情報交換 ・弘前地区消防事務組合「救急カルテ」運用に向け高齢者等施設へ情報提供 ・医療・介護関係者に対する研修会の実施 ・認知症情報連携ツール「あおり医療介護手帳」運用に向けて認知症疾患医療センター等医療機関と連絡調整

### (2) 市単独実施

年度	主な実施項目
令和3年度実績	・医療・介護連携相談窓口の実施
令和4年度実績	・医療・介護連携相談窓口の実施
令和5年度実績見込	・医療・介護連携相談窓口の実施

## 3 今後の方策

高齢者や認知症の方が、安心して在宅生活できるよう地域で支えるために必要な日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取りを意識したうえで在宅医療と在宅介護を一体的に提供するため、南黒地区5市町村による広域実施協定を継続実施し、本人や家族が希望する医療・介護サービスが適切に提供されるよう、医療職・介護職の連携体制の構築を進めていきます。

## 4 具体的取組

- (1) 医療・介護関係者へ県や弘前保健所による情報共有ツール運用に関する支援
- (2) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進として救急搬送時のツール市単独実施
- (3) 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- (4) 医療・介護関係者による多職種研修

## (5) 在宅医療・介護連携に関する南黒地区市町村による連携

### 地域づくりの支援

#### 1 現状と課題

地域のつながりが希薄化する中、高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯が増加してきており、地域で孤立しやすい状況におかれている方への対応がこれまで以上に求められています。

第3章で述べた介護予防・日常生活圏域ニーズ調査における、「在宅生活の困りごと」という項目に対する回答では、「急に具合が悪くなった時の手助け」が約 20%、「庭の手入れ、力仕事」が約 19%、一部地区では「外出手段がない(買い物・通院など)」が約 13%となっていました。そのため、地域住民が担い手として参加する通いの場など住民主体の活動や、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、シルバー人材センターなど多様な主体による多様なサービスの提供体制の構築を推進していくことが求められています。

#### 2 取組状況

##### (1) 生活支援コーディネーターの配置

全市を担当する第1層生活支援コーディネーターを平川市社会福祉協議会に、担当区域内で活動する第2層生活支援コーディネーターを4つの在宅介護支援センターに配置し、地域の課題把握、高齢者のニーズ把握、支え合いの地域づくり意見交換会の開催、ボランティア養成講座の開催、生活支援サービスの担い手の発掘、生活支援サービスの創出に関する業務を行っています。

##### (2) 生活支援体制整備協議会の設置

生活支援体制整備事業を推進するため、多様なサービスの実施主体や地域の関係者により構成される生活支援体制整備協議会により、生活支援体制整備事業に係る定期的な情報共有と、企画・立案・方針決定を行っています。

(単位:回)

項目	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績見込
開催回数	2	2	2

資料:平川市高齢介護課

##### (3) 支え合いの地域づくり意見交換会

介護保険制度の普及啓発、地域で必要とされる生活支援の把握、支え合いの意識づくりの普及、住民主体の生活支援サービス等の創出を図るため、各地域において「支え合いの地域づくり意見交換会」を開催しています。

(単位:回)

項目	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績見込
開催回数	6	6	6

資料:平川市高齢介護課

#### (4) 社会資源マップの作成

主に支援者向けの情報として、地域に存在する社会資源(行政機関、介護施設、医療機関、ボランティア団体、通いの場、介護予防教室、配食サービスなど)の情報を網羅する社会資源マップを作成・公開し、順次更新を行います。

#### (5) 生活支援の担い手養成

支え合いの地域づくりの意識を醸成するため、ボランティア養成講座を開催し、見守りや通いの場づくりを始めるために必要な知識の普及を行います。また、市認定ヘルパー養成講座を開催し、新たなサービスに従事していただく人材を育成します。

(単位:回、人)

項目		令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績見込
ボランティア養成講座	開催回数	1※1	2	2
	参加人数	15	21	30
市認定ヘルパー養成講座	開催回数	1	2	2
	参加人数	5	10	15

※1 令和3年度 後期はコロナ禍で開催中止

資料:平川市高齢介護課

#### (6) 新たなサービスの創出

様々な団体と連携し、新たなサービスを創出し、市認定ヘルパー養成講座を修了した方が地域で活躍できるような仕組みを検討しています。

項目	開始時期
基準緩和型サービス	・通所型サービス 令和3年4月から1事業所 令和4年9月から1事業所
生活支援サービス	・訪問型サービス 令和3年4月から1事業所

資料:平川市高齢介護課

#### (7) 各種団体・企業との連携

地域で活動している各種団体や企業の強みを生かせるように、高齢者の生活支援に関わる協力体制を構築しています。

(単位:回)

項目	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績見込
開催回数	12	25	20

資料:平川市高齢介護課

## (8) サービス立ち上げ・運営支援

基準緩和型サービス、通いの場など、新たにサービスを開始する団体等へ立ち上げ・運営に係る支援を行い、実施団体等の負担を軽減します。

(単位:箇所)

項目	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績見込
支援箇所数	5	5	5

資料:平川市高齢介護課

## 3 今後の方策

高齢者が地域で孤立せずに安心して暮らせるよう、地域住民が共に助け合い、支え合う地域づくりを支援していくため、様々な団体への働きかけを行い、多様な主体による重層的な支援体制の構築を推進します。

## 4 具体的取組

- (1)生活支援体制整備事業
- (2)民生委員・児童委員による援護を必要とする住民の見守りと相談支援の推進
- (3)シルバー人材センター連携活動推進

## 在宅で介護を行う家族への支援

### 1 現状と課題

高齢者の多くは、介護が必要な状態になっても、可能な限り在宅で生活を継続することを望みますが、家族は、今後の生活や介護について不安を感じています。

また、近年では、在宅で介護を行う家族のうち、ヤングケアラー<sup>※1</sup>やビジネスケアラー<sup>※2</sup>の負担軽減に関する支援が求められています。

これらの状況を踏まえ、在宅で介護を行う家族への支援の充実を図っていく必要があります。

※1 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子供。負担により学業や友人関係に支障が生じる可能性がある。

※2 仕事をしながら家族の介護に従事する人。介護離職につながる可能性が高い。

### 2 取組状況

#### (1) 家族介護継続支援事業

##### ○家族介護用品支給事業

要介護4以上の市民税非課税世帯の高齢者等を介護する家族に対しておむつ等介護用品(クーポン券)を支給しています。



(単位:人、円)

項目	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績見込
支給実人数	20	18	15
支給延べ人数	240	216	180
支給金額	1,233,062	922,102	1,125,000

資料:平川市高齢介護課

#### ○家族介護者交流事業

要介護1以上の在宅の高齢者を介護する家族を一時的に介護から解放し、介護者相互の交流と心身の元気回復を図るためリフレッシュ事業を実施しています。

(単位:人)

項目	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績見込
参加延べ人数	中止	17	20

資料:平川市高齢介護課

### (2) 家族介護支援事業

#### ○家族介護教室

介護方法や介護予防、健康づくり等についての知識・技術の習得機会を設け、高齢者を介護している家族の身体的・精神的負担を軽減しています。

(単位:人)

項目	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績見込
参加延べ人数	89	156	160

資料:平川市高齢介護課

#### ○認知症賠償責任補償事業

認知症の高齢者が踏切事故や自転車による交通事故などで第三者に人身傷害や財物損壊を生じさせた場合に、市が加入する賠償責任補償保険で損害を補てんし、認知症の人と介護者の負担を軽減しています。

(単位:人)

項目	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績見込
加入者数	30	27	33

資料:平川市高齢介護課

### (3) 住宅改修支援事業

要介護(支援)認定を受けている高齢者が、住宅改修のため、介護支援専門員等に介護保険制度の住宅改修費の支給申請に添付する理由書を作成依頼した場合に助成しています。

(単位:件)

項目	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績見込
制度利用件数	0	1	1

資料:平川市高齢介護課

### 3 今後の方策

家族介護の負担を軽減するため、在宅介護支援センターや居宅介護支援事業所との連携により対象者と家族の状況、介護力等の把握に努め、該当事業の活用を積極的に進めます。

また、家庭内におけるヤングケアラーやビジネスケアラーの存在把握に努めます。

ヤングケアラーについては、介護による負担だけではなく、経済的な困窮や若い兄弟の世話など家庭内の複合的な問題を抱えている可能性があるため、庁内や地域の連携機関と連携しながら支援を行います。ビジネスケアラーについては、家族介護者の負担や休息(レスパイトケア)、就業継続に配慮しながら支援を行います。

### 4 具体的取組

- (1) 家族介護用品支給事業
- (2) 家族介護者交流事業
- (3) 家族介護教室
- (4) 認知症賠償責任補償事業
- (5) 住宅改修支援事業
- (6) 総合相談支援事業
- (7) 居宅介護支援事業所等に対する集団指導の実施

## 地域共生社会の実現

### 1 現状と課題

高齢化や核家族化の進展により、要支援高齢者に対する相談支援については、件数はもとより複合的な課題解決を必要とする内容が増加しており、総合的な相談を行う地域包括支援センターの役割の重要性がますます高まっています。

また、令和2年6月、国では地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、自治体の包括的な支援体制構築の支援などに所要の措置を講ずるため、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立しました。

このことから、高齢者を地域全体で支えあう社会を構築し、多様な社会制度の狭間でサービスが受けにくい方々へ包括的な支援を行う必要があります。

### 2 取組状況

どの機関に相談があっても、関係機関で連携を図り、制度の狭間に陥らないための総合相談支援体制づくりを進めています。

### 3 今後の方策

本市では、支援体制の充実や、地域ケア会議の効果的な活用による地域課題の抽出・検討などを通じて、地域を支える関係機関とのネットワークづくりに取り組みながら、地域共生社会の実現とともに高齢者にやさしいまちづくりを目指します。

### 4 具体的取組

- (1) 在宅医療・介護従事者向け研修会の開催
- (2) 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- (3) エンディングノート作成事業
- (4) 介護予防・生活支援サービス事業
- (5) 一般介護予防事業
- (6) 短期集中型サービス事業
- (7) 地域ケア会議等の開催・充実
- (8) 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅などの情報提供
- (9) 生活支援体制整備事業
- (10) 認知症サポーター養成講座
- (11) 認知症初期集中支援推進事業
- (12) 認知症オレンジカフェ事業

## 第7節 認知症施策の推進

### 1 現状と課題

令和7年(2025年)には、65歳以上の5人に1人が認知症になると推計されています。

認知症は誰もがなり得るものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっています。

令和5年6月に公布された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法(以下、「認知症基本法」という。)」では、認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めるとともに、共生社会の実現に寄与するよう努めることが、国民の責務と定められました。

こうした背景を受け、認知症の人やその家族が尊厳を保持しつつ希望を持って住み慣れた環境で自分らしく暮らし続けるために、認知症への社会の更なる理解を深めるとともに、本人に必要なサービスがつながるよう適切な情報を提供する必要があります。また、第3章で述べた介護予防・日常生活圏域ニーズ調査における、「認知症に関する相談窓口を知っているか」という項目に対する回答では、「いいえ」が約7割となっており、相談窓口の周知が必要となっています。

#### (1) 認知症高齢者の将来推計

(単位：人)

	令和2年度	令和7年度	令和12年度
国※1	6,310,000	7,300,000	8,300,000
青森県※2	62,100	62,250	61,200
平川市※3	1,868	2,116	2,315

※1 厚生労働科学研究成果「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」より認知症有病率が2012年以降上昇すると仮定した場合の推計人数

※2 青森県健康福祉部高齢福祉保険課「あおり高齢者すこやか自立プラン2018」より認知症有病率15%として推計した人数

※3 「まち・ひと・しごと平川市人口ビジョン」の人口推計及び厚生労働科学研究成果「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」により推計(認知症有病率が2012年以降上昇すると仮定した場合の推計人数)

### 2 取組状況

#### (1) 認知症初期集中支援推進事業

○認知症サポート医、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職による「認知症初期集中支援チーム」を設置し、認知症の人やその家族からの相談、地域からの情報提供に基づき、早期診断、早期対応を目指し、医療機関への受診勧奨、介護サービス利用勧奨を本人・家族に対し支援を行っています。

- 認知症の人の家族が正しく認知症を理解し適切に対応することで、在宅で生活する認知症の人のBPSD<sub>※1</sub>の発症を予防したり、重症化を緩和したりすることができます。認知症初期集中支援チームの活動により介護者の対応力を高め介護負担軽減を支援しています。
- 平川市オレンジカフェにおいても、家族介護者の孤立予防、仲間づくり、学び合いの機会を提供し、介護者支援を行っています。
- その他、認知症専門医、警察署、消防署、民生委員児童委員協議会、公益社団法人認知症の人と家族の会、在宅介護支援センター等の代表者から構成される「認知症初期集中支援チーム検討委員会」により事業に関する評価と指導を受け、改善に努めています。

※1 認知症の進行に伴い、認知機能が低下したことによる「中核症状」に加え、環境や周囲との関わり等の影響を受けて、知覚や思考、行動の障害が出現したものを指します。

(単位:人)

項目	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績見込
支援実施人数	41	32	40
支援終了人数	18	25	20

資料:平川市高齢介護課

## (2) 認知症地域支援・ケア向上事業

### ○認知症地域支援推進員の配置

認知症の人や、その家族を支援する相談業務や、オレンジカフェ等認知症の知識の普及啓発を行う事業の企画を行う「認知症地域支援推進員」を配置しています。

### ○相談業務

認知症の人やその家族を支援するため、個別相談に応じ、適切な医療・介護等の機関へつなげています。

(単位:人)

項目	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績見込
延べ人数	274	280	300

資料:平川市高齢介護課

### ○認知症ケアパスの作成・周知

認知症と疑われる症状が発生した場合に、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受ければよいか理解できるよう、冊子「認知症ケアパス」を作成し、窓口や市内関係機関に配布するとともに、各種会議等で周知活動を行っています。

### ○平川市オレンジカフェ「ささえあい」の企画・運営

認知症の人とその家族、認知症に関心のある方などが集う平川市オレンジカフェ「ささえあい」を開催します。

講師による講話、認知症についての情報交換など、学び合う機会をつくることで介護者の負担を軽減し、地域での孤立を防ぎます。

また、地域の認知症サポーター、民生委員、町会長などへも参加を呼びかけ、地域における認知症について正しい知識の普及啓発を行っています。

(単位:人)

項目	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績見込
実施回数	3※1	11	12
延べ人数	58	221	240

※1 令和3年度 後期はコロナ禍で開催中止あり

資料:平川市高齢介護課

## (3) 認知症高齢者見守り事業

### ○認知症サポーターの養成

認知症の人は、記憶障害や認知機能障害から周りとの関係が損なわれ、家族が疲弊してしまうことが少なくありません。誰もが認知症の正しい知識をもち、尊厳をもって暮らせるように地域全体でキャラバン活動を展開します。市内のキャラバンメイトと連携し、認知症サポーター養成講座を開催し、幅広い年代層、職域に認知症についての知識の普及や対応に対する意識の向上を図っています。

(単位:人)

項目	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績見込
認知症サポーター養成人数	107	78	100

資料:平川市高齢介護課

### ○地域での見守り体制の構築

認知症により、高齢者が徘徊し、所在不明になるケースが全国的に相次いでいます。家族からの申請により、徘徊、または徘徊する恐れのある高齢者個人情報であらかじめ登録していただくとともに、位置情報取得用端末を貸与、管轄警察署へ情報提供し、不明になった場合、速やかな保護につながるよう、体制づくりを推進します。

また、「高齢者等見守りの取組」に関する協力協定により、協定先である生活協同組合コープあおもりや郵便局等から、訪問先で配達した商品がたまっているなどの通報があった場合は、速やかに訪問調査を実施します。

### ○徘徊見守りカードの交付、位置情報取得端末(GPS)の貸与

認知症により、高齢者が徘徊し、所在不明になるケースが全国的に相次いでいます。家族からの申請により、徘徊、または徘徊する恐れのある高齢者の個人情報

報をあらかじめ登録して位置情報取得用端末を貸与、管轄警察署へ情報提供し、不明になった場合、速やかな保護につながるよう、体制づくりを推進しています。

(単位:件)

項目	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績見込
徘徊見守りカード等交付	20	26	30
位置情報取得端末貸与	1	1	1

資料:平川市高齢介護課

#### ○高齢者見守り協定

「高齢者等見守りの取組」に関する協力協定により、協定先である生活協同組合コープあおもりから、訪問先で配達した商品などがたまっているなどの通報があった場合は、速やかに訪問調査を実施しています。

(単位:件)

項目	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績見込
通報件数	1	1	1

資料:平川市高齢介護課

#### (4) 早期発見・早期対応の推進

認知機能低下のある人や認知症の人に対し、早期発見・早期対応が行えるよう、かかりつけ医、薬局、精神科、認知症疾患医療センター等と連携しています。

また、高齢者実態把握調査等を通し、「軽度認知機能障害」の可能性の高い方を早期に把握し、「認知症初期集中支援事業」、「短期集中予防サービス(訪問型サービスC)」、「短期集中予防サービス(通所型サービスC)」等の提供により、早期発見・早期対応につなげ、認知症の発症を予防、または進行を遅らせるための取組を推進しています。

#### (5) 若年性認知症に対する相談支援

18歳以上65歳未満で発症する認知症は、若年性認知症と呼ばれています。働き盛りで一家の生計を支えている人も多く、休職や退職により、経済的に困窮する可能性があります。

青森県では、若年性認知症の専門的な知識や支援の経験がある「若年性認知症コーディネーター」が、本人や家族、若年性認知症の人が利用する関係機関等(雇用先やサービス事業所等)からの各種相談に応じています。

本市においても、若年性認知症への理解が深まるよう啓発活動に取り組むとともに、青森県や関係部署との連携を図りながら、総合的な支援を行うこととしています。

(単位:人)

項目	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績見込
相談延べ人数	0	2	0

資料:平川市高齢介護課

### (6) 認知症予防に資する活動の推進

生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持が認知症予防に資する可能性が示唆されていることから、高齢者が身近に通える通いの場を拡充し、参加を促す取組を推進します。

## 3 今後の方策

広報や窓口、認知症カフェや出前講座、介護予防教室、通いの場等において、地域包括支援センターや在宅介護支援センターの周知を図るとともに、認知症サポーター養成講座や、ケアパスの作成・配布により認知症に関する知識の普及啓発に努め、地域住民が認知症の方やその家族に対し、適切な支援を行うことができるよう取り組みます。

また、認知症の人とその家族が、可能な限り地域の住み慣れた環境で、自分らしく暮らし続けていけるよう、青森県が作成した認知症情報連携ツール「あおり医療・介護手帳」の活用を図り、認知症疾患医療センターや精神科医療機関等との連携により、地域で支えるための取組や住みやすい地域づくりに努めていきます。

そのほか、今後の施策の推進にあたっては、令和5年6月に公布された、「認知症基本法」及び同法に基づき今後策定される「認知症施策推進基本計画」の内容も踏まえ、進めていくこととします。

## 4 具体的取組

- (1) 認知症初期集中支援推進事業
- (2) 認知症地域支援・ケア向上事業
- (3) 認知症高齢者見守り事業



## 第8節 地域包括支援センターの機能強化

### 1 現状と課題

本市では、地域包括ケアシステムを支える中核機関として、市直営の地域包括支援センターを1ヵ所、在宅介護支援センターを5ヵ所に設置、高齢者の相談等の初期対応、実態把握調査を行うブランチ業務を委託し、地域の高齢者やその家族への相談支援、認知症の方やその家族への対応、介護予防ケアマネジメント、虐待防止、権利擁護等の業務を行っています。

高齢化にともない相談数は増加傾向にあり、高齢者やその家族の抱える問題の複雑化・多様化により、支援が長期にわたる事例も多くみられています。また、近年では、在宅で高齢者を介護するうえで、認知症高齢者の家族やヤングケアラー、ビジネスケアラー等の家族介護者支援も求められていることから、庁内や関係機関との連携を図りながら支援を進めていく必要があります。

これらの状況から、相談体制など、地域包括支援センターの機能強化を図っていく必要があります。

また、様々な介護予防事業や地域支援を活用することで自立支援に資するケアマネジメントを推進し、給付費の適正化を図る必要があることから、主任介護支援専門員等専門職の増員についても検討する必要があります。

### 2 取組状況

#### (1) 地域包括支援センターの設置

名称	開設年	設置主体
平川市地域包括支援センター	平成19年4月	平川市

#### (2) 在宅介護支援センターの設置

施設名	法人名
緑青園在宅介護支援センター	社会福祉法人緑風会
三笠在宅介護支援センター	社会福祉法人三笠苑
尾上在宅介護支援センター	社会福祉法人平川市社会福祉協議会
碓ヶ関在宅介護支援センター	社会福祉法人平川市社会福祉協議会
在宅介護支援センターさわやか園	社会福祉法人直心会

#### (3) 地域ケア会議

地域ケア個別会議(自立支援サポート会議)や地域ケア推進会議を開催し、市内居宅介護支援事業所の介護支援専門員への研修や事例検討、情報交換等を

行い、日常的な業務の円滑な実施を支援しているほか、個別事例検討の積み重ねによる地域課題の把握を行い、施策提言に繋がるよう取り組んでいます。

○地域ケア個別会議(自立支援サポート会議)

市内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員より提出された個別ケースについて、多職種と共に検討し、自立支援型ケアマネジメント、地域課題の抽出に繋げる地域ケア個別会議(自立支援サポート会議)を開催しています。

○地域ケア推進会議

地域ケア個別会議から抽出された地域課題について、多職種共同により、ネットワークの構築、政策形成の推進に繋げる地域ケア推進会議を開催しています。

(単位:回)

項目	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績見込
地域ケア推進会議の開催	4	3	4
地域ケア個別会議の開催	4	4	6

資料:平川市高齢介護課

### 3 今後の方策

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの深化・推進を図るための中核機関であり、地域共生社会の実現に向けて、その役割はさらに重要なものとなってきていることから、高齢者人口の増加や支援の実態、業務量等を勘案し、適切な人員配置について検討を行います。

また、地域包括支援センターの業務負担軽減のため、総合相談業務の外部委託や介護予防支援の指定について、実態を踏まえ検討を行います。

### 4 具体的取組

- (1) 地域ケア推進会議
- (2) 地域ケア個別会議(自立支援サポート会議)

## 第9節 成年後見制度の利用促進(第二期成年後見制度利用促進基本計画)

### 1 計画の策定にあたって

#### (1) 計画策定の背景と目的

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない人について、その人の権利を守る援助者(成年後見人等)を選ぶことで法律的に支援する制度です。認知症高齢者の増加や知的・精神障がい者の親亡き後に関する対応も求められ、地域から孤立することなく、住み慣れた地域で自立し、安心して暮らすことができるよう、成年後見制度を含む権利擁護支援の必要性が高まっています。

このような中、国においてはノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視に向けた制度理念の尊重等を基本理念とする「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(以下「促進法」という。)が平成28年5月に施行され、促進法に基づき成年後見制度の利用の促進に関する総合的かつ計画的な推進を図るため「成年後見制度利用促進基本計画」(以下「国計画」という。)が平成29年3月に閣議決定されました。促進法第14条には市町村の講ずる措置が規定され、また国計画には市町村の役割が明記されています。

これらの動向を踏まえ本市では、支援を必要とする人がその人にあつた制度を利用できるよう、成年後見制度の利用促進に関する施策を計画的に推進していくため本計画を定めるものです。

#### (2) 計画の位置づけ

この計画は、促進法第14条に規定する市町村の講ずる措置となる基本的な計画として策定するものです。

#### (3) 計画期間

国の第二期計画は、令和4年度から令和8年度までの概ね5年間で念頭に定められています。本市では、「第9期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」と合わせ令和8年度までとします。

#### (4) 計画の進行管理及び評価

本計画は平川市第9期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画の一部として策定するものです。そのため取組状況の点検及び評価については第9期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画で進行管理と一体的に行います。

#### (5) 周辺自治体との協力

弘前圏域8市町村(弘前市・黒石市・平川市・藤崎町・板柳町・大鱒町・田舎館村・西目屋村)では、国計画に基づき、全国どの地域に住んでいても成年後見制

度の利用を必要とする人が制度を利用できるような地域体制を構築するため、令和2年度より「弘前圏域権利擁護支援事業」に取り組んでいます。各々の市町村が策定する第二期成年後見制度利用促進基本計画においても、めざす姿を共有し、協力を図っていきます。

## 2 成年後見制度利用促進にあたっての課題整理

人口減少、少子高齢化の進展は全国的な傾向ではありますが、本市においては国の状況よりも早いペースで急速に進行しています。人口構造の大きな変化は、社会情勢の変化も相まって、あらゆる分野での担い手不足を深刻なものとしています。

高齢者人口の割合が高まる中で、認知症の有病者数が増加することも見込まれ、2025年には認知症の有病者数は約700万人となるという将来推計も公表されています。虐待や消費者被害等の権利侵害、支援拒否や孤立死など、判断能力が不十分であるために、自らの権利や生活を守ることが難しい人もいます。このような状況からも成年後見制度の利用の必要性は今後ますます高まっていくと考えられます。

しかしながら、現在の我が国の成年後見制度の利用状況をみると、成年後見制度の利用者の推移は増加傾向にあるものの、その利用者数は認知症高齢者等の数と比較しても少ない状況であり、支援を必要とする人に制度利用が行き届いていない可能性があります。

さらに、後見等の開始後に本人やその親族、後見人を支援する体制が十分に整備されていないため、後見人を監督する家庭裁判所が事実上対応していますが、家庭裁判所では福祉的な観点から本人の最善の利益を図るために必要な助言を行うことは難しいものとなっています。

また、本人の財産管理を行う成年後見制度は、一方では本人の権利を制限するという面があるとはいえ、財産の保全の観点のみが重視され、本人の利益や生活の向上のために財産を積極的に利用するなどの硬直性が指摘されてきた点を踏まえると、制度利用者本人がメリットを実感できるようにするためには、本人の自己決定権の尊重、意思決定支援や身上保護等の福祉的な観点を重視した制度運営が非常に重要となってきます。

このほか、当圏域においては、成年後見制度利用促進に取り組むに至った背景として、以下の喫緊の課題が挙げられます。

- 成年後見制度の利用者が毎年増加するとともに、親族以外の第三者が後見人等となるケースが見込まれ、受任者が不足傾向にあることから、当圏域全体で相談体制を再構築するとともに市民後見人の担い手の育成・確保に取り組む必要があります。
- 成年後見制度利用者増加への対応及び市民後見人の安定した活動をバックアップするためにも、活動を支援する機能がますます重要になっています。
- 圏域で取り組むことにより生まれるスケールメリットを活かし、限られた人材、財源を効果的・効率的に活用するなど、安定的で持続可能な制度運営が求められています。

### 3 計画の策定によりめざす姿

#### **基本目標 1 尊厳のある本人らしい生活を継続するための制度の運用**

地域住民や関係機関が成年後見制度を正しく理解することができる環境を整えるとともに、権利擁護支援を必要とする人に対し、成年後見制度を含めた適切な支援に結びつけることができるような相談体制の再構築に取り組みます。

また、成年後見制度を安心かつ安全に利用できるようにするため、不正を未然に防止する意識の醸成を図ります。

#### (1) 成年後見制度の理解と不正防止の徹底

##### ○成年後見制度の周知及び啓発

地域住民が成年後見制度を正しく理解し、元気なうちから備えることができるよう、地域住民や関係機関に対して研修会等を通じて周知啓発に努めます。

##### ○不正防止のための関係機関との連携

成年後見人等の不正を未然に防止するために、権利擁護支援チームの一員として後見活動を行うことができるよう体制を整備します。

#### (2) ニーズの把握と早期発見

社会生活で大きな支障が生じないと制度利用に至らないという状況があることから、医療や介護職、金融機関などの関係機関との連携体制の構築や地域の見守りにより、地域で制度利用を必要とする人を早期に把握し、適切な支援につなげるよう努めます。

#### (3) 総合的な権利擁護支援策の充実

権利擁護に関する支援の必要性を検討し、適切な制度利用につなげるため、「日常生活自立支援事業」や他の福祉サービスをはじめとした公的サービス等と連動した一体的なサービスの提供を行います。

#### (4) 本人の意思決定支援

成年後見人等が制度利用者に対し、密接な身上保護を行うとともに、本人の尊厳を守りながら、本人の意向に基づいた福祉サービスや医療等の公的サービスの提供がなされるよう、支援体制の構築に努めます。

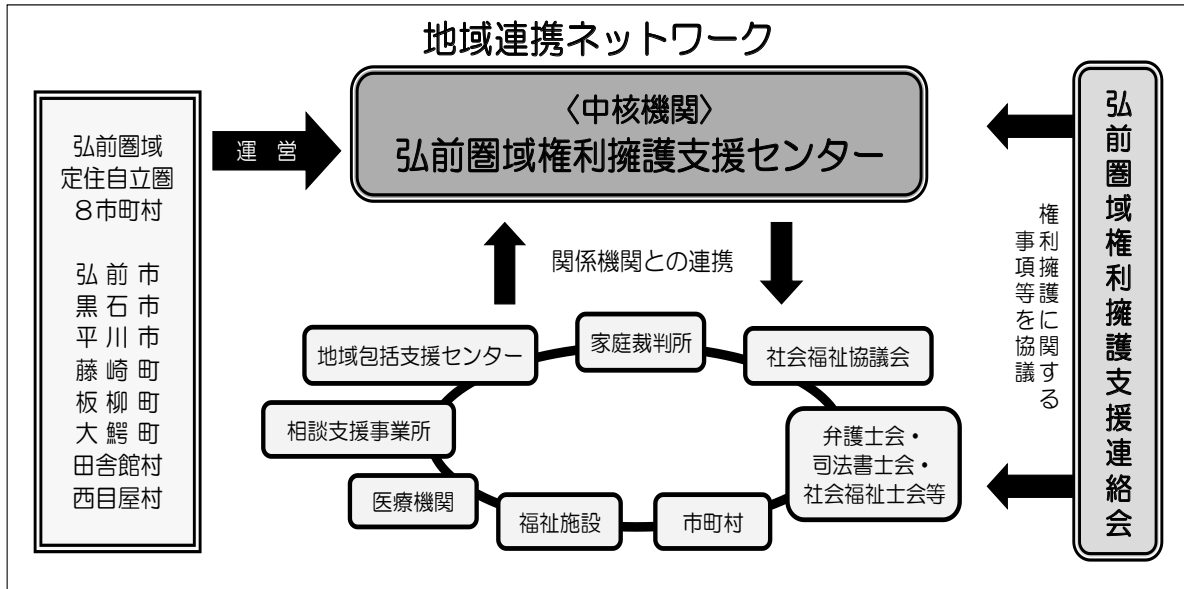
#### (5) 利用支援事業のあり方

費用負担能力や身寄りのない人、長期支援が必要な人であっても、成年後見利用支援事業による申立て費用の助成や報酬助成を行うことで、誰もが安心して制度利用できるよう支援します。

また、持続可能な支援体制を築くことができるよう、本人の資力の判断基準など適切な利用支援事業のあり方を検討します。

## 基本目標2 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

権利擁護支援が必要な人を早期に発見し、速やかに適切な支援に結びつけるとともに、本人の意思決定・身上保護を重視した支援を行う地域全体の仕組みの構築をめざし、どこに住んでいても同様の権利擁護支援が届くような体制を整えます。



### (1) 中核機関のコーディネート機能の強化

弘前圏域権利擁護支援センターが中核機関として、地域連携ネットワークのコーディネートを担い、本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等をしつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施します。

### (2) 地域連携ネットワークの構築

#### ○権利擁護支援チームによる見守りと対応(後見人等の選任後)

権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族等や地域、保健・福祉・医療の関係者などが、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思及び選好や価値観を継続的に把握し、必要な権利擁護支援の対応を行います。

また、後見人等が選任されて後見活動が開始した場合は、後見人等も権利擁護支援チームの一員として、本人に対して適切な支援を行います。

#### ○弘前圏域権利擁護支援連絡会での連携体制の強化

制度の利用促進を総合的に推進するため、医師、弁護士、司法書士、社会福祉士、当圏域事業所代表者、法人後見を実施する社会福祉協議会職員等で構

成する弘前圏域権利擁護支援連絡会を設置し、関係団体との連携を強化し、各専門職団体や関係機関が自発的に協力する体制づくりを進めます。

### (3) 成年後見人等候補者の適切な推薦の実施

弘前圏域成年後見人等候補者受任調整会議において、本人の直面する財産管理や法的課題に適切に対応するとともに、本人の自己決定権を尊重し、身上に配慮した後見事務を適切に行う後見人等を候補者として推薦します。

### (4) 担い手の確保・育成等の推進

弘前圏域権利擁護支援センターにおいて、市民後見人等養成研修を実施し、圏域住民への支援の意思を持つ地域住民が、市民後見人として活動するために必要な一定の知識や心構えを習得する機会を確保します。また、市民後見人等養成研修修了者が市民後見人としての活動のほか、日常生活自立支援事業の支援員としての活動や法人後見を実施する団体の協力員としての活動をできるようにします。加えて、法人後見を実施する事業者の育成についても検討を進め、成年後見制度のみならず他の権利擁護支援の担い手を確保するための環境を整備します。

### (5) 包括的・多層的な支援体制の構築（市町村の相談窓口強化）

弘前圏域8市町村では、地域の相談支援機関（地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、社会福祉協議会等）を一次相談窓口、中核機関を二次相談窓口として、それぞれに役割を担い、相互に連携しながら、アセスメントや支援方針の決定を行うなど、地域連携ネットワーク全体のコーディネートを行っています。こうしたことから、増加傾向にある中核機関への相談件数の平準化を図るため、一次相談窓口として各市町村に設置されている相談支援機関の職員を対象とした研修等を実施し、一次相談窓口の強化を図ります。

## 4 取組状況

### (1) 成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な認知症等の高齢者で、親族の存否及び親族が成年後見開始の審判申立の意思がない場合に、市長が成年後見開始の審判申立を行います。また、低所得者に対しては、申立等に係る費用、後見人への報酬について助成します。

※( )内は利用途中で死亡

(単位:人)

項目	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績
制度利用実人数	2	1(1)	2(1)
報酬助成利用実人数	2	4	3

資料:平川市高齢介護課

## 第10節 高齢者虐待防止対策の推進

### 1 現状と課題

高齢者虐待は、家族等の介護疲れなどに起因するストレスの増大や、家庭内における精神的・経済的な依存関係のバランスの崩れなど、様々な要因が重なり合っ  
て発生しており、早期発見・早期対応や高齢者及び養護者への支援が必要です。

また、要介護施設従事者等による高齢者虐待も発生しており、研修等の実施によ  
る介護事業所等における対応力の強化が必要です。

#### ■虐待の種類

区分	内容
身体的虐待	暴力的行為によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為や外部との接触を 意図的・継続的に遮断する行為
心理的虐待	脅しや侮辱などの言葉や態度、無視、いやがらせなどの行為
介護・世話の放棄・ 放任(ネグレクト)	必要な医療や介護サービスの利用を妨げる、世話をしない等により、生活環 境や身体的・精神的状態を悪化させる行為
経済的虐待	本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人が希望する金銭の使用を理由 なく制限する行為
性的虐待	本人が同意していない性的な行為やその強要

### 2 取組状況

#### (1) 連携強化

虐待発見・早期対応のため、ケースカンファレンスの開催などを通じ、警察、医  
療機関、介護事業所、地域住民等の関係機関の連携強化を図っています。

(単位:回)

項目	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績見込
ケースカンファレンス 開催回数	5	1	5

資料:平川市高齢介護課

#### (2) 普及啓発

○市民への普及啓発

虐待に気づいた際は通報が義務付けられていることの周知や、虐待する側と  
なる可能性を防ぐことを目的に市民への普及啓発を行っています。

(単位:回)

項目	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績見込
開催回数	1	1	1

資料:平川市高齢介護課



○介護事業所への働きかけ

介護施設従事者等による高齢者虐待について、対応力の強化を促すため、介護事業者に対し従事者への研修実施を求めています。

### (3) 実態把握

虐待に関する情報に対し、速やかに訪問等により実態を把握します。

(単位:件)

項目	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績見込
養護者による虐待	3	9	3
要介護施設従事者による虐待	0	0	0

資料:平川市高齢介護課

### (4) 分離実施

必要に応じ、養護老人ホーム等への入所による虐待者との分離を実施します。

## 3 今後の方策

普及啓発等を通して虐待の防止に努めるとともに、虐待する人が抱える様々な問題等、虐待の発生する要因の分析を行い、再発防止に取り組むほか、県と連携して、介護事業所等に対し、要介護施設従事者等への研修実施を求めるなど、高齢者虐待防止対策を推進します。

また、虐待を受けた高齢者やその養護者に対し、可能な限り早期に訪問し面談を行うなど事実確認を行うとともに、虐待を受けた人の安全と安心を確保し、必要に応じ分離を実施します。

## 4 具体的取組

- (1) ケースカンファレンスの開催
- (2) 高齢者虐待ネットワーク会議の開催
- (3) 居宅介護支援事業所、介護事業所向け高齢者虐待防止のための研修実施
- (4) 民生委員向けの高齢者虐待防止のための研修実施
- (5) 高齢者虐待防止啓発パンフレットの窓口設置

## 第 1 1 節 介護予防の充実

### 1 現状と課題

高齢者は、加齢に伴う身体的な機能の低下や複数の慢性疾患、社会的な繋がり  
の低下といった多様な課題や不安を抱えており、また、新型コロナウイルス感染症の  
影響による外出機会の減少が見られ、フレイル(健康な状態と要介護状態の中間の  
段階)状態になりやすい傾向にあることから、介護予防の取組をより一層推進してい  
くことが求められています。

また、当市の介護予防・生活支援サービス事業費は増加の一途をたどっており、  
その大半を現行相当サービスが占めていることから、より既存の通所型短期集中予  
防サービス、一般介護予防事業を有効活用し、フレイル・要支援・要介護状態の軽  
減・悪化防止に取り組み、高齢者の自立支援に繋げていく必要があります。

そのほか、令和4年度に実施した「平川市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」  
では、転倒への不安を感じている方が半数以上あり、それにより閉じこもりリスクや認  
知症リスクが3割程度となっていることから、介護予防、閉じこもり予防、認知症予防  
を目的とした、通いの場など住民主体による活動を推進していく必要があります。

### 2 取組状況

#### (1) 介護予防・生活支援サービス事業

日常生活の支援や要介護状態の予防のためのサービス提供をしており、現行  
相当サービスの他、基準緩和型の通所型サービスを2事業所で、住民主体型によ  
る生活支援サービスを平川市シルバー人材センターに委託し実施しています。

#### ○現行相当サービス

要支援認定者・基本チェックリスト該当者に対し、事業所が実施する介護予防  
訪問介護と介護予防通所介護相当サービスを行っています。

(単位:人)

訪問型サービス	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績見込
実人員	38	43	50
延べ人数	657	759	800

資料:平川市高齢介護課

(単位:人)

通所型サービス	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績見込
実人員	357	329	350
延べ人数	3,767	3,564	3,600

資料:平川市高齢介護課

○基準緩和型サービス(通所型サービスA)

現行相当サービスより緩和した基準により、介護予防の運動・レクリエーション等に特化した通所型サービスを行っています。

(単位:人)

項目	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績見込
実人員	17	56	62
延べ人数	153	381	706

資料:平川市高齢介護課

○住民主体による生活支援(訪問型サービスB)

掃除、調理、買い物代行などの生活支援について、平川市認定ヘルパー養成講座を修了した平川市シルバー人材センター会員により行っています。

(単位:人)

項目	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績見込
実人員	10	13	15
延べ人数	133	308	690

資料:平川市高齢介護課

○通所型短期集中予防サービス

要支援認定者または事業対象者を対象に、運動器の機能向上、口腔機能向上、栄養改善、認知機能低下予防の4つの内容を組み合わせた4か月間のプログラムを実施しています。

(単位:人)

項目	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績見込
実人員	26	31	23
延べ人数	296	380	264

資料:平川市高齢介護課

(2) 一般介護予防事業

高齢者が生きがいをもって活動的に暮らすことを地域全体で支援し、生活機能の維持・向上を図ることを目的として以下の事業を実施しています。

地域の通いの場を充実させるとともに、リハビリテーション専門職等の活用により介護予防の取組を強化させ、年度ごとに施策評価と事業改善を行いながら、高齢者の自立支援を図っています。

○介護予防把握事業

関係機関との連携を深め、提供された情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を必要とする人を把握・訪問し、介護予防活動につなげています。

○介護予防普及啓発事業

在宅介護支援センター及び市スポーツ協会において、運動器の機能向上を図る、介護予防教室を実施しています。また、各地域からの要望により、地域により随時介護予防教室を行っています。

(単位:人)

内容	項目	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績見込
在宅介護支援センターによる介護予防教室	回数	90	146	138
	実人数	158	159	160
	延べ人数	1,292	2,004	2,082
市スポーツ協会による介護予防教室	回数	45	64	64
	実人数	50	57	50
	延べ人数	549	647	576
市スポーツ協会による水中運動教室(令和4年度開始)	回数	/	24	24
	実人数		11	10
	延べ人数		120	71
地区の介護予防講座	回数	2	5	8
	延べ人数	27	56	119

資料:平川市高齢介護課

○地域介護予防活動支援事業

以下の事業により、地域における介護予防活動の育成・支援を行っています。

【高齢者食生活改善事業】

高齢者が健康を維持し、食生活の改善を中心とした健康づくりのための教室を実施しています。

(単位:回、人)

内容	項目	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績見込
食生活伝達講習会	回数	6	6	6
	延べ人数	53	52	52

資料:平川市高齢介護課

**【高齢者のいきがいと健康づくり推進事業】**

高齢者の社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動の実施を支援するため、高齢者のスポーツ活動、教養講座、介護予防事業等を実施しています。

(単位:回、人)

内容	項目	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績見込
スポーツ大会の開催	回数	1	中止	3
	延べ人数	51		580
高齢者教養講座・会食会の開催	回数	18	22	12
	延べ人数	466	430	240
いきいき健康体操教室	回数	23	33	36
	延べ人数	113	263	252
介護予防事業	回数	59	89	74
	延べ人数	434	701	518

資料:平川市高齢介護課

**【地域づくりによる介護予防推進支援事業】**

住民主体の通いの場を広げるため関係機関と協働し、設置に係る協議や申請手続を支援し、運営指導等を行っています。

(単位:団体)

内容	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績見込
通いの場の設置数	18	19	20

資料:平川市高齢介護課

**【地域リハビリテーション活動支援事業】**

介護予防事業の機能強化のため、通所型サービス、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へリハビリテーション専門職等を派遣し、助言・指導を受け、事業改善につなげています。

(単位:回)

内容	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績見込
リハビリテーション専門職等による支援回数	9	13	18

資料:平川市高齢介護課

### 3 今後の方策

#### (1) 介護予防事業

高齢者が地域活動に参加しやすい仕組みを構築するため、介護予防事業全般について、リハビリテーション専門職、在宅介護支援センター、介護予防事業関

係者と積極的に情報交換を行い、自立支援・重度化防止につながるよう改善に努めるとともに、高齢者が自主的に介護予防に取り組む環境づくりのため、住民主体の通いの場づくりをPDCAサイクルに沿って推進します。

また、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所において、身体の状態に合った適切な介護予防事業等へつなぐため、案内基準やマニュアルを作成、ケアマネジメント研修等により周知や協力依頼を行い、介護予防事業全体の利用者の増加を図ります。

さらに、自立支援・重度化防止に必要な適切なアセスメントと高齢者の社会参加、セルフマネジメント、民間サービスの活用等による要支援者等に対する自立支援・重度化防止に資する介護予防ケアマネジメントが実施できるよう、介護支援専門員を対象とした地域ケア会議や研修会を実施します。

## (2) リハビリテーションの目標

自立支援・重度化防止の取組として、要支援者等から要介護者を対象に、急性期や回復期、維持期などの医療的リハビリ、介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービス、介護予防教室等の連携体制の構築に向け、PDCAサイクルに沿った支援を行います。

## (3) 高齢者の就労・就業等の支援

高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する組織であるシルバー人材センターとの連携を強化し、会員数の増加に向けた方策について検討します。

また、平川市認定ヘルパー養成講座を定期的実施し、掃除、洗濯等の生活援助サービスを提供する会員の育成や確保に努めます。

## 4 具体的取組

### 介護予防・生活支援サービスの充実

- ・訪問型サービス事業(現行相当サービス・訪問型サービスB)
- ・通所型サービス事業(現行相当サービス・通所型サービスA・C)

### 一般介護予防事業の充実

- ・介護予防の支援が必要な高齢者の把握
- ・介護予防教室(体力アップ・水中運動・てんとうむし体操)事業
- ・地区の出前講座
- ・一般介護予防事業評価事業

### 介護予防推進のための体制づくり

- ・地域ケア会議等の開催(自立支援サポート会議・推進会議)
- ・生活支援体制整備

## 第12節 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取組

### 1 現状と課題

高齢者が自立した生活を送るためには、生活機能の維持だけでなく、生きがいのある生活を送ることができるような環境づくりをさらに進めるとともに、本人の意向や身体的な状況により、通いの場等に参加しない、あるいはできない人についても、健診・医療・介護データ等を活用することで、何らかの支援ニーズを有する人を把握し、必要な支援につなげる取組を進めていく必要があります。

### 2 取組状況

#### (1) 高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）

##### ○生活習慣病重症化予防の取組

国保データベース(KDB)システム※1等により、高血糖、高血圧等の有所見者を抽出し、未治療である者に対して、受診勧奨、保健指導等を行っています。

(単位:人)

項目	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績見込
糖尿病性腎症重症化予防 保健指導数	1	2	3
その他の生活習慣病重症化予防 保健指導数	20	11	20

資料:平川市子育て健康課

##### ○健康状態が不明な高齢者の状態把握

国保データベース(KDB)システム等により、医療機関、健診、介護サービスのいずれも1年以上受診又は利用履歴がない者に対して訪問指導等を行います。

高齢者の質問票を活用するなどして健康状態を把握し、必要に応じて医療機関への受診勧奨等を行い、適切な医療・介護サービスにつなげるとともに、通いの場への参加勧奨を行います。

(単位:人)

項目	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績見込
健康状態不明者の把握人数	85	59	75

資料:平川市子育て健康課

※1「健診」「医療」「介護保険」等の情報を活用し、統計情報や個人の健康に関する情報を管理するデータシステム。

## (2) 通いの場等への積極的な関与（ポピュレーションアプローチ）

通いの場に計画的に関与し、高齢者の特性を踏まえたフレイル予防等に関わる健康相談や健康教育を実施することにより、必要なサービスにつなげていきます。

(単位：件)

項目	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績見込
関与する通いの場の数	2	3	2

資料：平川市子育て健康課

## 3 今後の方策

高齢者の健康増進を図り、できる限り健康に過ごせるよう、医療、介護、健康診査等のデータ分析による地域の健康課題の把握を行い、高齢者への個別的支援及び通いの場への積極的な関与を行う、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取組を実施します。

## 4 具体的取組

### (1) 高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）

#### ○生活習慣病重症化予防の取組

(単位：人)

項目	令和6年度計画	令和7年度計画	令和8年度計画
糖尿病性腎症重症化予防 保健指導数	3	3	3
その他の生活習慣病重症化予防 保健指導数	20	20	20

#### ○健康状態が不明な高齢者の状態把握

(単位：人)

項目	令和6年度計画	令和7年度計画	令和8年度計画
健康状態不明者の把握人数	80	80	80

### (2) 通いの場への関与

(単位：件)

項目	令和6年度計画	令和7年度計画	令和8年度計画
関与する通いの場の数	3	3	3



## 第13節 特定健康診査、保健指導事業、健康増進事業の充実

### 1 現状と課題

高齢者がいつまでも元気で、いきいきとした生活を送るためには、市民一人ひとりが自分自身の健康状態を把握し、生活機能が低下する前に、状態の維持・改善や重症化の予防を図っていくことが重要です。

### 2 取組状況

#### (1) 特定健康診査

平成20年度から、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、40歳～74歳の国民健康保険加入者を対象に、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した特定健康診査を実施しています。

本市の国民健康保険では、特定健康診査等実施計画において令和5年度の特定健康診査の受診率目標を60%と定め、独自に「健診内容の追加」、「30歳代健診の実施」などを行いながら、制度の周知と受診率の向上対策に取り組んでいるほか、受診医療機関の拡充や、健康増進事業との連携などにより、受診しやすい環境づくりを行っています。

(単位：人、%)

項目	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績見込
対象者数	5,690	5,463	5,672
受診者数	2,493	2,501	2,666
受診率	43.8	45.8	47.0

資料：平川市子育て健康課

#### (2) 特定保健指導

特定健康診査を受診した方で、健診結果から生活習慣の改善が必要だと判断された方には、特定保健指導を実施しています。

本市の国民健康保険では、特定健康診査等実施計画において令和5年度の特定保健指導の実施率目標を60%と定め、保健師等による特定保健指導で生活習慣の改善を支援することにより、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少に取り組んでいます。

(単位：人、%)

項目	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績見込
対象者数	279	271	270
実施者数	129	124	130
実施率	46.2	45.8	48.1

資料：平川市子育て健康課

### (3) 後期高齢者健康診査

平成 20 年度から、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、75 歳以上の後期高齢者を対象に健康診査を実施しています。

本市における後期高齢者健康診査は、青森県後期高齢者医療広域連合から委託を受けて実施することから、同広域連合と十分な調整を図りながら、受診医療機関の拡充や、健康増進事業との連携など、受診しやすい環境づくりに取り組んでいます。

(単位：人、%)

項目	令和 3 年度実績	令和 4 年度実績	令和 5 年度実績見込
対象者数	4,899	4,924	5,004
受診者数	1,215	1,419	1,558
受診率	24.8	28.8	31.1

資料：平川市子育て健康課

### (4) 健康増進事業

平成20年度から、健康増進法(平成14年法律第103号)第17条第1項及び第19条の2に基づく健康増進事業として、次ページの事業を実施しています。

なお、事業の実施にあたっては、本市の国民健康保険における特定健診・特定保健指導事業、後期高齢者医療広域連合が行う保健事業並びに市が実施する地域支援事業との連携を十分に図り、受診者の利便性に配慮しています。

### (5) こころの健康づくり

自殺対策基本法第13条に基づき、平成31年3月に平川市自殺対策計画を策定しました。その計画をもとに、こころの健康づくりをふまえ自殺予防対策事業を実施しています。専門家による各種相談事業や傾聴ボランティアによる傾聴サロン事業、こころの健康に関する知識の普及啓発を目指した講演会や、地域の自殺予防を担う人材育成のための研修会などを実施しています。

また、30～70歳までの5歳刻みの年齢の人を対象に、うつ病の早期発見のためのスクリーニング(こころのアンケート)も実施します。こころの健康問題は様々な要因が重なっていることもあることから、関連部署・関係機関と連携し取り組んでいます。

## ○健康増進事業

施策	内容／方向性								
健康手帳の交付	<p>40 歳以上の方を対象に健康手帳を交付し、特定健診・特定保健指導等の記録、その他健康の保持のために必要な事項を記録することにより、市民自らの健康管理に役立てられるよう進めています。</p> <p style="text-align: right;">(単位:件)</p> <table border="1" data-bbox="403 474 1380 575"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度実績</th> <th>令和4年度実績</th> <th>令和5年度実績見込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規交付数</td> <td>266</td> <td>276</td> <td>280</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">資料:平川市子育て健康課</p>		令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績見込	新規交付数	266	276	280
	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績見込						
新規交付数	266	276	280						
健康診査	<p>以下の事業を実施するほか、健(検)診体制の利便性向上を図るなど新規受診者の増加を目指します。また、受診者に対しても経過把握に努め、一次予防の充実を図っています。</p> <p>①一般健康診査 当市に居住する特定健診・特定保健指導等の対象とならない 40 歳以上の方に対し、特定健診・保健指導等に準ずる生活習慣病予防に着目した健康診査を実施します。また、受診後の経過を把握し、医療機関での受診が必要な方への受診指導等、健診実施後の保健指導の充実を図ります。</p> <p>②骨粗鬆症検診 40・45・50・55・60・65・70 歳の女性を対象に、骨量減少を早期発見し、骨粗鬆症を予防することで骨折等の基礎疾患の減少を図るため実施します。</p> <p>③がん検診 胃がん検診・肺がん検診・大腸がん検診(40 歳以上の方)・子宮がん検診(20 歳以上の女性、隔年実施)・乳がん検診(40 歳以上の女性、隔年実施)を積極的に推進します。また、受診後の経過を把握し、医療機関での受診が必要な方への受診指導等、検診実施後の保健指導の充実を図ります。</p> <p>④肝炎ウイルス検査 40 歳以上 74 歳以下の方のうち過去に当該検査を受けていない方について、関係機関と連携し実施します。</p> <p>⑤歯周疾患検診 40・50・60・70 歳の年齢の方を対象に、歯周疾患を早期発見し、早期治療につなげることで歯の喪失を防ぎ、健康への意識向上を図るため実施します。</p> <p>⑥ピロリ菌検査 20 歳以上 39 歳以下の方のうち、過去に当該検査を受けていない方を対象に、ピロリ菌の感染有無を確認する、ピロリ菌検査を実施します。</p>								

(単位：人、%)

サービスの種類	項目	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績見込
一般健康診査	対象者数	396	384	368
	受診者数	37	37	30
	受診率	9.34	9.63	8.15
骨粗鬆症検診	対象者数	1,499	1,529	1,490
	受診者数	330	346	341
	受診率	22.01	22.62	22.88
胃がん検診	対象者数*	12,485	12,350	12,261
	受診者数	2,492	2,465	2,278
	受診率	19.95	19.95	18.57
肺がん検診	対象者数*	12,485	12,350	12,261
	受診者数	3,491	3,463	3,278
	受診率	27.96	28.04	26.73
大腸がん検診	対象者数*	12,485	12,350	12,261
	受診者数	3,864	3,846	3,589
	受診率	30.94	31.14	29.27
子宮がん検診	対象者数*	8,100	7,842	7,754
	受診者数	980	954	1,055
	受診率	21.79	24.66	24.52
乳がん検診	対象者数*	7,359	7,219	7,174
	受診者数	956	733	859
	受診率	20.50	23.39	22.23
前立腺がん検診	対象者数*	7,341	7,310	
	受診者数	1,280	1,318	
	受診率	17.43	18.03	
肝炎ウイルス検診	対象者数	11,442	11,410	11,498
	受診者数	191	172	175
	受診率	1.7	1.5	1.5
歯周疾患検診	対象者数	1,746	1,721	1,680
	受診者数	107	128	135
	受診率	6.12	7.43	8.03
ピロリ菌検査	対象者数	5,118	4,886	4,962
	受診者数	45	62	65
	受診率	0.87	1.26	1.30

資料：平川市子育て健康課

(\*) 対象者数は推計対象者数

(注) 推計対象者の算出方法

・推計対象者数＝人口－(就業者数－農林水産業従事者数)

・子宮がん検診及び乳がん検診の受診率の算出方法

受診率＝(前年度受診者数＋当該年度受診者数－2年連続受診者数)／当該年度対象者数×100

40歳～64歳の方を対象に健康教育を実施し、市内及び近隣市町村の医師等の有効的活用を促進するほか、地域の実情に応じた内容で実施する等事業の充実に努め、市民の自主的な健康づくりを支援します。

なお、65歳以上の方については、介護予防の観点から地域支援事業において実施されることから、担当部局と十分な連携を図ります。

(単位:人、回)

サービスの種類	回数等	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績見込
集 団 健 康 教 育	回数	25	16	15
	延べ人員	521	783	750
歯周疾患健康 教育	回数	0	0	0
	延べ人員	0	0	0
骨粗鬆症健康 教育	回数	1	0	0
	延べ人員	11	0	0
病態別健康教育	回数	1	10	10
	延べ人員	47	196	200
薬健康教育	回数	0	0	0
	延べ人員	0	0	0
肝炎健康教育	回数	0	0	0
	延べ人員	0	0	0
一般健康教育	回 数	23	6	5
	参加延べ 人員	463	587	550

資料:平川市子育て健康課

健康  
教育

健康 相談	<p>40歳～64歳の方を対象に、地域特有の問題を把握し実情に応じた重点課題に対応する重点健康相談及び心身の健康に関する一般的な事項について総合的な指導・助言を行う総合健康相談を実施しています。</p> <p>なお、65歳以上の方については、介護予防の観点から地域支援事業において実施されることから、担当部局と十分な連携を図っています。</p>				
	(単位:回、人)				
	サービスの種類	回数等	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績見込
	重点健康相談	回数	3	6	4
		延べ人数	52	45	60
	高血圧健康相談	回数	3	6	4
		延べ人数	52	45	60
	その他健康相談	回数	0	0	0
		延べ人数	0	0	0
	総合健康相談	回数	53	48	30
延べ人数		1,545	1,533	900	
資料:平川市子育て健康課					
訪問 指導	<p>療養上の保健指導が必要な40歳～64歳の方及びその家族を対象に、保健師等による訪問指導を実施し、その方の健康問題を総合的に把握し、必要な指導を行うことにより、心身機能の低下防止、健康の保持増進を図っています。</p> <p>なお、65歳以上の方については、介護予防の観点から地域支援事業において実施されることから、担当部局と十分な連携を図っています。</p>				
	(単位:人)				
			令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績見込
	健康診査要指導者	被指導実人員	319	584	600
		被指導延人員	561	697	700
	個別健康教育対象者	被指導実人員	0	0	0
		被指導延人員	0	0	0
	介護家族	被指導実人員	0	0	0
		被指導延人員	0	0	0
	その他	被指導実人員	19	6	5
被指導延人員		39	17	20	
合計	被指導実人員	318	590	605	
	被指導延人員	600	714	720	
資料:平川市子育て健康課					

### 3 今後の方策

「第3次健康ひらかわ21」に基づき、各種健(検)診の受診促進や生活習慣病の予防・改善のための取組を支援するとともに、運動や健康づくりに対する意識の啓発を行い、市民が主体となった健康づくりに向けた活動の促進を図ります。

### 4 具体的取組（目標数値）

#### (1) 特定健康診査

(単位：人、%)

サービスの種類	項目	令和6年度計画	令和7年度計画	令和8年度計画
特定健康診査	対象者数	5,022	4,822	4,622
	受診者数	2,411	2,435	2,450
	受診率	48.0	50.5	53.0

#### (2) 特定保健指導

(単位：人、%)

サービスの種類	項目	令和6年度計画	令和7年度計画	令和8年度計画
特定保健指導	対象者数	264	259	254
	実施者数	132	135	137
	実施率	50.0	52.0	53.9

#### (3) 後期高齢者健康診査

(単位：人、%)

サービスの種類	項目	令和6年度計画	令和7年度計画	令和8年度計画
後期高齢者健康診査	対象者数	5,004	5,281	5,529
	受診者数	1,701	1,901	2,101
	受診率	34.0	36.0	38.0

(4) 健康診査、がん検診

(単位：人、%)

サービスの種類	項目	令和6年度計画	令和7年度計画	令和8年度計画
一般健康診査	対象者数	384	384	384
	受診者数	30	30	30
	受診率	7.8	7.8	7.8
胃がん検診 (50歳～69歳)	対象者数	8,492	8,492	8,492
	受診者数	2,878	2,878	2,878
	受診率	60.0	60.0	60.0
子宮がん検診 (20歳～69歳)	対象者数	8,706	8,706	8,706
	受診者数	2,612	2,612	2,612
	受診率	60.0	60.0	60.0
肺がん検診 (40歳～69歳)	対象者数	12,353	12,353	12,353
	受診者数	7,412	7,412	7,412
	受診率	60.0	60.0	60.0
乳がん検診 (40歳～69歳)	対象者数	6,268	6,268	6,268
	受診者数	1,881	1,881	1,881
	受診率	60.0	60.0	60.0
大腸がん検診 (40歳～69歳)	対象者数	12,353	12,353	12,353
	受診者数	7,412	7,412	7,412
	受診率	60.0	60.0	60.0

(注) 子宮がん検診・乳がん検診・胃がん検診の受診率の算出方法

- ・受診率=(前年度受診者数+当該年度受診者数-2年連続受診者数)/当該年度対象者数×100
- ・受診率は、地域保健・健康増進事業報告をもとに算出した。



## 第14節 介護サービスの充実

### 1 現状と課題

本市における65歳以上の第1号被保険者は減少すると推計されていますが、75歳以上の後期高齢者は令和12年まで増加すると推計されており、中長期的な人口動態や介護ニーズを適切に捉えて、給付と負担のバランスを考慮しながら、介護サービス基盤を計画的に確保する必要があります。

令和4年度に実施した在宅介護実態調査によると、介護者が不安に感じる介護は「排泄」、「認知症状への対応」と回答した割合が高く、また、多くの高齢者は在宅での生活を希望していることから、可能な限り在宅での生活が継続できるよう、在宅サービスのさらなる充実を図る必要があります。

また、身体の状態や家庭の状況等により、在宅での生活を継続していくことが困難となり、施設や居住系サービスを利用する高齢者が増加していることや、市及び近隣市町村における有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の整備状況を踏まえ、施設及び居住系サービス基盤の必要量を確保する必要があります。

### 2 取組状況（給付実績）

#### （1）保険給付費の推移

保険給付費全体を見ると、令和3年度及び令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響によりサービスの休止や利用控えがあったことから、計画見込額に比べて大幅に下回る結果となり、令和5年度についても計画見込額を下回る見込みとなっていることから、3年間の合計は、約1億8千300万円下回る見込みとなっております。

サービス別に見ると、令和3年度から令和5年度にかけて、在宅(居宅)サービス費が約8千600万円(6.4%)、地域密着型サービス費が約4千200万円(5.1%)増加し、施設サービス費は同水準となる見込みとなっております。

(単位:千円)

	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込	3年間合計
保険給付費計(A)	3,604,380	3,585,705	3,724,377	10,914,462
在宅(居宅)サービス費	1,345,268	1,355,490	1,431,295	4,132,053
地域密着型サービス費	821,569	835,379	863,701	2,520,649
施設サービス費	1,156,867	1,127,007	1,156,734	3,440,608
特定入所者介護サービス費	171,968	157,861	161,211	491,040
高額介護サービス費	96,757	99,049	99,151	294,957
高額医療合算介護サービス費	9,021	7,942	9,276	26,239
審査支払手数料	2,930	2,977	3,009	8,916
第8期計画における見込額(B)	3,665,717	3,699,443	3,732,039	11,097,199
差引額 (A)－(B)	△ 61,337	△ 113,738	△ 7,662	△ 182,737

資料:平川市高齢介護課

## (2) 在宅（居宅）サービス費

(単位:千円)

サービス種別		令和3年度		令和4年度		令和5年度
		計 画	実 績	計 画	実 績	計 画
訪問介護	給付費(千円)	319,812	368,061	326,035	388,719	329,860
	回数(回)	116,776	132,924	119,014	139,656	120,388
	人数(人)	3,840	3,936	3,876	4,164	3,912
訪問入浴介護	給付費(千円)	12,482	8,545	13,047	7,785	13,047
	回数(回)	1,028	696	1,075	636	1,075
	人数(人)	168	156	180	120	180
訪問看護	給付費(千円)	27,440	28,328	28,430	27,600	28,430
	回数(回)	5,561	5,148	5,810	5,028	5,810
	人数(人)	588	636	600	636	600
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	3,241	3,824	3,241	3,260	3,241
	回数(回)	1,114	1,272	1,114	1,128	1,114
	人数(人)	72	96	72	96	72
居宅療養管理指導	給付費(千円)	5,758	7,096	5,869	7,006	6,021
	人数(人)	876	984	888	1,020	912
通所介護	給付費(千円)	363,978	324,280	367,682	298,641	369,556
	回数(回)	48,547	42,840	48,935	38,796	49,207
	人数(人)	4,968	4,620	5,004	4,500	5,028
通所リハビリテーション	給付費(千円)	92,438	88,307	93,675	92,219	95,445
	回数(回)	11,344	10,632	11,466	11,040	11,650
	人数(人)	1,368	1,212	1,380	1,200	1,404
短期入所生活介護	給付費(千円)	293,742	246,395	298,703	252,702	301,268
	日数(日)	37,522	30,600	38,149	31,080	38,435
	人数(人)	1,608	1,440	1,632	1,404	1,644
短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	2,779	5,677	2,779	7,204	2,779
	日数(日)	236	552	236	660	236
	人数(人)	36	72	36	72	36
福祉用具貸与	給付費(千円)	52,137	56,310	53,211	58,905	53,604
	人数(人)	5,052	5,304	5,124	5,436	5,160
特定福祉用具購入費	給付費(千円)	2,304	2,374	2,304	2,177	2,304
	人数(人)	60	69	60	57	60
住宅改修費	給付費(千円)	10,729	4,932	10,729	4,167	10,729
	人数(人)	108	47	108	44	108
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	7,328	3,808	7,328	2,716	7,328
	人数(人)	36	12	36	12	36
居宅介護支援	給付費(千円)	152,806	161,829	154,879	165,392	156,166
	人数(人)	10,008	10,284	10,128	10,392	10,212

資料:平川市高齢介護課

## (3) 施設サービス費

(単位:千円)

サービス種別		令和3年度		令和4年度		令和5年度
		計 画	実 績	計 画	実 績	計 画
介護老人福祉施設	給付費(千円)	442,637	426,541	442,637	421,644	442,637
	人数(人)	1,692	1,620	1,692	1,608	1,692
介護老人保健施設	給付費(千円)	544,022	522,593	544,022	496,619	544,022
	人数(人)	2,028	1,908	2,028	1,812	2,028
介護医療院	給付費(千円)	205,712	207,732	210,335	208,744	214,959
	人数(人)	564	564	576	564	588

資料:平川市高齢介護課

(4) 地域密着型サービス費

(単位:千円)

サービス種別	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	
認知症対応型通所介護	給付費(千円)	0	732	0	1,707	0
	回数(回)	0	64	0	145	0
	人数(人)	0	12	0	12	0
地域密着型通所介護	給付費(千円)	65,714	71,348	67,116	87,952	68,085
	回数(回)	7,949	8,604	8,106	10,272	8,219
	人数(人)	960	984	984	1,116	996
認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	574,765	563,739	580,876	558,216	587,256
	人数(人)	2,256	2,184	2,280	2,160	2,304
地域密着型介護老人福祉施設	給付費(千円)	181,018	182,879	181,018	183,692	181,018
	人数(人)	708	684	708	672	708

資料:平川市高齢介護課

(5) 介護予防サービス費

(単位:千円)

サービス種別	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	
介護予防訪問入浴介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	回数(回)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	給付費(千円)	1,685	548	1,685	1,423	1,685
	回数(回)	317	60	317	204	317
	人数(人)	48	12	48	36	48
介護予防訪問リハビリテーション	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	回数(回)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	給付費(千円)	141	216	141	355	141
	人数(人)	36	48	36	48	36
介護予防通所リハビリテーション	給付費(千円)	16,694	16,112	16,930	15,666	16,930
	人数(人)	444	456	456	444	456
介護予防短期入所生活介護	給付費(千円)	0	1,028	0	418	0
	日数(日)	0	144	0	60	0
	人数(人)	0	12	0	12	0
介護予防短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	393	78	393	0	393
	日数(日)	55	12	55	0	55
	人数(人)	12	12	12	0	12
介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	7,933	8,402	7,852	8,783	7,852
	人数(人)	1,128	1,188	1,116	1,224	1,116
特定介護予防福祉用具購入費	給付費(千円)	767	653	767	437	767
	人数(人)	24	18	24	11	24
介護予防住宅改修費	給付費(千円)	2,388	1,354	2,388	1,730	2,388
	人数(人)	24	11	24	15	24
介護予防居宅介護支援	給付費(千円)	6,649	7,111	6,649	7,218	6,649
	人数(人)	1,464	1,548	1,464	1,572	1,464

資料:平川市高齢介護課

(6) 地域密着型介護予防サービス費

(単位:千円)

サービス種別	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	0	2,872	0	3,813	0
	人数(人)	0	12	0	12	0

資料:平川市高齢介護課

### **3 今後の方策**

#### **(1) 在宅（居宅）サービス**

医療と介護の両方を必要とする中・重度の要介護者であっても、安心して自宅等で最後まで生活できるよう、本人や家族の希望、身体の状態等に応じて、多様なサービスが選択できるバランスのとれたサービス提供体制を構築していきます。

#### **(2) 施設サービス**

様々な状況により在宅生活が困難となった人に必要なサービスが提供できるよう、これまでの給付実績や入所待機者の状況、介護離職の防止や介護負担軽減の観点、介護保険料への影響などを総合的に検証し、必要数の確保に努めます。

#### **(3) 地域密着型サービス**

要介護状態になっても、住み慣れた地域で生活が継続できるよう、今後の利用動向等を踏まえながら、在宅生活を支えるための小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護などの複合的サービス整備を検討し、市内全域において可能な限り均一にサービスが提供できる体制を構築します。

## 第15節 給付費の適正化の推進

### 1 現状と課題

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するよう促すことであり、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

なお、事務負担の軽減を図りつつ効率的・効果的に事業を実施するため、令和6年度より国が示す給付適正化主要5事業が3事業に再編されます。

令和5年度まで		令和6年度以降
主要5事業	内容	主要3事業
要介護認定の適正化	要介護認定調査の内容について市職員が点検することにより、適切かつ公平な要介護認定の確保を図っています。また、要介護認定の新規申請及び区分変更申請の認定調査は、全て市職員が実施しているほか、居宅介護支援事業者に委託している更新申請の認定調査の一部も市職員が実施し、認定調査の平準化に向けた取り組みを実施しています。	要介護認定の適正化
ケアプラン点検	ケアプランが利用者にとって適正であるかの視点に立ち、身体状態に適合していないサービス提供がないか確認するとともに、事業者への指導や改善に向けた研修会等への参加を促し、ケアプランの質の向上を図ります。	ケアプラン点検 (住宅改修・福祉用具及び貸与調査を包含)
住宅改修・福祉用具及び貸与調査	住宅改修費の申請を受け、改修工事前に現地確認や工事見積書の点検を行うとともに、工事後に訪問または竣工写真等により、住宅改修の施工状況等を点検しています。また、福祉用具等利用者に対して訪問調査等を行い、福祉用具等の必要性を確認することにより、不適切な福祉用具購入・貸与に対して指導を行います。	
医療情報との突合・縦覧点検	国保連システムから出力される「医療情報との突合リスト」等を用いて、医療給付の情報と介護給付の情報を突合することにより、入院日数と介護給付、福祉用具の貸与状況などの整合性を確認します。また、国保連より提供される縦覧点検に関する帳票等を活用し、給付状況を確認します。	医療情報との突合・縦覧点検
介護給付費通知	自己のサービス利用状況を確認できるよう、介護サービス利用実績等について通知しています。	任意事業(費用対効果が見込みづらいため)

### 2 取組状況

#### (1) 主要5事業実績

	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績見込
要介護認定の適正化(件数)	302	266	306
ケアプラン点検(件数)	15	21	51
住宅改修・福祉用具及び貸与調査(件数)	5	0	5
医療情報との突合・縦覧点検(回数)	12	12	12
介護給付費通知	(回数)	2	2
	(件数)	3,853	4,081

資料：平川市高齢介護課

## (2) その他の関連する取組

### ○介護給付実績等のデータ分析・評価

国保連の介護給付適正化システムを積極的に活用し、システムにより抽出された給付実績データから確認が必要と思われる事項を集中的に確認することにより、過誤調整や事業者等への指導につなげます。

### ○指導監督に関する取組

#### 【指導監督時の情報共有】

指導監督事務において、苦情・告発等により提供された情報等に基づき、指導や不正請求等に対する監査を実施することになりますが、国保連の介護給付適正化システムの情報を活用し、効率的な指導監督を行います。

#### 【苦情・告発・通報情報の適切な把握及び分析】

市または国保連に寄せられた苦情・通報情報の適切な把握及び分析を行い、事業者に対する指導監督を実施しています。

#### 【不当請求あるいは誤請求の多い事業者等への重点的な指導】

国保連の審査において、返戻及び減額等の請求が多い事業者に対して、重点的な指導監督を実施しています。

#### 【受給者等から提供された情報の活用】

受給者等から寄せられた架空請求や過誤請求等の情報に基づき、県と合同または市自ら監査を実施しています。

## 3 今後の方策

引き続き各適正化の項目に取り組んでいきます。

なお、主要事業の再編に伴い、任意事業の位置づけとなった介護給付費通知については、費用対効果等を鑑み定期的な通知は行わず、サービス利用者等からサービス利用状況の確認等の希望があった場合に通知します。

介護給付費適正化支援システムを用いて、ケアプラン点検の取組を強化し、介護支援専門員にケアプランのプロセスの重要性を伝えていきます。

## 4 具体的取組

	令和6年度計画	令和7年度計画	令和8年度計画
要介護認定の適正化(件数)	290	290	290
ケアプラン点検(件数)	35	35	35
住宅改修・福祉用具及び貸与調査(件数)	5	5	5
医療情報との突合・縦覧点検(回数)	12	12	12
介護給付費通知	原則通知しない。サービス利用者から希望があった場合に通知する。		

## 第16節 広報・相談体制の充実

### 1 現状と課題

介護保険制度は、平成12年度に、介護を必要とする人を社会全体で支えるための社会保障制度として創設され、住民生活を支える重要な制度として広く浸透してきました。一方で、高齢化の進展に伴う要介護者の増加、それに起因する介護給付費の大幅な増加など課題も顕在化してきていることから、より適切な情報発信により市民の制度への理解を図っていくため、広報体制の充実が求められています。

また、介護保険サービス等の円滑な利用や、介護者の負担軽減と支援等のため、地域包括支援センターや市内在宅介護支援センターにおける相談体制の充実を図ることが必要です。

### 2 取組状況

#### (1) 広報体制の充実

- 出前講座を通し、各施策や事業を紹介しています。
- 市広報誌やパンフレット等により制度を周知しています。
- 高齢者実態把握調査時に行う健康状態チェックを通し、必要なサービスを紹介し繋げています。
- 介護サービス情報公表システム(厚生労働省運用)をはじめ、インターネットを活用した情報の提供を行っています。

#### (2) 相談体制の充実

- 地域包括支援センターや市内各在宅介護支援センター等各種関係機関における相談支援を徹底しています。
- 緊急時や開庁時間に間に合わない場合は、夜間・休日も相談に応じます。
- 医療機関等関係機関との連携を強化しています。

### 3 今後の方策

高齢者が必要に応じて適切なサービスを受けられるよう、情報を提供し、苦情・相談に適切に対応できる相談体制の充実を図っています。

また、地域包括支援センターと5つの在宅介護支援センターの機能や実施事業について、広報誌やリーフレット、出前講座等を通じ、積極的に周知を図っていきます。

### 4 具体的取組

- (1) 総合相談支援事業
- (2) 高齢者実態把握調査
- (3) 地域包括支援センター、在宅介護支援センターに関する啓発資料作成

## 第17節 介護人材の確保及び介護現場の生産性向上の促進

### 1 現状と課題

高齢者人口の増加に伴い、介護や支援を必要とする人は、今後も増加する見込みである一方、介護の担い手となる現役世代人口の減少に伴い、介護サービスの根幹である介護人材の不足が続いており、確保・定着支援は喫緊の課題となっています。

介護人材分野では、増大するサービス需要に対応できる介護職員数を確保するための幅広い施策展開や、テクノロジー（介護ロボット、AI、ICT）の活用、外部専門人材との連携等の多様なニーズに対応できる人材の獲得・育成が求められています。

### 2 取組状況

- (1) 介護人材の養成や潜在的人員の活用に資する県や民間の事業の情報収集・提供を行っています。
- (2) 市社会福祉協議会が行っているボランティアセンター運営事業に助成を行い、各種ボランティア講座等を通じて、人材の育成等を図ります。
- (3) 介護予防・日常生活支援事業の「通所型サービス A」、「訪問型サービス B」の従事者として活用が可能な「平川市認定ヘルパー」の養成講座を実施しています。
- (4) 通いの場や見守り、介護サービス事業者等でのボランティア活動など、地域での支え合いの担い手となる「平川市ボランティア養成講座」を実施しています。

### 3 今後の方策

- (1) 引き続き県や民間の事業所の情報収集・提供を行っていきます。
- (2) 引き続き市社会福祉協議会と連携し、市民のボランティア活動を支援します。
- (3) 「平川市認定ヘルパー養成講座」、「平川市ボランティア養成講座」を定期的実施し、現行相当サービス以外のサービスに従事する人材の養成に取り組みます。
- (4) 現行相当サービス以外のサービスの活用が図られるよう、窓口対応を行う職員等の養成に努めます。
- (5) 国・県・市等の移住支援、定住支援に関する施策など、介護人材確保に有用と思われる事業の情報収集を行うとともに、市内の事業所への就業が促進されるよう、庁内や関係機関との連携を図ります。



#### **4 具体的取組**

- (1) 生活支援体制整備事業
- (2) 平川市認定ヘルパー養成講座
- (3) 平川市ボランティア養成講座
- (4) 平川市医療・福祉職子育て世帯移住支援金交付事業

## 第18節 業務の効率化

### 1 現状と課題

介護の現場で働く職員が長く働き続けることができるよう、働きやすい環境整備の構築が必要です。介護ロボットやICT機器等のデジタル技術の活用による業務の改善や、介護職員の職業病ともいえる腰痛予防への取組を促すなど、介護現場のさらなる負担軽減に取り組んでいく必要があります。

### 2 取組状況

- (1) 県と連携し、介護ロボットやICTの活用事例を周知しています。
- (2) 介護分野の文書に係る負担軽減を図るため、国が示す方針に基づき、申請様式・添付書類を原則標準様式例に基づくものとし、事業所指定や加算届出に関する業務について、「電子申請・届出システム」での利用が可能となるよう見直しを進めています。

### 3 今後の方策

- (1) 県や取組事業所と連携しながら、ロボットやICTの活用事例を周知していきます。
- (2) 国の動向を注視しながら、ICT等の最新技術を最大限活用した手続きの電子化や提出書類の削減など、行政側の手続きの簡素化・効率化も進めていきます。

### 4 具体的取組

国の地域医療介護総合確保基金、青森県介護ロボット・ICT導入支援事業費補助金等の活用を介護事業者へ促し、生産性や業務効率化に資する取組を推進するほか、市が所管する事業所の指定や加算届出に関する業務について、介護分野の文書に係る負担軽減及び業務効率化のため、令和7年度末までに、「電子申請・届出システム」の利用ができるよう準備を進めます。

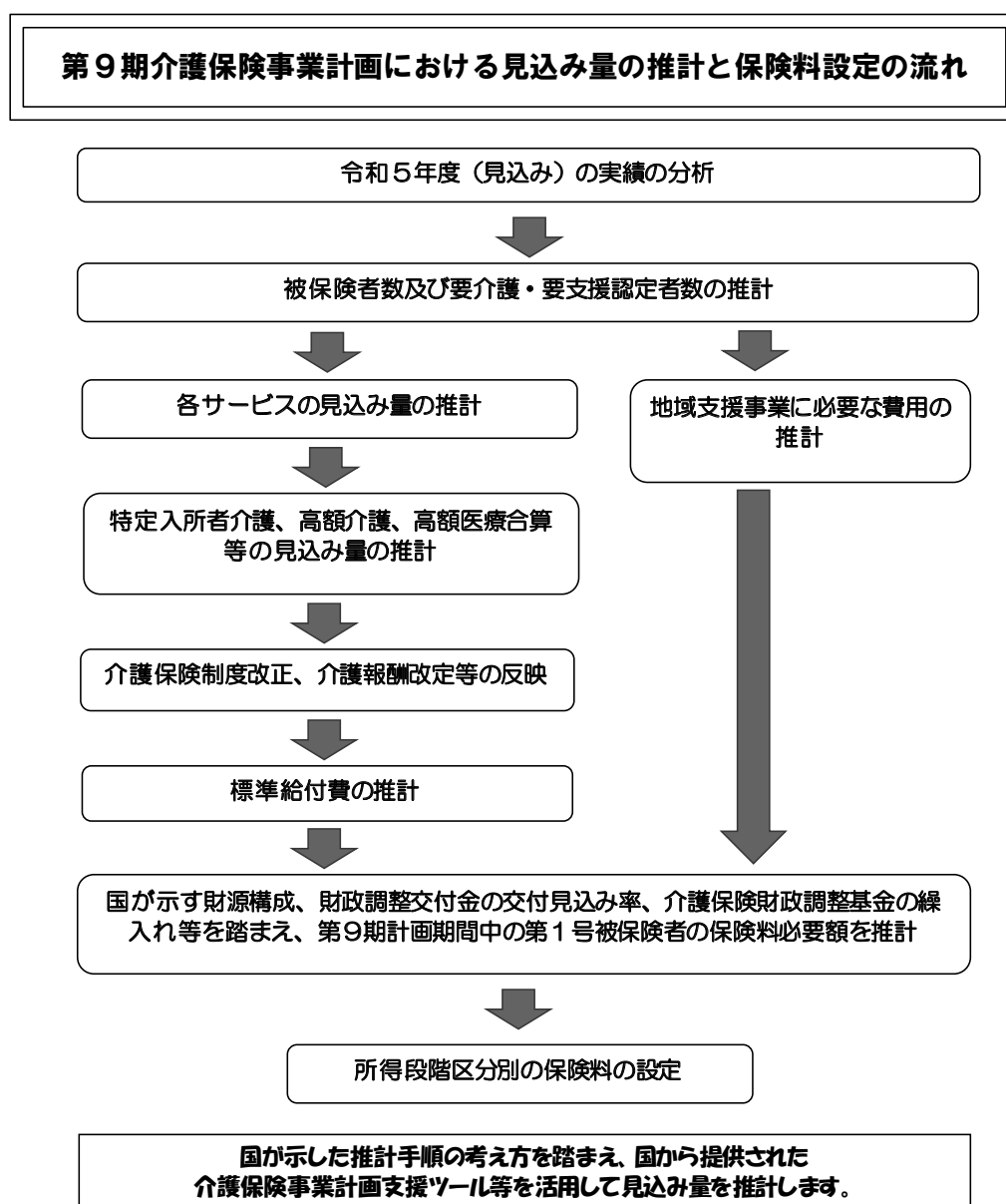
また、市の業務においても、自治体DXを推進し業務の効率化に取り組みます。

## 第6章 介護給付費等の見込みと保険料額

## 第1節 介護給付費等の推計と保険料設定の流れ

第9期計画における介護給付費等を見込むにあたり、はじめに高齢者人口及び要介護(要支援)認定者数を推計し、その上で、施設・居住系サービスや在宅サービス等の利用者数、近年の給付実績等をもとに各年度における介護(予防)サービス給付費、地域支援事業費及び介護給付に必要な費用等を推計します。

推計した介護給付費等から、国が示す財源構成、財政調整交付金の交付見込率や介護保険財政調整基金の繰入れ等を踏まえ、保険料収納必要額を算出し、その額を予定保険料収納率で除し、所得段階別の保険料割合を反映した第1号被保険者見込数で除して年額を算出し、その額を12か月で除して保険料基準額(月額)を算出します。



## 第2節 被保険者数、要介護（要支援）認定者の推計

### 1 被保険者数の推計

令和3年度から令和5年度までは住民基本台帳人口により、令和6年度以降は、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」を利用し、年齢階層別に各年度の被保険者数を推計しました。

（単位：人）

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和12年	令和22年
第1号被保険者	10,562	10,516	10,474	10,511	10,498	10,433	10,185	9,479
前期高齢者	5,213	5,167	5,004	4,903	4,808	4,686	4,200	3,687
65～69歳	2,566	2,419	2,303	2,248	2,168	2,130	1,978	1,845
70～74歳	2,647	2,748	2,701	2,655	2,640	2,556	2,222	1,842
後期高齢者	5,349	5,349	5,470	5,608	5,690	5,747	5,985	5,792
75～79歳	1,744	1,722	1,897	1,872	1,958	1,947	1,907	1,496
80～84歳	1,625	1,616	1,513	1,598	1,564	1,654	2,013	1,696
85～	1,980	2,011	2,060	2,138	2,168	2,146	2,065	2,600
第2号被保険者	10,186	10,138	10,050	9,696	9,593	9,428	8,772	7,026
総数	20,748	20,654	20,524	20,207	20,091	19,861	18,957	16,505

※第2号被保険者：40歳～64歳

### 2 要介護（要支援）認定者数の推計

被保険者に対する要介護（要支援）認定者の割合を示す「認定率」は、性別・年齢階層別で割合が異なることから、過去の動向等を踏まえ、年齢階層別の「認定率」を推計します。その上で、各年度の被保険者数と認定率を乗じて要介護度別の認定者数を推計しました。

#### （1）要介護（要支援）認定者数

（単位：人）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 推計	令和7年度 推計	令和8年度 推計	令和12年度 推計	令和22年度 推計
要支援 1	135	149	151	154	155	155	152	152
要支援 2	240	231	236	236	237	237	238	247
要介護 1	445	446	450	464	472	473	475	505
要介護 2	399	394	373	364	375	376	381	400
要介護 3	258	272	285	307	311	312	311	346
要介護 4	273	304	305	315	316	315	318	340
要介護 5	212	188	189	177	180	180	180	187
合計	1,962	1,984	1,989	2,017	2,046	2,048	2,055	2,177

(2) 要介護（要支援）認定者数（年齢階層別）

（単位：人）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 推計	令和7年度 推計	令和8年度 推計	令和12年度 推計	令和22年度 推計
40～64歳	36	47	40	39	39	38	37	29
65～74歳	237	218	235	238	233	231	206	172
75～79歳	191	205	212	222	232	229	223	177
80～84歳	371	365	345	333	325	343	419	352
85歳以上	1,127	1,149	1,157	1,185	1,217	1,207	1,170	1,447
第1号 計	1,926	1,937	1,949	1,978	2,007	2,010	2,018	2,148
合計	1,962	1,984	1,989	2,017	2,046	2,048	2,055	2,177

(3) 要介護（要支援）認定率（年齢階層別）

（単位：％）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 推計	令和7年度 推計	令和8年度 推計	令和12年度 推計	令和22年度 推計
40～64歳	—	—	—	—	—	—	—	—
65～74歳	4.5%	4.2%	4.7%	4.9%	4.8%	4.9%	4.9%	4.7%
75～79歳	11.0%	11.9%	11.2%	11.9%	11.8%	11.8%	11.7%	11.8%
80～84歳	22.8%	22.6%	22.8%	20.8%	20.8%	20.7%	20.8%	20.8%
85歳以上	56.9%	57.1%	56.2%	55.4%	56.1%	56.2%	56.7%	55.7%
第1号 計	18.2%	18.4%	18.6%	18.8%	19.1%	19.3%	19.8%	22.7%

※認定率は、年齢階層別の要介護・要支援認定者数/被保険者数で計算した。

## 第3節 介護給付費等の推計

### 1 介護（予防）サービス給付費の推計

被保険者数、要介護・要支援認定者数の推計のほか、サービス別利用者数の割合や一人あたりのサービス利用回数、給付費等の実績を踏まえて、第9期計画期間中の介護給付費等を推計しました。

#### (1) 在宅サービス（居宅サービス・居宅介護支援）量の推計

##### ○サービス類型

施策・事業	内 容
訪問介護 (ホームヘルプサービス)	ホームヘルパーなどが家庭を訪問し、排泄、食事、洗濯、掃除、買い物、通院介助など日常生活上の世話をを行います。
訪問入浴介護	簡易浴槽を積んだ訪問入浴車で家庭を訪問し、入浴が困難な人の入浴の介助を行います。
訪問看護	医師の指示により、看護師などが家庭を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行います。
訪問リハビリテーション	医師の指示により、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が家庭を訪問し、居宅での生活機能の維持・向上のためのリハビリテーションを行います。
居宅療養管理指導	医師や歯科医師、薬剤師などが、通院が困難な人の家庭を訪問し、療養上の管理や指導を行います。
通所介護 (デイサービス)	デイサービスセンターなどに通い、食事や入浴などの日常生活上の支援や機能訓練、レクリエーションを行います。
通所リハビリテーション (デイケア)	介護老人保健施設や医療機関などに通い、食事などの日常生活上の支援や機能訓練、リハビリテーションを行います。
短期入所生活介護 (ショートステイ)	介護者が一時的に介護できないときに、介護老人福祉施設などに短期間入所し、日常生活上の支援や機能訓練などを行います。
短期入所療養介護 (ショートステイ)	介護者が一時的に介護できないときに、介護老人保健施設や医療施設などに短期間入所し、看護や医学的管理のもとで介護や支援、日常生活上の世話や機能訓練などを行います。
特定施設入居者生活介護	指定を受けた特定施設の入居者に対し、入浴、排泄、食事などの介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話などを行います。
福祉用具貸与	日常生活上の自立を助けるための福祉用具の貸与を行います。
特定福祉用具購入費	居宅介護において使用する福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排泄のための用具の購入について、年間 10 万円を上限に経費の7～9割を支給します。
住宅改修費	手すりの取り付けや段差解消などの小規模の住宅改修について、20 万円を上限に改修費用の7～9割を支給します。
居宅介護支援	介護支援専門員(ケアマネジャー)によるケアプラン作成のほか、計画に基づくサービスの提供確保に向けた連絡調整などを行います。

○サービス見込量

(単位:千円、回(日)、人)

サービスの種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
訪問介護	給付費	498,954	503,221	544,110	503,120	536,494
	回数	179,088	180,408	195,264	180,300	192,276
	人数	4,296	4,368	4,692	4,356	4,644
訪問入浴介護	給付費	8,856	9,227	9,227	9,227	9,227
	回数	708	732	732	732	732
	人数	132	132	132	132	132
訪問看護	給付費	38,270	39,748	39,965	40,753	41,876
	回数	6,864	7,152	7,188	7,356	7,536
	人数	768	780	780	792	816
訪問リハビリテーション	給付費	4,712	4,722	4,739	4,739	5,280
	日数	1,572	1,572	1,584	1,584	1,764
	人数	132	132	132	132	144
居宅療養管理指導	給付費	8,510	8,633	8,633	8,698	9,192
	人数	1,272	1,284	1,284	1,284	1,368
通所介護	給付費	304,923	307,400	325,811	313,940	334,420
	回数	39,180	39,456	41,712	40,476	43,080
	人数	4,620	4,716	4,980	4,872	5,184
通所リハビリテーション	給付費	93,457	97,519	99,021	97,919	104,017
	回数	10,980	11,460	11,652	11,544	12,240
	人数	1,152	1,188	1,200	1,188	1,260
短期入所生活介護	給付費	302,655	310,876	307,112	305,985	326,203
	日数	36,612	37,536	37,080	36,852	39,360
	人数	1,716	1,764	1,752	1,740	1,860
短期入所療養介護	給付費	7,833	7,942	8,042	8,042	7,428
	日数	732	744	756	756	696
	人数	72	72	72	72	60
特定施設入居者生活介護	給付費	2,785	2,789	2,789	2,789	2,789
	人数	12	12	12	12	12
福祉用具貸与	給付費	61,021	62,944	63,230	62,959	67,126
	人数	5,448	5,604	5,628	5,604	5,976
特定福祉用具購入費	給付費	2,180	2,180	2,180	2,180	2,180
	人数	60	60	60	60	60
住宅改修費	給付費	4,203	4,203	4,203	4,203	4,203
	人数	36	36	36	36	36
居宅介護支援	給付費	170,034	172,731	174,206	169,579	180,857
	人数	10,452	10,620	10,692	10,440	11,124

※給付費、回(日)数、人数は年間の累計。



## (2) 地域密着型サービス量の推計

### ○サービス類型

施策・事業	内 容
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時に対応します。
夜間対応型訪問介護	夜間に定期的に巡回して行う訪問介護と、通報に基づき随時対応する訪問介護を組み合わせ、包括的にサービスを提供します。
地域密着型通所介護	利用定員 18 名以下の小規模のデイサービスセンターに通い、食事・入浴の提供、日常動作訓練、レクリエーションを行います。
認知症対応型通所介護	認知症の診断がある要介護・要支援者がデイサービスセンターに通い、健康チェックや食事・入浴の提供、日常動作訓練、レクリエーションを行います。
小規模多機能型 居宅介護	「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせるサービスを提供し、在宅での生活継続を支援します。
認知症対応型共同生活 介護(グループホーム)	認知症の診断がある要介護者(要支援2を含む)、住居(グループホーム)で共同生活を営みながら、日常生活上の支援及び機能訓練などを行います。
地域密着型特定施設 入居者生活介護	地域密着型特定施設の入所者に対し、日常生活上の支援及び機能訓練、療養上の支援を行います。
地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護	利用定員 29 名以下の小規模の介護老人福祉施設に入所し、日常生活上の支援及び機能訓練、健康管理、療養上の支援を行います。
看護小規模多機能型 居宅介護	複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせた柔軟なサービスを提供します。

○サービス見込量

(単位:千円、回、人)

サービスの種類	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	給付費	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0
夜間対応型 訪問介護	給付費	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0
地域密着型 通所介護	給付費	89,902	89,491	90,082	88,687	94,132
	回数	9,900	9,828	9,912	9,768	10,380
	人数	1,164	1,176	1,188	1,176	1,248
認知症対応型 通所介護	給付費	1,664	1,622	1,594	1,594	1,594
	回数	144	132	132	132	132
	人数	12	12	12	12	12
小規模多機能型 居宅介護	給付費	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0
認知症対応型 共同生活介護	給付費	594,849	602,026	608,285	636,941	681,767
	人数	2,232	2,256	2,280	2,388	2,556
地域密着型特定施設 入居者生活介護	給付費	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福 祉施設入所者生活介護	給付費	199,022	199,274	199,274	209,249	222,868
	人数	696	696	696	732	780
看護小規模多機能型 居宅介護	給付費	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0

※給付費、回（日）数、人数は年間の累計。

### (3) 施設サービス量の推計

#### ○サービス類型

施策・事業	内 容
介護老人福祉施設	日常生活動作に支障があり、在宅での生活が困難な要介護認定者が入所し、常時介護を受けられる施設です。
介護老人保健施設	病状が安定し、機能訓練(リハビリテーション)を中心とする医療ケアや介護などを受けられる施設です。
介護医療院	日常的な医学管理が必要な重度介護者の受入れや、看取り・ターミナルなどの機能と生活施設としての機能を兼ね備えた施設です。
介護療養型医療施設	長期療養が必要な要介護認定者が入所し、医学的管理のもと、介護や医療を受けられる施設です。(令和5年度末が廃止期限)

#### ○サービス見込量

(単位:千円、人)

サービスの種類	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
介護老人福祉施設	給付費	436,885	437,438	437,438	446,496	477,672
	人数	1,644	1,644	1,644	1,680	1,800
介護老人保健施設	給付費	538,647	539,328	539,328	573,718	615,119
	人数	1,896	1,896	1,896	2,016	2,160
介護医療院	給付費	198,438	198,689	198,689	184,299	198,419
	人数	516	516	516	480	516

※給付費、人数は年間の累計。

#### (4) 介護予防サービス（居宅サービス・介護予防支援）量の推計

##### ○サービス類型

施策・事業	内容
介護予防訪問入浴介護	介護予防を目的として、利用者の入浴に対する支援を居宅で行います。
介護予防訪問看護	基礎疾患を抱えつつ廃用症候群(寝かせきりなどの状態で心身の不使用・不活発によって起こる機能低下)対策を行うほか、利用者の基礎疾患の管理を居宅で行います。
介護予防訪問 リハビリテーション	日常生活を想定し、運動療法や作業習慣のレベルアップなどを中心としたリハビリテーションを短期集中的に居宅で行います。
介護予防 居宅療養管理指導	日常生活を想定し、利用者の生活機能を向上させるための療養指導、栄養指導、口腔清掃などを居宅で行います。
介護予防通所 リハビリテーション	日常生活を想定し、運動療法や作業習慣のレベルアップなどを中心としたリハビリテーションを短期集中的に施設で行います。
介護予防 短期入所生活介護	退所後の日常生活を想定し、筋力向上トレーニングや転倒予防のための指導などの機能訓練を中心に、施設に短期間入所させ集中的に行います。
介護予防 短期入所療養介護	利用者の基礎疾患を管理しつつ、日常生活を想定した廃用症候群対策としての機能訓練などを中心に、施設に入所させて行います。
介護予防 特定施設入居者生活介護	日常生活を想定し、筋力向上トレーニングや転倒予防のための指導などの機能訓練を中心に、期間を区切り集中的に特定施設で行います。
介護予防福祉用具貸与	利用者の生活機能の状態を踏まえ、福祉用具のうち当該生活機能の向上に真に必要なものの貸与を行います。
特定介護予防 福祉用具購入費	日常生活の自立に向けて、介護者の負担を軽くするための入浴又は排せつの用に供する特定福祉用具を購入した際、購入費用のうち 10 万円を上限とし、購入費用の7割～9割を支給します。
介護予防住宅改修費	手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、改修総費用額のうち 20 万円を上限とし、改修費用の7～9割を支給します。
介護予防支援 (介護予防ケアマネジメント)	地域包括支援センターの介護支援専門員などが中心となり「介護予防プラン」を作成します。

○サービス見込量

(単位:千円、回(日)、人)

サービスの種類	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
介護予防訪問入浴介護	給付費	0	0	0	0	0
	回数	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	給付費	2,027	2,030	2,030	2,030	2,030
	回数	264	264	264	264	264
	人数	36	36	36	36	36
介護予防訪問 リハビリテーション	給付費	1,240	1,209	1,209	1,209	1,209
	日数	444	432	432	432	432
	人数	36	36	36	36	36
介護予防 居宅療養管理指導	給付費	393	393	393	393	393
	人数	48	48	48	48	48
介護予防通所 リハビリテーション	給付費	20,077	20,103	20,103	20,103	21,114
	人数	552	552	552	552	576
介護予防 短期入所生活介護	給付費	638	639	639	639	639
	日数	84	84	84	84	84
	人数	12	12	12	12	12
介護予防 短期入所療養介護	給付費	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0
介護予防特定施設 入居者生活介護	給付費	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	給付費	12,073	12,333	12,333	12,213	12,472
	人数	1,500	1,536	1,536	1,524	1,560
特定介護予防福祉用具 購入費	給付費	1,075	1,075	1,075	1,075	1,075
	人数	24	24	24	24	24
介護予防住宅改修費	給付費	2,826	2,826	2,826	2,826	2,826
	人数	24	24	24	24	24
介護予防支援	給付費	8,619	8,904	8,904	8,904	9,178
	人数	1,860	1,920	1,920	1,920	1,980

※給付費、回(日)数、人数は年間の累計。

## (5) 地域密着型介護予防サービス量の推計

### ○サービス類型

施策・事業	内 容
介護予防 認知症対応型通所介護	認知症の要支援者が、デイサービスセンターに通い、日常生活上の支援及び筋力向上トレーニングや転倒予防のための指導などの機能訓練を行います。
介護予防 小規模多機能型居宅介護	軽度の認知症がある人を主たる対象者として、日常生活を想定し、筋力向上トレーニングや転倒予防のための指導などの機能訓練を中心に、利用者の居宅またはサービス拠点で行います。
介護予防認知症対応型 共同生活介護	認知症の要支援者が、住居(グループホーム)で共同生活を営みながら、日常生活上の支援及び筋力トレーニングや転倒予防のための指導などの機能訓練を、期間を区切り集中的にグループホームで行います。

### ○サービス見込量

(単位:千円、回、人)

サービスの種類	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
介護予防 認知症対応型通所介護	給付費	0	0	0	0	0
	回数	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0
介護予防 小規模多機能型居宅介護	給付費	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型 共同生活介護	給付費	9,083	9,094	9,094	9,094	9,094
	人数	36	36	36	36	36

※給付費、回数、人数は年間の累計。

## 2 その他の補足給付等の推計

第9期計画期間における介護(予防)サービス給付費に加えて、その他の補足給付等として、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料を第8期計画期間の実績等に基づき推計しました。

### ○補足給付類型

施策・事業	内 容
特定入所者介護サービス費	一定の要件を満たす低所得の方に対して、施設・短期入所サービスの食費・居住費負担には限度額が設定され、限度額を超える分は特定入所者介護サービス費として現物支給されます。
高額介護サービス費	同月に利用した介護サービスの利用者負担の合計額(同じ世帯内に複数の利用者がある場合は世帯合計額)が、定められた限度額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。
高額医療合算介護サービス費	介護保険と医療保険の両方の自己負担が高額になった場合、高額介護サービス費と高額医療費を適用したあとの年間(8月～翌年7月)の自己負担額を合算して、定められた限度額を超えたときは、申請により超えた分が「高額医療合算介護サービス費」として後から支給されます。
審査支払手数料	介護給付費の請求事務を適正かつ効率的に行うため、介護保険サービスにかかる費用の請求に対する審査・支払を国民健康保険団体連合会へ委託し、審査・支払に要する手数料を支払います。

### ○サービス見込量

(単位:円)

サービスの種類	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
特定入所者介護 サービス費	175,527,141	178,276,151	178,450,419	176,344,650	186,813,772
高額介護 サービス費	102,946,298	104,512,057	104,610,247	99,218,798	105,109,160
高額医療合算 介護サービス費	9,279,627	9,410,172	9,419,175	9,250,686	9,799,875
審査支払手数料	3,090,914	3,204,301	3,207,212	3,004,436	3,182,788

※金額は年間の累計。

### 3 地域支援事業費の推計

地域支援事業は、高齢者ができるだけ地域で自立した生活を営むことを支援するサービスです。

介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業の各事業について、適切にサービスを提供するために必要なサービス量を推計します。

#### (1) 地域支援事業の内訳

##### <介護予防・日常生活支援総合事業>

###### ○介護予防・生活支援サービス事業

訪問型サービス、通所型サービス、介護予防ケアマネジメント

###### ○一般介護予防事業

介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、  
地域介護予防活動支援事業、一般介護予防事業評価事業、  
地域リハビリテーション活動支援事業

##### <包括的支援事業>

###### ○地域包括支援センターの運営

##### <包括的支援事業（社会保障充実分）>

###### ○在宅医療・介護連携推進事業

###### ○生活支援体制整備事業

###### ○認知症総合支援事業

###### ○地域ケア会議推進事業

##### <任意事業>

###### ○介護給付費適正化事業

###### ○家族介護支援事業

###### ○その他の事業



## (2) 地域支援事業費の推計

第9期計画期間における介護給付費等の推計結果は以下のとおりです。

### ○介護予防・日常生活支援総合事業費

(単位:円)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
1 介護予防・日常生活支援総合事業	162,848,000	162,890,000	162,934,100	154,874,004	137,024,721
(1)訪問型サービス	15,957,000	15,999,000	16,043,100	14,967,591	13,115,688
ア 訪問介護相当サービス	15,117,000	15,117,000	15,117,000	14,101,612	12,277,634
イ 訪問型サービスA	0	0	0	0	0
ウ 訪問型サービスB	840,000	882,000	926,100	865,979	838,054
エ 訪問型サービスC	0	0	0	0	0
オ 訪問型サービスD	0	0	0	0	0
カ その他	0	0	0	0	0
(2)通所型サービス	130,691,000	130,691,000	130,691,000	122,493,733	107,057,864
ア 通所介護相当サービス	110,008,000	110,008,000	110,008,000	102,618,918	89,345,637
イ 通所型サービスA	16,800,000	16,800,000	16,800,000	15,671,568	13,644,523
ウ 通所型サービスB	0	0	0	0	0
エ 通所型サービスC	3,883,000	3,883,000	3,883,000	4,203,247	4,067,704
オ その他	0	0	0	0	0
(3)介護予防ケアマネジメント	15,000,000	15,000,000	15,000,000	16,237,113	15,713,511
(4)審査支払手数料	700,000	700,000	700,000	700,000	700,000
(5)高額介護予防サービス費相当事業等	500,000	500,000	500,000	475,567	437,658
2 一般介護予防事業	18,227,000	20,976,500	18,765,125	19,416,339	18,790,216
(1)介護予防把握事業	20,000	20,000	20,000	21,649	20,951
(2)介護予防普及啓発事業	12,644,000	12,644,000	12,644,000	13,686,804	13,245,442
(3)地域介護予防活動支援事業	5,250,000	5,512,500	5,788,125	5,412,371	5,237,837
(4)一般介護予防事業評価事業	13,000	2,500,000	13,000	14,072	13,618
(5)地域リハビリテーション活動支援事業	300,000	300,000	300,000	281,443	272,368
合計	181,075,000	183,866,500	181,699,225	174,290,343	155,814,937

※金額は年間の累計。

○包括的支援事業・任意事業費

(単位:円)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
1 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業	77,300,000	77,615,000	77,945,750	74,091,205	68,955,378
(1)包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)	71,000,000	71,000,000	71,000,000	68,283,926	63,550,646
(2)任意事業	6,300,000	6,615,000	6,945,750	5,807,279	5,404,732
ア 介護給付等費用適正化事業	0	0	0	0	0
イ 家族介護支援事業	1,040,000	1,040,000	1,040,000	1,040,000	1,040,000
ウ その他の事業	5,260,000	5,575,000	5,905,750	4,767,279	4,364,732
(ア)成年後見制度利用支援事業	1,784,000	2,099,000	2,429,750	1,291,279	888,732
(イ)福祉用具・住宅改修支援事業	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000
(ウ)認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業	0	0	0	0	0
(エ)認知症サポーター等養成事業	65,000	65,000	65,000	65,000	65,000
(オ)重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業	0	0	0	0	0
(カ)地域自立生活支援事業	3,400,000	3,400,000	3,400,000	3,400,000	3,400,000
2 包括的支援事業(社会保障充実分)	8,999,000	8,999,000	8,999,000	8,899,000	8,899,000
(1)在宅医療・介護連携推進事業	190,000	190,000	190,000	190,000	190,000
(2)生活支援体制整備事業	8,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000
(3)認知症初期集中支援推進事業	259,000	259,000	259,000	259,000	259,000
(4)認知症地域支援・ケア向上事業	333,000	333,000	333,000	333,000	333,000
(5)認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業	100,000	100,000	100,000	0	0
(6)地域ケア会議推進事業	117,000	117,000	117,000	117,000	117,000
合計	86,299,000	86,614,000	86,944,750	82,990,205	77,854,378

※金額は年間の累計。

4 介護給付費等の推計結果

第9期計画期間における介護給付費等の推計結果は、以下のとおりです。

(単位:円)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
1 介護サービス給付費 計	3,567,800,000	3,602,003,000	3,667,958,000	3,675,117,000	3,922,863,000
在宅サービス	1,508,393,000	1,534,135,000	1,593,268,000	1,534,133,000	1,631,292,000
地域密着型サービス	885,437,000	892,413,000	899,235,000	936,471,000	1,000,361,000
施設サービス	1,173,970,000	1,175,455,000	1,175,455,000	1,204,513,000	1,291,210,000
2 介護予防サービス給付費 計	58,051,000	58,606,000	58,606,000	58,486,000	60,030,000
介護予防サービス	48,968,000	49,512,000	49,512,000	49,392,000	50,936,000
地域密着型介護予防サービス	9,083,000	9,094,000	9,094,000	9,094,000	9,094,000
3 特定入居者介護サービス費	175,527,141	178,276,151	178,450,419	176,344,650	186,813,772
4 高額介護サービス費	102,946,298	104,512,057	104,610,247	99,218,798	105,109,160
5 高額医療合算介護サービス費	9,279,627	9,410,172	9,419,175	9,250,686	9,799,875
6 審査支払手数料	3,090,914	3,204,301	3,207,212	3,004,436	3,182,788
7 地域支援事業費	267,374,000	270,480,500	268,643,975	257,280,548	233,669,315
合計(1～7)	4,184,068,980	4,226,492,181	4,290,895,028	4,278,702,118	4,521,467,910

※金額は年間の累計。

## 第4節 介護保険料の推計

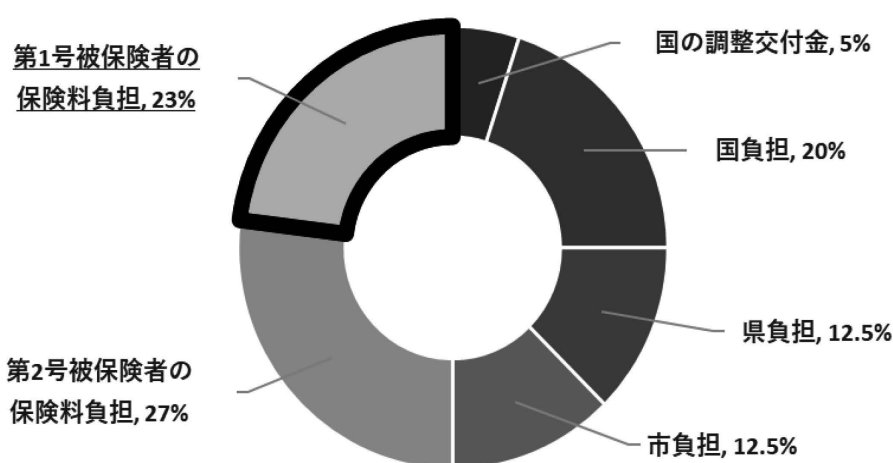
### 1 介護保険の財源構成

介護保険制度は、負担と給付(サービス)の関係が明確な社会保険制度です。

介護保険の費用負担は、50%を公費、50%を第1号被保険者(65歳以上)と第2号被保険者(40歳以上65歳未満)の保険料で負担します。

公費と保険料それぞれの負担割合は国が定めており、給付費用が大きくなるほど、保険料の負担額も大きくなる仕組みとなっています。

【介護保険の財源構成】



### 2 第1号被保険者保険料の考え方

#### (1) 介護保険財政調整基金の活用

第8期計画までに発生している保険料の余剰金については、介護保険財政調整基金として積み立てしており、国の方針として、各保険者において第9期計画の保険料上昇を抑制するために活用することとされていることから、介護保険財政調整基金を取崩し、保険料上昇を抑制するために充当します。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
介護保険財政調整基金取崩額	59,292,000 円	59,904,000 円	60,804,000 円	180,000,000 円

#### (2) 低所得者への配慮

##### ○保険料所得段階の設定

低所得者の保険料上昇を抑制する観点から、被保険者の負担能力に応じた多段階の保険料段階を設定します。

なお、国の方針として、第8期計画(令和3年度～5年度)まで9段階だった保険料段階が、第9期計画(令和6年度～8年度)より13段階に変更となりました。

○公費投入による保険料負担の軽減

第8期計画と同様に、低所得者の保険料を軽減するため、保険給付費の5割の公費(国・県・市)とは別枠で公費を投入し、第1から第3段階の保険料率の引き下げを行います。

### 3 保険料基準額(月額)

第1号被保険者の介護保険料は各保険者(市町村)が、計画の策定を通じて、3年ごとに算定・見直しを行います。

第9期計画期間中の令和6年度から令和8年度までの3ヶ年において、前述の介護給付費等から、介護保険料基準額は月額7,100円と算定しました。

(単位:人、円)

所得段階区分	基準額に対する保険料率	第9期月額	第9期年額	所得段階別加入数		
				令和6年度	令和7年度	令和8年度
第1段階	0.455 (軽減後:0.285)	3,230 (2,023)	38,766 (24,282)	2,099	2,097	2,084
第2段階	0.685 (軽減後:0.485)	4,863 (3,443)	58,362 (41,322)	1,103	1,101	1,094
第3段階	0.69 (軽減後:0.685)	4,899 (4,863)	58,788 (58,362)	754	753	748
第4段階	0.9	6,390	76,680	1,665	1,663	1,653
<b>第5段階(基準額)</b>	<b>1.0</b>	<b>7,100</b>	<b>85,200</b>	1,771	1,769	1,758
第6段階	1.2	8,520	102,240	1,612	1,610	1,600
第7段階	1.3	9,230	110,760	930	929	923
第8段階	1.5	10,650	127,800	306	305	304
第9段階	1.7	12,070	144,840	98	98	97
第10段階	1.9	13,490	161,880	60	60	59
第11段階	2.1	14,910	178,920	26	26	26
第12段階	2.3	16,330	195,960	18	18	18
第13段階	2.4	17,040	204,480	69	69	69
計				10,511	10,498	10,433

※( )内は公費負担による軽減後

※第9期月額は第9期年額を12で除した金額(小数点以下切り捨て)

○各所得段階の対象者

所得段階	対象者
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金受給者、世帯全員が市町村民税非課税で本人年金収入等の額が 80 万円以下
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で本人年金収入等の額が 80 万円超 120 万円以下
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で本人年金収入等の額が 120 万円超
第4段階	本人は市町村民税非課税だが、世帯内に住民税が課税されている方がおり、本人年金収入等の額が 80 万円以下
<b>第5段階 (基準額)</b>	<b>本人は市町村民税非課税だが、世帯内に住民税が課税されている方がおり、本人年金収入等の額が 80 万円超</b>
第6段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 120 万円未満
第7段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満
第8段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満
第9段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満
第10段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満
第11段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満
第12段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満
第13段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 720 万円以上

資 料 編

# 平川市介護保険等運営協議会規則

平成18年1月1日

規則第104号

改正 平成19年2月9日 規則第1号

平成20年3月28日 規則第19号

平成20年12月9日 規則第38号

平成25年3月31日 規則第14号

平成27年3月25日 規則第14号

平成28年7月14日 規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、平川市介護保険条例(平成18年平川市条例第121号。以下「条例」という。)第4条の規定に基づき、平川市介護保険等運営協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、条例第4条第2項の規定に基づき、市長が委嘱する。

2 委員は、非常勤とする。

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表するとともに会議の議長となる。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を行う。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数以上の出席がなければ開会することができない。

3 定例会は、毎年度2回開催するものとする。

4 会長は、市長から諮問があったとき、又は必要に応じて臨時に会議を招集するものとする。

(審議事項)

第6条 協議会は、介護保険事業及び地域包括支援センター運営事業の円滑な実施に向けて、次に掲げる事項について審議する。

(1) 平川市介護保険事業計画の作成及び実施に関すること。

(2) 介護保険給付に関すること。

(3) 地域包括支援センターの設置、運営等に関すること。

(4) 地域密着型サービス等の指定、指定基準及び介護報酬の設定、質の確保及び運営評価に関すること。

(5) 地域支援事業に関すること。

(6) その他介護保険事業の円滑な実施に関すること。

(審議)

第7条 議案は、出席委員の過半数以上の賛成がなければこれを決することができない。

可否同数の場合は、会長の決するところによる。

2 会長は、諮問事項について審議を終了したときは、速やかに市長に答申しなければならない。

3 会長は、委員から附帯意見があるときは、それを建議するかどうかを採決した上で市長に建議することができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉部高齢介護課において処理する。

2 会議録は、会議終了後速やかに調製しなければならない。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成19年2月9日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月28日規則第19号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年12月9日規則第38号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月31日規則第14号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月25日規則第14号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年7月14日規則第15号)

この規則は、平成28年8月1日から施行する。



## 平川市介護保険等運営協議会委員名簿

任期: 令和3年6月14日～令和6年6月13日(3年間)

選出区分	氏名	備 考
被保険者 (4名)	工 藤 エ ツ	平川市老人クラブ連合会
	田 中 尚 子	平川市連合婦人会
	石 田 比 査 子	サービス利用者の家族(居宅)
	栗 林 康 子	サービス利用者の家族(施設)
知識経験を有する者 (4名)	工 藤 金 一	平川市行政委員連絡協議会
	山 本 幸 子	知識経験者
	葛 西 修 一	知識経験者
	工 藤 清 満	平川市社会福祉協議会
保健・医療及び 福祉関係者 (4名)	下 山 美 津 子	平川市保健協力員会
	福 島 高 之	一般社団法人南黒医師会
	佐 藤 敏 夫	南黒歯科医師会
	丸 山 久 美 子	平川市民生委員児童委員協議会
事業者の代表 (3名)	成 田 和 博	社会福祉法人緑風会
	花 田 寛 之	社会福祉法人直心会
	三 上 貴 代	医療法人みらい会

## 平川市介護保険等運営協議会の審議経過

	開 催 日	会 場	審 議 内 容
第 1 回	令和5年8月 25 日	平川市役所本庁舎 大会議室2	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 平川市の介護保険の現状について</li> <li>(2) 令和4年度地域支援事業実績報告等について</li> <li>(3) 令和4年度在宅介護実態調査結果について</li> <li>(4) 令和4年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果について</li> <li>(5) 令和4年度平川市介護保険特別会計歳入歳出決算案について</li> <li>(6) 地域密着型サービス事業者等の指定更新状況について</li> </ul>
第 2 回	令和5年 12 月 22 日	平川市役所本庁舎 大会議室1	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 平川市第9期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画(案)について</li> </ul>
第 3 回	令和6年1月 26 日	平川市役所本庁舎 大会議室2	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 平川市第9期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画(案)について</li> <li>(2) パブリックコメントの実施結果について</li> </ul>
第 4 回	令和6年2月 16 日	平川市役所本庁舎 大会議室2	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 平川市第9期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画について</li> <li>(2) 平川市の介護保険の現状について</li> <li>(3) 令和5年度介護給付費の見込みについて</li> <li>(4) 地域密着型サービス事業者等の指定更新状況について</li> <li>(5) 令和6年度平川市介護保険特別会計歳入歳出予算案について</li> <li>(6) 令和6年度地域支援事業等計画案について</li> <li>(7) 平川市介護保険条例の一部改正案について</li> </ul>

平 高 第 3 3 9 号  
令和5年12月22日

平川市介護保険等運営協議会  
会 長 丸 山 久美子 様

平川市長 長 尾 忠 行

平川市第9期介護保険事業計画・高齢者保健福祉  
計画の策定について（諮問）

平川市第9期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画を策定するにあたり、  
貴協議会のご意見を賜りたく、ここに諮問します。

令和6年2月9日

平川市長 長尾 忠行 様

平川市介護保険等運営協議会  
会 長 丸 山 久美子

平川市第9期介護保険事業計画・高齢者保健福祉  
計画について（答申）

令和5年12月22日付けで諮問のあった平川市第9期介護保険事業計画・  
高齢者保健福祉計画について慎重に審議した結果、適当と認められるので、そ  
の旨答申します。



やっぱりここだね、  
平川市

NOSTALGIC CITY HIRAKAWA